

(お願い)

この「手引き」は、今後の運用により、随時修正を加えることが予想されます。

加筆修正をする場合は、本県建築課ホームページに掲載します。

ご利用の際は、改正履歴を確認していただきますようお願いします。

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法) 許可申請の手引き

令和7年4月

熊本県土木部建築住宅局建築課

目次

はじめに	3
用語の定義	3
第1章 制度の概要及び本県の運用.....	4
1－1 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の概要	5
1－2 規制区域の指定及び許可・届出等の必要な行為	6
1－3 許可及び届出を要する工事【法第12条、第30条、第27条】	8
1－4 法の対象外及び許可又は届出を要しない工事	10
1－5 許可・届出に係る県の取り扱い	15
1－5－1 面積の算定方法	15
1－5－2 複数の規制区域にまたがる盛土等に対する許可・届出の取扱い	16
1－5－3 他県との境界又は熊本市との境界にまたがる盛土等に対する許可・届出の取扱い	16
1－5－4 一体盛土の判断基準	17
1－5－5 廛地の取り扱い	22
第2章 許可基準.....	24
2－1 許可基準【法第11条、第12条、第13条、第29条、第30条、第31条】	25
2－2 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準【法第13条第1項、第31条第1項】	25
2－3 土石の堆積に関する工事の技術的基準【法第13条第1項、第31条第1項】	34
2－4 資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格【法第13条第2項、法第31条第2項】	36
2－5 工事主の資力、信用【法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号】	37
2－6 工事実行者の能力【法第12条第2項第3号、法第30条第2項第3号】	37
2－7 土地の権利者の同意【法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号】	37
2－8 周辺住民への事前周知【法第11条、第29条】	38
第3章 手続き.....	42
3－1 手手続き等一覧	43
3－2 許可担当部署・申請窓口（権限移譲事務）	45
3－3 他法令が適用される場合の留意事項	47
3－4 許可申請から工事完了までの流れ	49
3－5 許可申請又は届出に必要な書類	52
3－6 標識掲出【法第49条】	57

3-7 工事着手届【細則第18条】	57
3-8 中間検査【法第18条第1項、第37条第1項】	58
3-9 定期報告【法第19条第1項、第38条第1項】	59
3-10 計画変更【法第16条第1項、第2項、法第35条第1項、第2項、細則第17条】	61
3-11 休止・再開・廃止の届【細則第19条】	63
3-12 完了検査等【法第17条第1項及び第4項、第36条第1項及び第4項】	64
3-13 取下げ届【細則第20条】	66
3-14 国、県の取り扱い【法第15条第1項、第34条第1項】	67
3-15 都市計画法の開発許可の取り扱い【法第15条第2項、第27条第5項、第34条第2項】 ..	70
3-16 建築基準法の確認申請の取り扱い	73
3-17 証明【省令第88条】	74
3-18 公表【法第12条第4項、第30条第4項他】	74
3-19 盛土規制法に基づくその他の手続き【法第21条、第40条】	75
 第4章 その他	78
4-1 手数料【熊本県手数料条例】	79
4-2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事、土石の堆積に関する工事の届出【法第21条第1項、法第40条第1項】	80
4-3 不法・危険盛土等に対する行政処分と処罰	83
 資料編	84
資1 作成要領	85
資1-1 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可の申請書の作成要領	85
資1-2 土石の堆積に関する工事の許可の申請等申請書の作成要領	88
資1-3 撫壁等に関する工事の届出書の作成要領	90
資1-4 公共施設用地の転用の届出書の作成要領	91
資2 関係法令及び通知	92
資3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式	130
資4 熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則及び様式	148
資5 熊本県盛土等調査書閲覧規定	169
資6 参考様式（誓約書、事前相談書）	171
資7 ホームページ（HP）の紹介	172
資8 改正履歴等	173

はじめに

この手引は、熊本県（熊本市の区域を除く。）において、盛土規制法に基づく申請手続きの取り扱いを示したものでです。

※熊本市の区域の取り扱いについては、熊本市にお問い合わせください。

用語の定義

法	: 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
政令	: 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	: 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
細則	: 熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年熊本県規則第21号）
S37 建設省告示 1005号	: 宅地造成等規制法施行令第17条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（改正：令和5年5月26日農林水産省、国土交通省告示第4号）
S40 建設省告示 1485号	: 宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めにコンクリートを用いて充填(てん)するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件
施行通知	: 「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」（令和5年5月26日付け国官参宅第12号・5農振第659号・5林整治第244号）
規制区域	: 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域
宅造区域	: 宅地造成等工事規制区域
特盛区域	: 特定盛土等規制区域
盛土等	: 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の総称
宅地	: 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共施設用地として用いられている土地以外の土地（法2条1号）
農地等	: 農地、採草放牧地及び森林（法2条1号）
宅地造成	: 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令3条で定めるもの
特定盛土等	: 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令3条で定めるもの
土石の堆積	: 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令4条で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）
土石	: 土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指す（施行通知）
土砂	: 「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいう。 ①地盤を構成する材料のうち、粒径75mm未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。） ②地盤を構成する材料のうち、粒径75mm以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤建設廃棄物等の建設副産物（資源有効利用促進法第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの。コンクリート塊滞在を加工し、再びコンクリート用の骨材として再利用できるようにした再生骨材等が該当
岩石	: 「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものを行う。岩石に該当するものについて、粒径の上限はありません。
宅地造成等	: 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
土地所有者等	: 土地の所有者、管理者または占有者

第1章 制度の概要及び本県の運用

1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の概要

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています。

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律として、令和5年5月26日に施行されました。

〈法律の概要〉

- ① **規制区域の指定**：盛土等の崩壊により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域（「宅造区域」及び「特盛区域」）として指定します。
- ② **安全な盛土等の造成**：規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要になります。
- ③ **盛土等を安全に保つ責務**：規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去に行われた盛土等を含めて、土地所有者等※が常に安全な状態に維持する必要があります。原因行為者に対しては正措置等の命令が発せられる場合があります。
※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。
- ④ **実効性のある罰則**：罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑が強化されています。

本県では、令和7年4月1日に、県内全域（造成宅地防災区域に指定する区域を除く。）について、法第10条第1項に規定する「宅造区域」又は第30条第1項に規定する「特盛区域」に指定し、危険な盛土等の防止に取り組んでいきます。

法令	規制区域指定	既存盛土対応
法	基本方針(告示)	区域指定や基礎調査等の実施についての基本的考え方を整理
政令	施行通知	工事等の許可や、区域指定、既存盛土対応の基本的な考え方や留意事項を整理
省令		造成宅地防災区域指定要領 造成宅地防災区域指定にあたっての基本的考え方を整理
盛土等防災マニュアル <small>安全対策の基本的考え方や設計・施工上の留意点を整理</small>		基礎調査実施要領(規制区域指定編、既存盛土調査編) 規制区域指定のための調査や既存盛土対応のための調査にあたっての基本的な調査方法を整理 等
盛土等防災マニュアル の考え方 <small>上記マニュアルを具体的な図表等を交えて考え方を整理</small>	基礎調査実施要領(規制区域指定編) の解説 <small>上記の基礎調査実施要領を具体的な調査手法等を交えて詳細に解説</small>	盛土等の安全対策推進ガイドライン 既存盛土の把握・安全性確認、安全対策の基本的考え方を整理 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 <small>上記ガイドラインを具体的な図表等を交えて詳細に解説</small> 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン <small>不法・危険盛土等の発見のための日常的な行政対応、発見後の行政対応、関係部局等との連携を整理</small>

図 1-1-1 関係法令及び通知等

1-2 規制区域の指定及び許可・届出等の必要な行為

「宅造区域」及び「特盛区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のために必要な許可・届出制度です。

法では、一定規模の盛土や切土行為、土石を堆積する行為や、法適用以前に着手された既存の盛土等を規制の対象としています。

盛土又は切土により生じる崖は規制対象となります。自然の崖や、自然の崖を保護するための擁壁等は規制の対象ではありません。

「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤以外（風化の著しいものを除く）のものをいいます。

なお、自然災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に現状回復する行為は、土地の形質の変更には該当せず、規制対象となりません。

表1-2-1 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積とは（法の定義）

宅地造成（政令3条）	特定盛土等（政令3条）	土石の堆積（政令4条）
宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更であって、以下の①～⑤のいずれかに該当するもの	宅地又は農地等において災害を発生させるおそれがあるものとして、以下の①～⑤のいずれかに該当するもの	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令4条に定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。
①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④①～③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの	①高さが2mを超える土石の堆積 ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの	

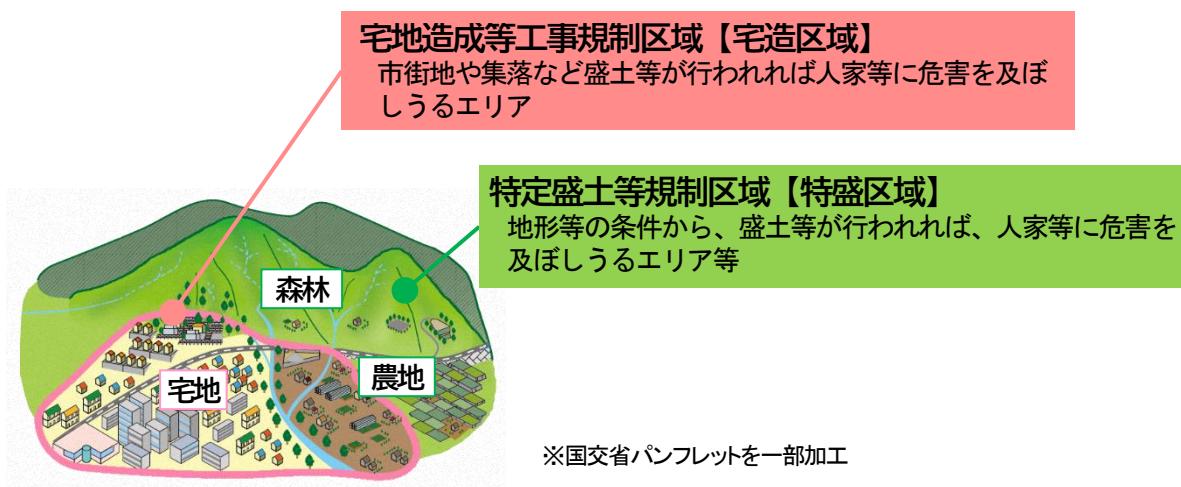


図1-2-1 規制区域のイメージ

表 1-2-2 法に基づく区域指定一覧

区域名	対象市町村	告示日	告示番号	施行日
宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	44 市町村 (熊本市を除く)	令和7年4月1日	熊本県告示第261号	令和7年4月1日
造成宅地防災区域	西原村の一部	令和7年4月1日	熊本県告示第261号	令和7年4月1日



図 1-2-2 規制区域図

※規制区域図の詳細は、県建築課ホームページで確認することができます。

また、ホームページから規制区域図 KML データをダウンロードすることにより、国土地理地図（GIS 地図。国土地理院ホームページ）上でも確認することができます。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/215458.html>



※県内の土地の区域は、全域において、宅造区域、特盛区域又は造成宅地防災区域に指定されています。

※各区域の境界は、基本的には、河川、水路、道路、鉄道等の地形・地物を用いて設定しています。

明確な地形・地物がない場合は、地形・地物が交差する点、尾根、三角点、標高点等を結ぶ見通し線を用いて設定しています。その場合座標が必要となりますので、明確な座標位置を確認したい場合は、県建築課までお尋ねください。

1-3 許可及び届出を要する工事【法第12条、第30条、第27条】

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものは、あらかじめ許可（表1-3-1参照）又は届出（表1-3-2参照）が必要です。

宅造区域と特盛区域では許可等の対象となる規模は異なりますが、規制対象となる工事は同じです。



図1-3-1 許可及び届出を要する工事のイメージ

表1-3-1 許可を要する工事【法第12条第1項、第30条第1項許可】

行為	対象規模		
	宅造区域	特盛区域	イメージ図
土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で、高さ ^{注1} が1mを超える崖 ^{注2} を生ずるもの	①盛土で、高さ ^{注1} が2mを超える崖 ^{注2} を生ずるもの	
	②切土で、高さ ^{注1} が2mを超える崖 ^{注2} を生ずるもの	②切土で、高さ ^{注1} が5mを超える崖 ^{注2} を生ずるもの	
	③切土と盛土を同時に使う場合、盛土と切土と合わせて高さ ^{注1} が2mを超える崖 ^{注2} を生ずるもの	③切土と盛土を同時に使う場合、盛土と切土と合わせて高さ ^{注1} が5mを超える崖 ^{注2} を生ずるもの	
	④①～③に該当しない盛土で、高さ ^{注1} が2mを超えるもの	④①～③に該当しない土で、高さ ^{注1} が5mを超えるもの	
	⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積 ^{注3} が500m ² を超えるもの ^{注4}	⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積 ^{注3} が3,000m ² を超えるもの ^{注4}	
一時的な土石の堆積 ^{注5}	⑥高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えるもの	⑥高さが5mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が1,500m ² を超えるもの	
	⑦⑥に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積 ^{注6} が500m ² を超えるもの ^{注7}	⑦⑥に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積 ^{注6} が3,000m ² を超えるもの ^{注7}	

注1：「高さ」とは、許可・届出の対象となる部分の最大高低差をいいます。盛土と切土が混在する場合は、行為によって生ずる最大高さ（盛土と切土を行った後の形状で一番高いところと一番低いところとの高低差）となります。擁壁等を設置する盛土等においては、擁壁等も含めた最大高低差になります。

なお、工事の過程において一時的に規制対象高さを超える崖を生じる場合であっても、規制対象となります。

注2：「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤以外（風化の著しいものを除く）のものをいいます。【政令第1項第1項】また、一定の範囲内にある複数の崖は、一体の崖として考えます。図1-3-2参照

注3：「盛土又は切土をする土地の面積」は、盛土や切土を行う部分の面積を全て合計した面積をいいます。

注4：全ての位置において盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1m^{*}を超えない場合は、許可及び届出は不要です。

図1-3-3 参照。※細則第5条

注5：「土石の堆積」とは、土石を積み重ねたものをいいます。

ただし、次に掲げるものは、法の対象外です。

- ① 試験、検査等のための試料の堆積
- ② 屋根及び壁で囲まれた空間その他の完全に閉鎖された場所における土石の堆積
- ③ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの
- ④ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

※主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、法の対象となりますので、ご注意ください。

注6：「土石の堆積を行う土地の面積」は、土石の堆積を行う部分の面積を全て合計した面積をいいます。

注7：全ての位置において土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高の差が1mを超えない場合は、許可及び届出は不要です。※細則第5条

（参考）建築物等の工作物の建築・築造に伴う掘削及び埋戻しは、土地の形質が変更されたものとみなされないため、宅地造成及び特定盛土等には該当しません。

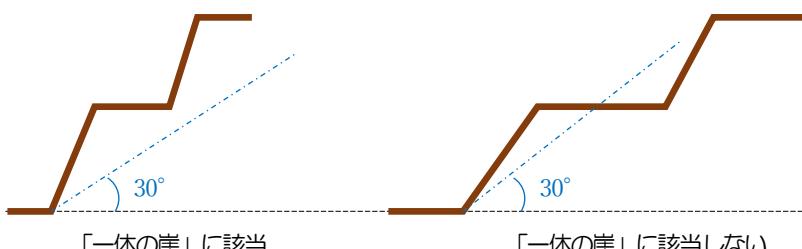


図1-3-2 一体の崖の考え方【政令第1条第3項】

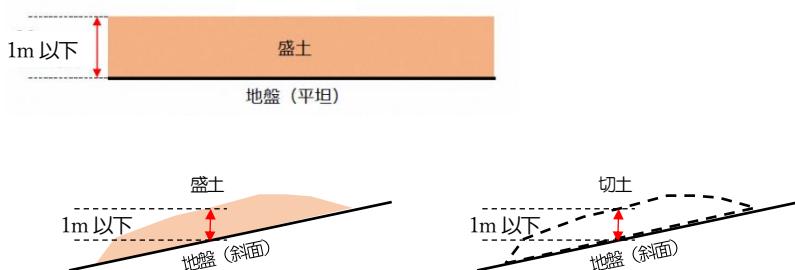


図1-3-3 表1-3-1の土地の形質の変更⑤の考え方



図1-3-4 表1-3-1の一時的な土石の堆積⑦の考え方

小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

表1-3-1の土地の形質の変更⑤においては、盛土又は切土をする土地全ての位置において盛土又は切土をする前後の標高の差が1mを超えない場合は、面積が500m²（特盛区域においては3,000m²）を超える場合にあっても、許可・届出は不要です。

表1-3-1の一時的な土石の堆積⑦においては、土石の堆積をする土地全ての位置において土石の堆積をする前後の標高の差が1mを超えない場合は、面積が500m²（特盛区域においては3,000m²）を超える場合にあっても、許可・届出は不要です。

表 1-3-2 届出を要する工事【法第27条届出】

区域	行為	対象規模（注書きは、表 1-3-1 の注書き参照。）
特盛区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	① 盛土で、高さが1mを超える崖 ^{注1} を生ずるもの ② 切土で、高さが2mを超える崖 ^{注1} を生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土と合わせて高さが2mを超える崖 ^{注1} を生ずるもの ④ ①～③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地 ^{注2} の面積 ^{注3} が500m ² を超えるもの ^{注4}
	一時的な土石の堆積 ^{注5}	① 高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積 ^{注6} が300m ² を超えるもの ^{注7} ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積 ^{注6} が500m ² を超えるもの ^{注7}

※注釈は、表 1-3-1 の注釈を参照

1－4 法の対象外及び許可又は届出を要しない工事

規制区域内であっても、法第2条第1項第1号に規定される、道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地の区域は、法の規制対象外です。（表 1-4-1「法の対象外」欄参照）

また、政令第5条第1項各号に規定する災害の発生するおそれがないと認められる工事又は法第15条各項若しくは第34条各項で規定する許可があったものとみなす工事は、法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可又は第27条第1項の届出を要しません。（表 1-4-1「許可又は届出の手続き対象外」欄参照）

表 1-4-1 許可又は届出を要しない工事

区分	具体的な内容
法の対象外	<p>下記の公共施設用地の区域内における宅地造成等は、法の対象外です。</p> <p>公共施設用地とは 現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定されている土地を含むと解されます。（施行通知 別紙）</p> <p>※公共施設用地の区域内であれば、行為者によらず対象外です。</p> <p>※公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等について、<u>公共施設用地外</u>で盛土等を行う場合は、規制対象となりますので、注意してください。</p> <p>※下記以外の公共事業（庁舎や図書館の建設等）や、公共施設の用に供されなくなることが決定している土地における盛土等は規制対象となるため、注意してください。</p> <p>【法2条1項1号】 道路^{注1}、公園^{注2}、河川^{注3}その他政令（政令2条）で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地</p> <p>【政令2条】 砂防設備（砂防法1条）、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道（私鉄、駅舎や変電施設等を含む）、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令（省令1条1項）で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令（省令1条2項）で定めるもの</p> <p>【省令1条1項】 雨水貯留浸透施設^{注4}、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律2条2項に規定する防衛施設</p> <p>【省令1条2項】 学校^{注5}、運動場、緑地、広場^{注6}、墓地、廃棄物処理施設^{注7}、水道、下水道^{注8}、営農飲食用水施設、水産飲食用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地</p>

		崩壊防止施設
	その他法の規制対象外となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の工作物の建築・築造、解体に伴う掘削及び埋戻し ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為^{注9}（通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高の差が1mを超えない^{注13}もの、暗渠排水の新設及び改修等） <p>※ただし、ほ場の大区画化・均平、田畠転換や農業用施設用地の整備等（土地改良事業等により行う場合を除く。）の工事は、規制対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用のために土地の形質を維持する行為（グランド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等）
許可・届出の手続き対象外	災害の発生するおそれがないと認められる工事（政令5条1項各号、省令8条1項各号）	<p>下記に掲げる法律等に基づく事業に係る宅地造成等は、許可又は届出の手続きは不要です。</p> <p>災害の発生するおそれがないと認められる工事</p> <p>【政令5条1項各号】※各法の該当条項などの詳細は、政令を確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法13条の届出等に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置工事等） ・鉱業法63条の届出等に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法33条の認可等に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法16条の認可等に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令（省令8条1項各号）で定めるもの <p>【省令8条1項各号】※対象工事の詳細は、省令を確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法2条2項に基づく土地改良事業（農業用用水排水施設の新設等）又は15条2項に基づく事業又は土地改良事業に準ずる事業^{注10} ・火薬類取締法3条の許可等に基づく火薬類の製造施設に設置等に係る工事 ・家畜伝染病予防法21条1項に基づく家畜の死体等の埋却等に係る工事 ・廃棄物処理法7条6項の許可に基づく廃棄物の処分の許可等に係る工事 ・土壤対策汚染法16条1項に基づく汚染土壤の搬出又は処理の届出に係る工事等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壤の保管又は処分等に係る工事 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事^{注11} ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人（土地開発公社、日本下水道事業団、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構、（独）水資源機構、（独）都市再生機構等）が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・高さ2m以下かつ面積500m²超の盛土又は切土（政令3条5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1m^{注12}を超えないものを行う工事 ・高さ2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えないもの ・高さ2m以下で土石の堆積を行う土地の面積が500m²を超えるものであって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1m^{注13}を超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積^{注14}であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場^{注15}又はその付近^{注16}に堆積するもの（図1-4-1参照） <p>【法15条1項、法34条1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国または県と許可権者の協議が成立した工事 <p>【法15条2項、法34条2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法29条1項、2項の許可を受けて行われる工事
	みなし許可となる工事（法15条各項、法34条各項）	

注1：「道路」とは、道路法による道路等の、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路が該当します。道路法上の道路のほか、都市計画法による道路、林道を含みます。

※農道や里道（法定外公共物）は、法による明確な定義がないため、地方公共団体における管理の状況（管理台帳等による管理）等を踏まえて判断します。

注2：「公園」とは、都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法10条1項及び2項並びに16条1項及び2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含みます。（施行通知）

注3：「河川」とは、河川法が適用又は準用される河川その他公共の利害に関係のある河川や河川管理施設等を含みます。

注4：「雨水貯留浸透施設」とは、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に規定する雨水貯留浸透施設が該当します。

注5：「学校」とは、国又は地方公共団体が管理するものをいいます。幼稚園も学校教育法に基づく学校であるため、公立の場合は該当します。私立学校は規制対象です。

注6：「緑地、公園」とは、条例等により、地方公共団体又はその指定管理者等による管理の位置づけがされたものが該当します。

注7：国又は地方公共団体が管理する「廃棄物処理施設」においては、埋立において行う盛土も規制対象外です。

注8：「下水道」とは、下水道法2条1項2号に定義される下水道のほか、地方公共団体が管理する小規模集合排水処理施設やコミュニティ・プラント等が該当します。

注9：「通常の営農行為」とは、通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地表面の標高差が1mを超えないもの、暗きよ排水の新設及び改修等、法の対象とならない行為をいいます。図1-4-1参照。

注10：「土地改良事業に準ずる事業」とは、土地改良法の手続きには基づかないものの、同法2条2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行うものであり、国の補助事業のほか、県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当します。その場合、「土地改良事業に準ずる事業」は、「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工を行ってください。（施行通知）

注11：「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」とは、森林の施業を実施するために必要な作業路網（森林作業道、林業専用道（規格相当）及び集材路（以下「森林作業道等」という。）を指す。）の整備に関する工事が該当します。その場合、「熊本県森林作業道作設指針」、「熊本県森林作業道実施基準」、「林業専用道作設指針」「主伐時における伐採・搬出指針」及び市町村森林整備計画の作業路網等の施設整備に関する事項等に即して安全基準を満たすようにしてください。（施行通知）

注12：本県では、省令8条9号に規定する30cmについては、細則第5条で1mに緩和しています。

注13：本県では、省令8条10号に規定する30cmについては、細則第5条で1mに緩和しています。

注14：「工事の施行に付隨して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事で発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法26条1項に規定する主任技術者をいう。）等が本体工事の管理と合わせて一体的に管理するものといいます。（施行通知）

「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋め立て等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。

例えば、盛土による宅地造成を行う建設工事の現場で、盛土を行うために使用する土石を、現場外から搬入し、盛土工事を行うまでの間、当該現場やその付近に一時的に仮置きするものが該当します。

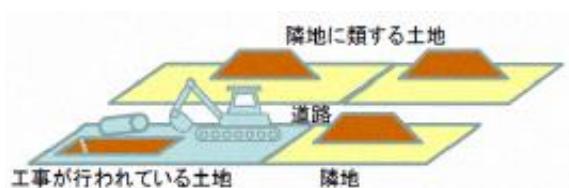
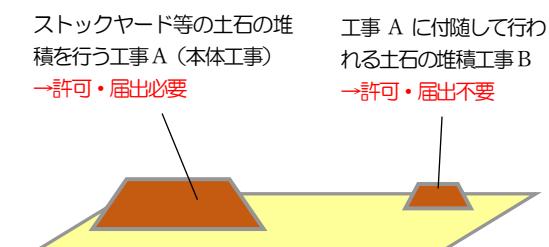
工事の施行に付隨して行われる土石の堆積については、
本体工事の期間中については許可不要となります
が、土石の搬出先の残土処理場やストックヤードの空き状況、他の工事に土石を流用する場合の流用先の工事の開始時期との関係などで、やむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについても、引き続き許可不要となります。

その場合、客観的に確認できるよう、管理体制や搬出予定先等を記した誓約書の提出や、同様の内容を記した看板を掲示してください。（図1-4-2、図1-4-3、図1-4-4参照）

注15：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類（発注者による指示書や承諾書、発注者との協議関係書類等の発注者と受注者が取り交わす書類など）に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含みます。）をいいます。（施行通知）

注16：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地をいい、本体の工事現場の主任技術者や安全管理者等から目視可能で、容易に到達でき、本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、工事現場の隣地や隣地に類する土地（本体の工事現場から道路を挟んだ向かいの土地など）を想定しています。（施行通知）

※工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板を掲示してください。（図1-4-2、図1-4-3、図1-4-4参照）



区分	土地の形質の維持に該当する行為（通常の営農行為） →規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 →盛土等の規模によって規制対象※2
行為の例	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 耕起、代かき、整地、畠立て ➢ けい畔の新設・補修・除去 ➢ 土壤改良材（基肥、たい肥等）の投入 ➢ 表土の補充 ※1 <p style="text-align: center;">表土の補充のイメージ (特定の作物の栽培上で表土が不足する場合)</p> <p style="text-align: center;">(表土が降雨によって流出する場合)</p> <p style="text-align: center;">表土の補充後の地表面</p> <p style="text-align: center;">表土の補充前の地表面</p> <p style="text-align: center;">補充した表土</p> <p style="text-align: center;">従前の表土</p> <p style="text-align: center;">地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 表土の入れ替え <p style="text-align: center;">表土の入れ替えのイメージ</p> <p style="text-align: center;">搬出先で盛土又は土石の堆積の規制対象になる場合がある</p> <p style="text-align: center;">表土</p> <p style="text-align: center;">地盤</p> <p style="text-align: center;">搬出元が切土の規制対象になる場合がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業用暗きよ排水の新設・改修 ➢ 樹園地における樹木の改植 ➢ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生(抜根、整地等) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ほ場の大区画化・均平・勾配修正 ほ場の大区画化・均平のイメージ <p style="text-align: center;">切土</p> <p style="text-align: center;">地盤</p> <p style="text-align: center;">盛土</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 盛土を伴う田畑転換 盛土を伴う田畑転換のイメージ <p style="text-align: center;">道路</p> <p style="text-align: center;">畑</p> <p style="text-align: center;">(田)</p> <p style="text-align: center;">盛土</p> <p style="text-align: center;">地盤</p> <p style="text-align: center;">(田)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 ➢ 農道の整備 <p style="text-align: center;">農道の整備のイメージ</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">切土</p> <p style="text-align: center;">地盤</p> <p style="text-align: center;">(改修(拡幅))</p> <p style="text-align: center;">切土</p> <p style="text-align: center;">地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業用施設用地の整備 <p style="text-align: center;">農業用施設用地の整備のイメージ</p> <p style="text-align: center;">道路</p> <p style="text-align: center;">農業用施設用地</p> <p style="text-align: center;">(農地)</p>
備考	農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復する行為は、土地の形質の維持に該当する行為のため規制対象外。	

※1：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令8条10号〇を踏まえて都道府県等が定める値を超えないもの（都道府県等が値を定めていない場合は盛土の規制対象規模未満のもの）。

※2：土地改良事業又はこれに準ずる事業等に係る工事(省令8条1号)は許可不要工事。

6

図 1-4-1 「通常の営農行為」のイメージ図

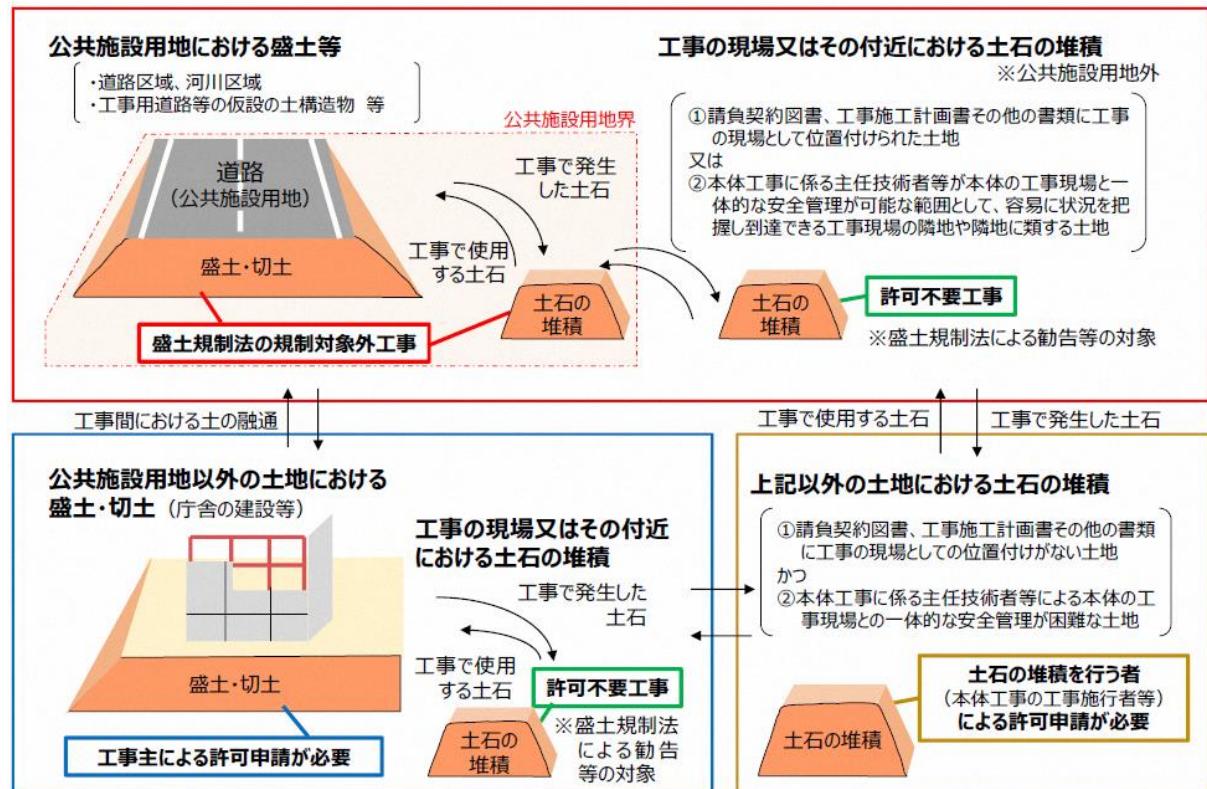


図 1-4-2 「工事に付随して行われる土石の堆積」における複数工事間の流用に係る考え方

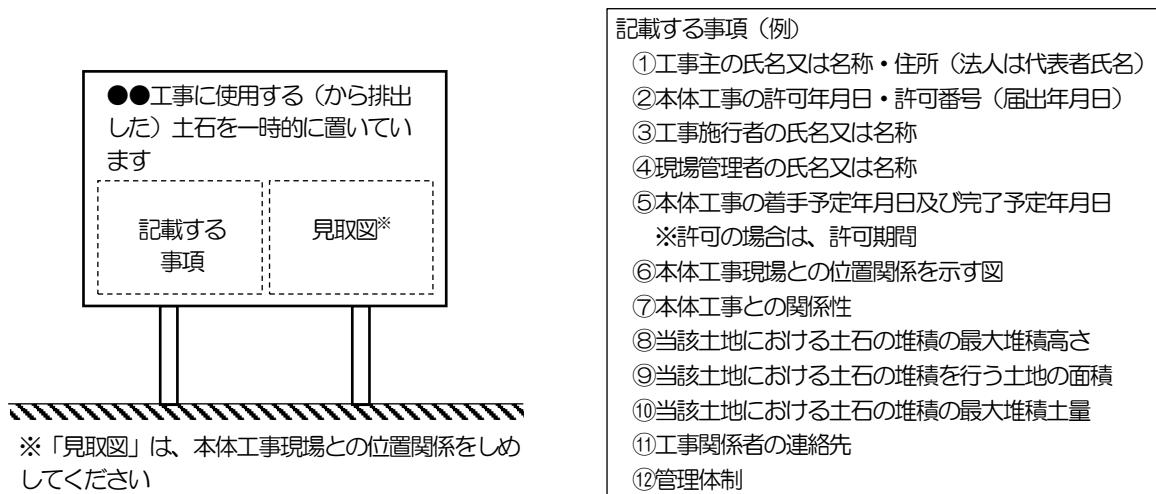


図 1-4-3 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」であることを示す看板の参考図

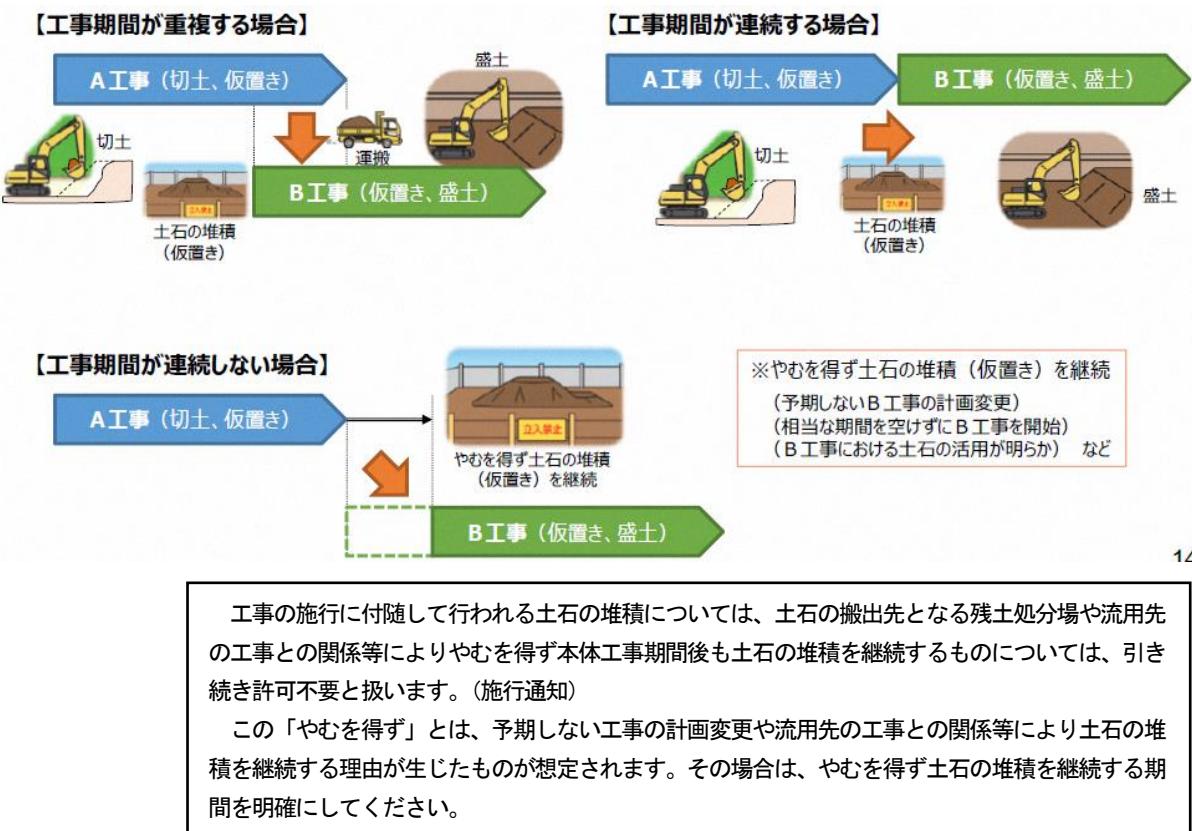


図 1-4-4 「工事に付随して行われる土石の堆積」における複数工事間の流用に係る考え方

1-5 許可・届出に係る県の取り扱い

1-5-1 面積の算定方法

許可又は届出の要否の判定に係る面積、申請面積及び手数料算定面積の算定方法は次のとおりです。

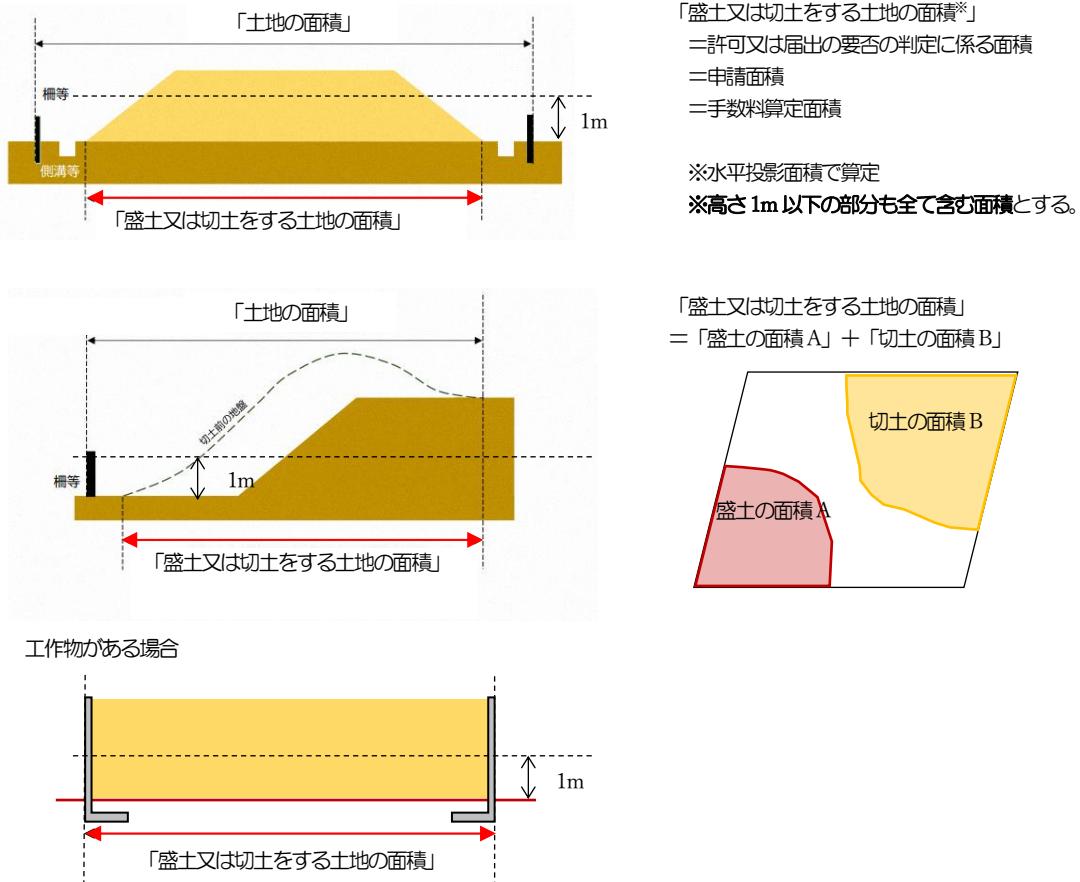


図1-5-1 宅地造成又は特定盛土等の場合の面積の算定方法

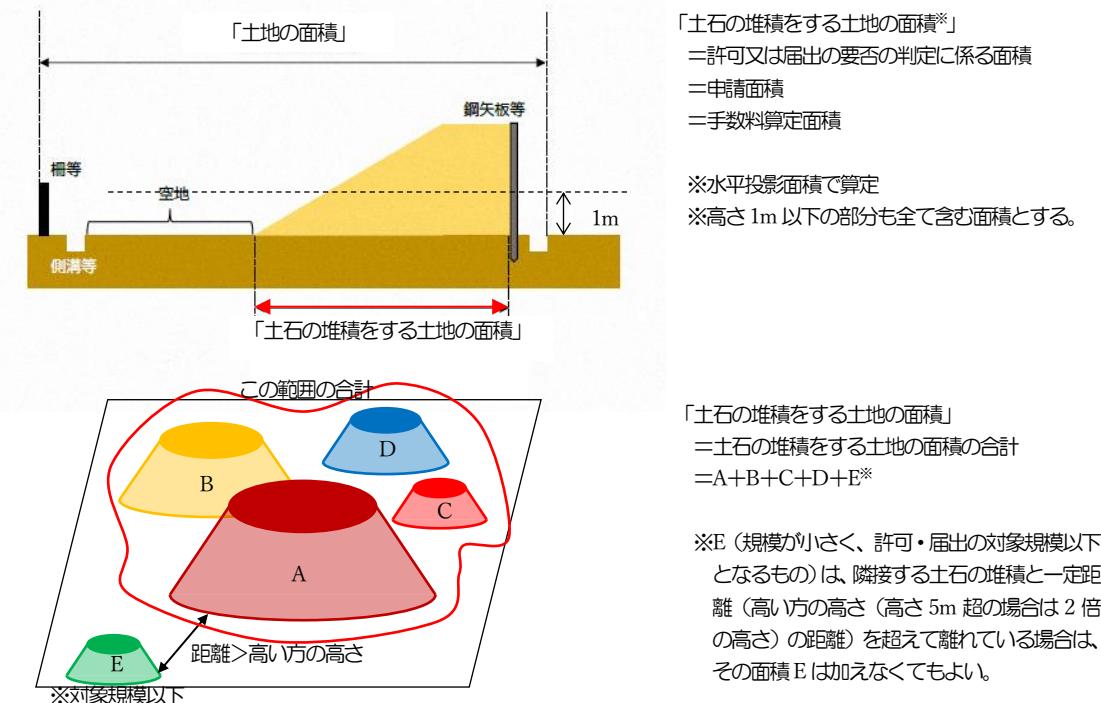


図1-5-2 土石の堆積の場合の面積の算定方法

1-5-2 複数の規制区域にまたがる盛土等に対する許可・届出の取扱い

図1-5-3のように、宅造区域と特盛区域にまたがって行う盛土等については、当該盛土等を行う土地の区域の位置及び面積に応じて、図1-5-4のとおり取り扱います。

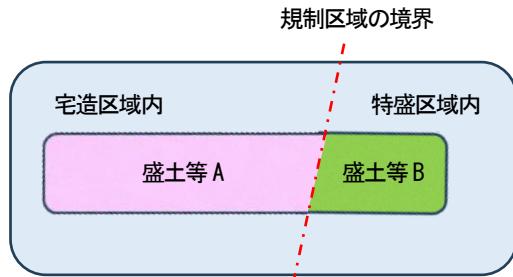


図1-5-3 複数の規制区域にまたがる盛土等

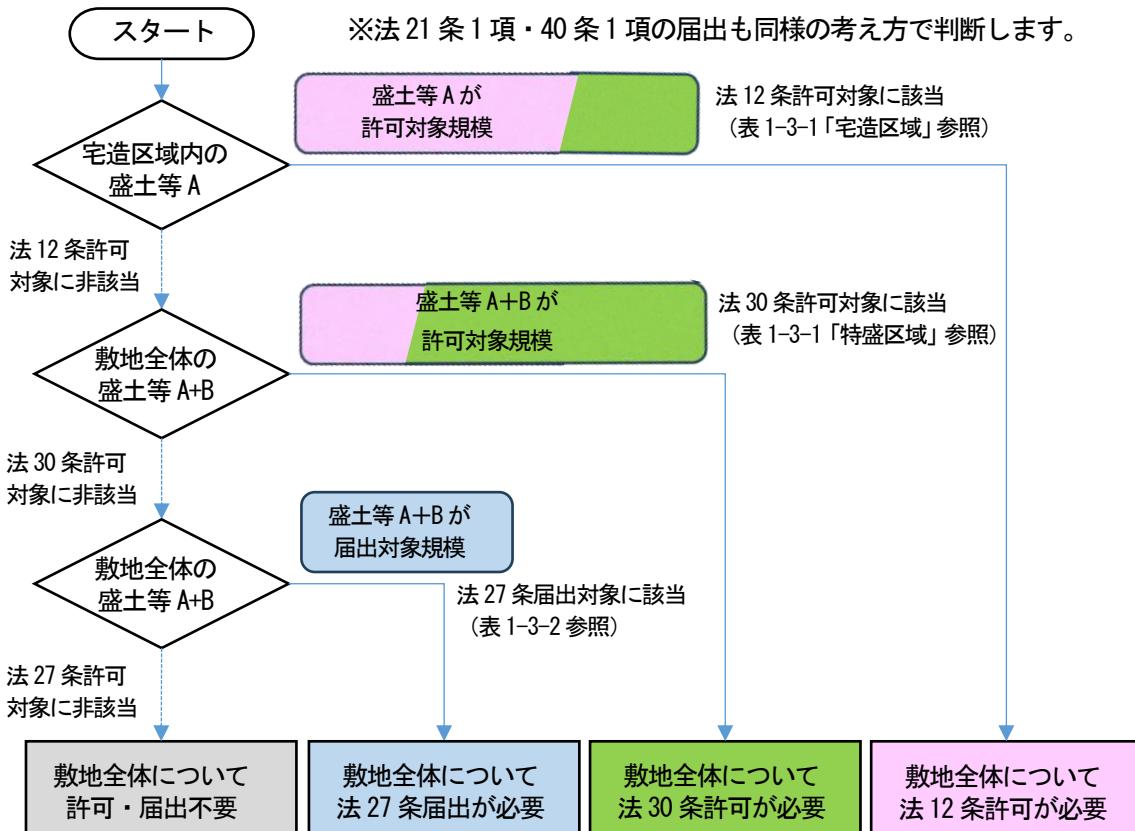


図1-5-4 複数の規制区域にまたがる盛土等に対する許可・届出の取扱い

1-5-3 他県との境界又は熊本市との境界にまたがる盛土等に対する許可・届出の取扱い

他県又は熊本市の区域にまたがって行う盛土等は、両方の自治体に対して協議を行ってください。

本県では、他県又は熊本市の区域内の盛土等も含めた土地全体について、図1-5-4の取扱いに従い許可・届出の要否を判断します。

許可が必要となる場合、原則として、一体性のある盛土等の全体を俯瞰しつつ、各県市の区域の部分についてそれぞれの県市で許可することになりますので、併せて、他県又は熊本市に対しても、許可・届出の要否や、適用する許可基準について、協議を行ってください。

1-5-4 一体盛土の判断基準

既存盛土と接する新規盛土を造成する場合、個々のケースにより判断することとなります。一体的な盛土と判断基準に該当する場合には規制対象になります。

離れた位置で行う盛土等であっても、その状況によっては一体の盛土等として取り扱います。

盛土等の一体性は、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「事業者の同一性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断します。（図1-5-5、図1-5-6 参照）

なお、既存盛土の上に盛土する場合には、当該既存盛土が基礎地盤となりますので、地盤条件等が適切に確保されているか技術的に確認することになります。

- ①「物理的一体性」とは、盛土等が一体不可分となっている等、一体とみなす場合をいいます。
- ②「機能的一体性」とは、事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われる土地の利用や、相互に関連している場合をいいます。
- ③「事業者の同一性」とは、事業者が同一である場合をいいますが、実質的に同一と認められる場合も含みます。
- ④「時期的近接性」とは、盛土等が行われた時期が近い場合をいいます。

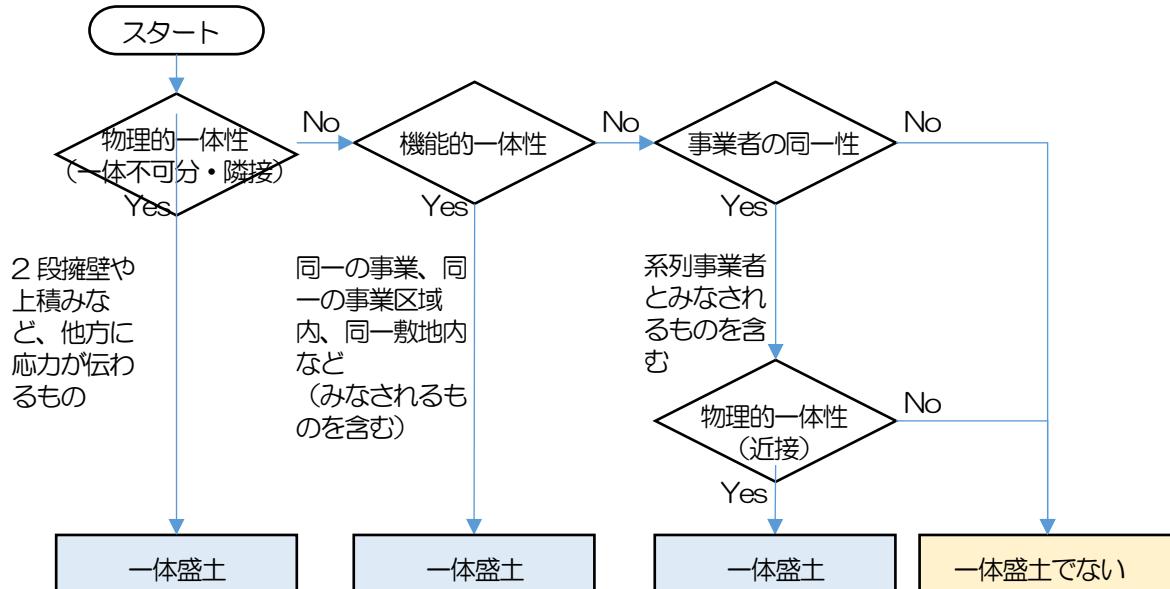


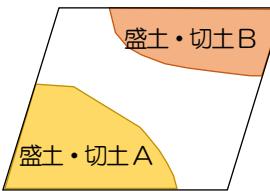
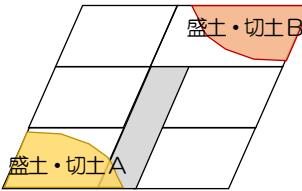
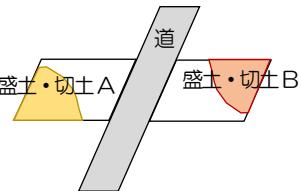
図1-5-5 一体盛土の判断基準（宅地造成又は特定盛土等の場合）

表1-5-1 許可・届出の要否等の判断基準（宅地造成又は特定盛土等の場合）

項目	「一体盛土」と判断される場合	「一体でない」場合
許可・届出の要否の判断	①既存部分が法適用以前の場合 既存部分（形質の変更がある部分のみ）も含めて判断 ②既存部分（法適用後のものに限る）が許可を受けていない場合 既存部分も含めて判断 ③既存部分が許可済の場合 既存部分も含めて判断	新規に着手する部分のみで判断
申請面積	①既存部分が法適用以前の場合 既存部分（形質の変更がある部分のみ）と新規部分の合計面積 ②既存部分（法適用後のものに限る）が未許可の場合 既存部分と新規部分の合計面積 ③既存部分が許可済の場合 既存部分（形質の変更がある部分のみ）と新規部分の合計面積	新規に着手する部分のみ
技術的基準の適用範囲	原則として、既存部分も含めた全体に適用 ただし、法適用以前に着手した部分（形質の変更がない部分で、構造安全上影響ない部分に限る。）には適用しない。	新規に着手する部分のみに適用

表 1-5-2 「物理的一体性」等の判断基準（宅地造成又は特定盛土等の場合）

項目	事例
物理的 一体性	<p>【一体不可分】上積みして繰り返し盛土・切土を行う場合などが該当</p> <p>盛土 A 盛土 B 盛土 C 盛土 B 盛土 A</p> <p>20°</p> <p>残土処分 (規制対象規模未満) 残土処分 (規制対象規模未満) 各事業者の資本に関係性あり (約1年間で盛土等を実施) (いずれも残土処分) 盛土等は渓床勾配20°の同じ渓流に位置</p> <p>200m² 事業者イ 350m² 事業者ロ 510m² 事業者ハ</p> <p>かけ影響線</p> <p>【隣接】互いに接して盛土・切土を行う場合などが該当</p> <p>盛土 A 盛土 B</p> <p>【近接】離れた位置にあるものの、互いに物理的に影響ある位置で盛土・切土を行う場合などが該当</p> <p>【平地盛土】 盛土間の離隔が2H以内の場合</p> <p>[A] [B]</p> <p>2H H</p> <p>【腹付け盛土】 盛土間の離隔が5H以内の場合</p> <p>[A] [B]</p> <p>5h h</p> <p>【谷埋め盛土】 渓流等（渓床勾配10°以上・全幅50mを基本とする範囲）において盛土が上下に位置する場合</p> <p>[A] [B]</p> <p>渓床勾配2°以上 渓床勾配10°以上</p> <p>参考：不法・危険盛土等への 対処方策ガイドライン</p>

(続き)	<p>【隣接とはみなさない事例】互いに物理的に独立して存在する場合などが該当</p>  
機能的 一体性	<p>同一敷地（事業区域）で行われる事業などをいい、事業的、計画的に行われる等、同じ目的を持って複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合が該当する。また、設置される擁壁や排水施設等の工作物を共有する場合も該当する。</p>   
事業者 同一性	<p>①事業者の同一性 別の法人であっても、関連会社（例えば同一者又は親族がそれぞれの役員を務めている場合など。）であるかどうかを含めて判断する。</p> <p>②土地所有者、権利所有者の同一性 場合によっては、現所有者・権利者だけではなく、直近の所有者・権利者も含めて判断する。</p> <p>③工事実行者の同一性 事業者と同様の考え方で判断する。 ※個人の場合についても、同様の考え方で判断する。</p>
時期的 近接性	個別に判断

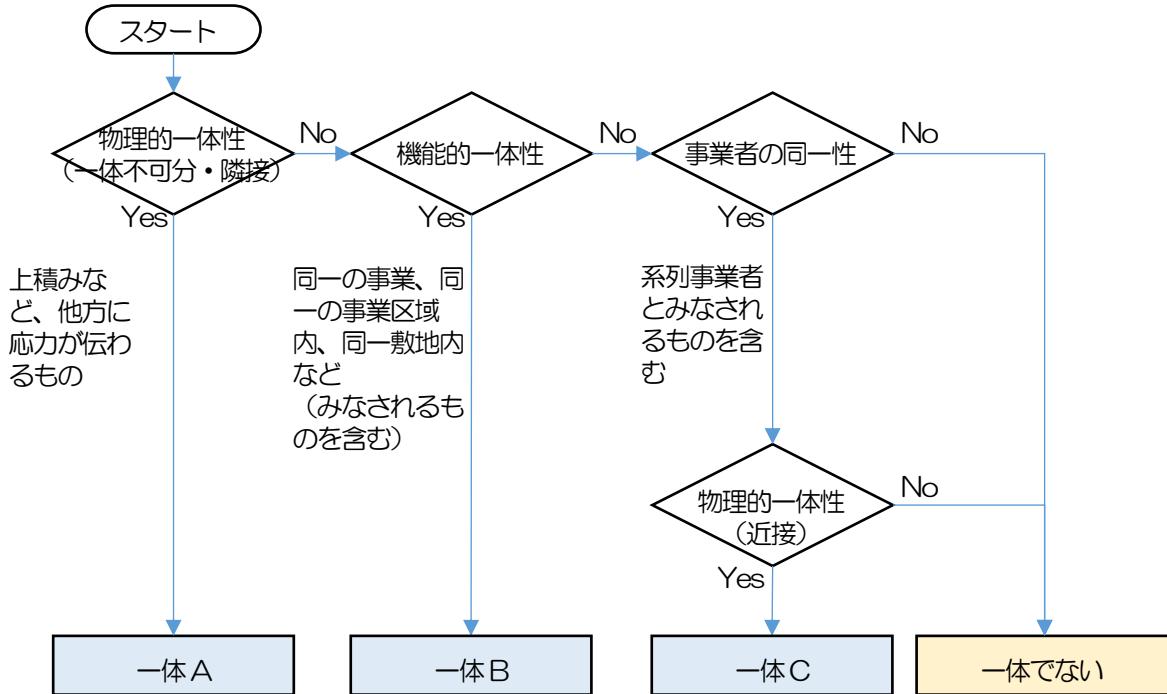


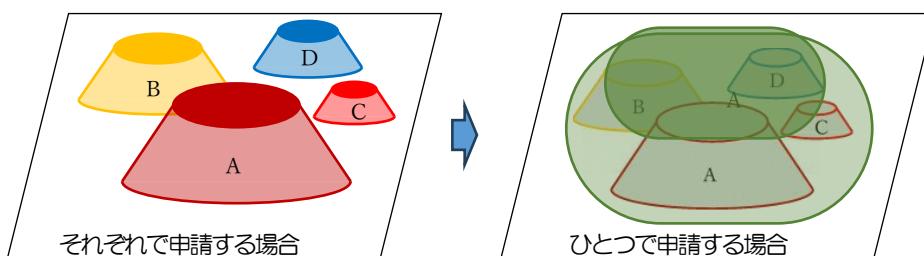
図 1-5-6 一体盛土の判断基準（土石の堆積の場合）

表 1-5-3 許可・届出の要否等の判断基準（土石の堆積の場合）

項目	「一体盛土」と判断される場合	「一体でない」場合
許可・届出の要否の判断 ^{注1}	①既存部分が法適用以前の場合 既存部分（形質の変更がある部分のみ）も含めて判断 ②既存部分（法適用後のものに限る）が未許可の場合 既存部分も含めて判断 ③既存部分が許可済の場合 既存部分も含めて判断	新規に着手する部分のみで判断
申請面積 ^{注2注3}	①既存部分が法適用以前の場合 既存部分（形質の変更がある部分のみ）と新規部分の合計面積 ②既存部分（法適用後のものに限る）が未許可の場合 既存部分と新規部分の合計面積 ③既存部分が許可済の場合 既存部分（形質の変更がある部分のみ）と新規部分の合計面積	新規に着手する部分のみ
技術的基準の適用範囲	原則として、既存部分も含めた全体に適用 ただし、法適用以前に着手した部分（形質の変更がない部分で、構造安全上影響ない部分に限る。）には適用しない。	新規に着手する部分のみに適用

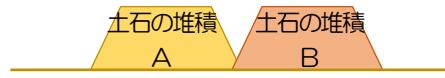
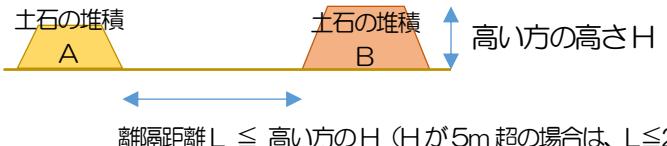
注1：一体B及びCの場合は、敷地（事業区域）単位ではなく、一体とみなす土石の堆積ごとに判断してよい。

注2：1つの土地の場合、複数の土石の堆積を別々として、若しくはまとめた1つとして申請することも、どちらでも可。



注3：面積の算定方法は、「1-5-1 面積の算定方法」参照。

表 1-5-4 「物理的一体性」等の判断基準（土石の堆積の場合）

項目	事例
物理的 一体性	<p>【一体不可分】上積みして繰り返し土石の堆積を行う場合などが該当</p>  <p>【隣接】互いに接して土石の堆積を行う場合などが該当</p>  <p>【近接】離れた位置にあるものの、互いに物理的に影響ある位置で土石の堆積を行う場合などが該当</p>  <p>離隔距離 $L \leq$ 高い方の H (H が5m超の場合は、$L \leq 2H$)</p> <p>【隣接とはみなさない事例】互いに物理的に独立して存在する場合などが該当</p> 
機能的 一体性	「図 1-5-2 「物理的一体性」等の判断基準（宅地造成又は特定盛土等の場合）」参照
事業者 同一性	「図 1-5-2 「物理的一体性」等の判断基準（宅地造成又は特定盛土等の場合）」参照
時期的 近接性	個別に判断

1-5-5 窪地の取り扱い

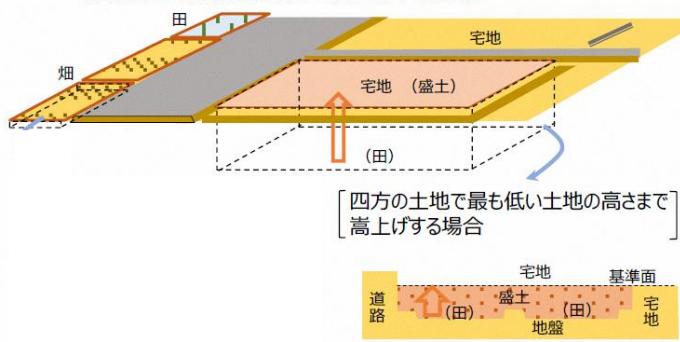
四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、嵩上げを行った後の平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはなりません。（図1-5-7の事例①左の図参照）

ただし、四方の土地より高く盛土をする場合は、一定の規模を超えると許可・届出の対象となります。（図1-5-7の事例①右の図参照）

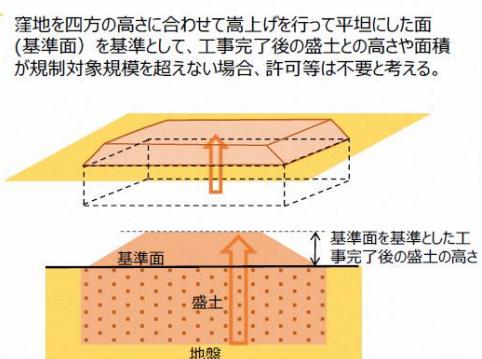
ただし、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てるといった際には、土圧により堤体に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象になります。（図1-5-7の事例②参照）

事例① 窪地を四方の高さに合わせて嵩上げするケース（規制対象とはならないものと扱うことが可能な工事）

【四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合】



【四方の土地より少し高く盛土をする場合】



事例② 盛土による堤体を有する人工池を埋めるケース（規制対象となり得る工事）

埋め立てる盛土と人工池の堤体を一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合、許可等が必要と考える。



図1-5-7 窪地の取り扱い

第2章 許可基準

2-1 許可基準【法第11条、第12条、第13条、第29条、第30条、第31条】

許可を受けるにあたっては、許可の申請が次に掲げる基準に適合している必要があります。

- ① **工事の技術的基準**【法第13条第1項、第31条第1項】（2-2、2-3参照）
- ② **設計者の資格**【法第13条第2項、第31条第2項】（2-4参照）
- ③ **工事主の必要な資力及び信用**【法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号】（2-5参照）
- ④ **工事施行者の必要な能力**【法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号】（2-6参照）
- ⑤ **所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用又は収益を目的とする権利を有する者の全ての同意**【法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号】（2-7参照）
- ⑥ **周辺地域への住民に周知**【法第11条、法第29条、省令第6条】（2-8参照）

2-2 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準【法第13条第1項、第31条第1項】

許可が必要となる宅地造成、特定盛土等に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設等の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。

なお、本基準に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアル」（施行通知別添5。資料編 資2-2参照）、「盛土等防災マニュアルの解説」（盛土等防災研究会）、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」（施行通知別添8。資料編 資2-3参照）等、一般的に認められている他の技術的指針等を参考として適正な設計・工事を行ってください。

注) 当該技術的基準、及び「2-4 資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格」の規定は、都市計画法第29条1項又は2項の開発許可のうち、宅造区域内においては全て、特盛区域内においては第30条の許可対象規模となるものに対しても適用されます。（都計法33条1項7号）

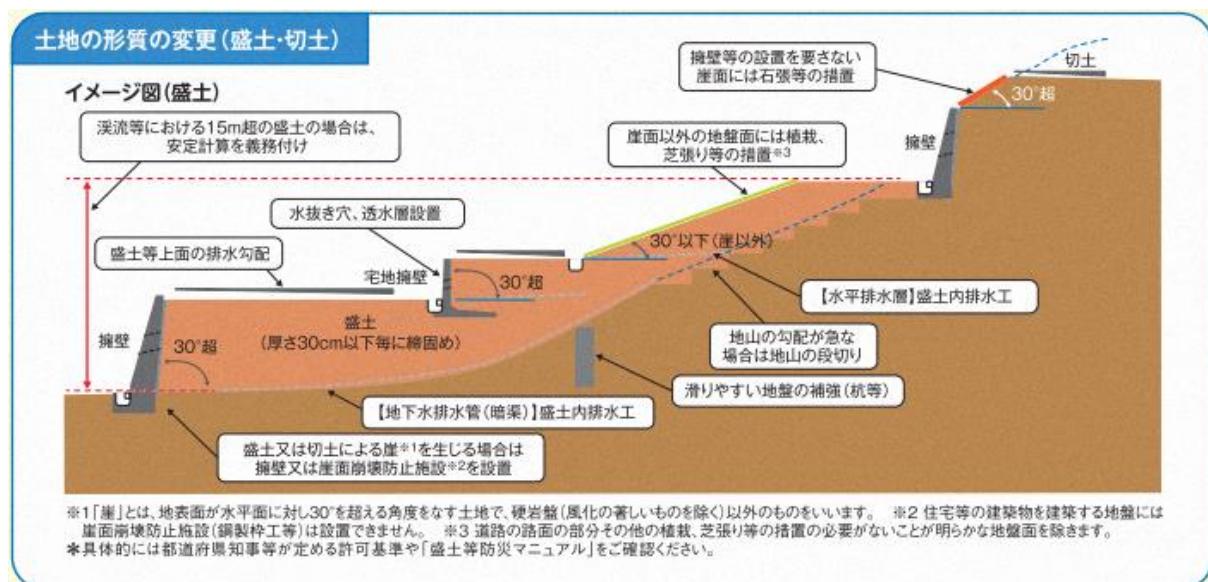


図2-2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

出典：国土交通省/パンフレット

表2-2-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

技術的基準	政令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	7条 1項1号	<p>盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ おおむね 30 cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。</p> <p>ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他</p>

(続き)	(続き)	の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
7条 1項2号		著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
7条 2項1号		盛土又は切土（政令3条四号の盛土及び同条五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れれるよう、勾配を付すること。 【政令3条四号・五号】抜粋 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが2mを超えるもの 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの
7条 2項2号		山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれがある特に大きいものとして省令12条各号（渓流等。表2-8-4参照。）で定める土地において高さ15mを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。 【留意事項】2-2-1、2-2-2参照 【渓流等に該当する土地】省令第12条 1 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 2 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地 3 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
7条 2項3号		切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。 【留意事項】2-2-3参照
擁壁の設置に関するもの	8条	【擁壁の設置に関する技術的基準】 1 法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。 一 盛土又は切土（政令3条四号の盛土及び同条五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。 イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であってその土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面 (1)その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの (2)その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5m以内の部分に限る。） ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面 ハ 政令14条1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。 2 前項一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。 【擁壁の設置が必要となる盛土又は切土】政令3条一号から三号 1 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの 2 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの 3 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
		【留意事項】2-2-4、2-2-5、2-2-6参照

(続き)	(続き)	<p>【政令3条四号・五号抜粋】</p> <p>四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが2mを超えるもの 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m²を超えるもの</p>												
		<p>【別表第1】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>擁壁を要しない勾配の上限</th> <th>擁壁を要する勾配の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩（風化の著しいものを除く。）</td> <td>60度（約1:0.6）</td> <td>80度（約1:0.2）</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>40度（約1:1.2）</td> <td>50度（約1:0.9）</td> </tr> <tr> <td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td> <td>35度（約1:1.5）</td> <td>45度（約1:1.0）</td> </tr> </tbody> </table>	土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限	軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度（約1:0.6）	80度（約1:0.2）	風化の著しい岩	40度（約1:1.2）	50度（約1:0.9）	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度（約1:1.5）	45度（約1:1.0）
土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限												
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度（約1:0.6）	80度（約1:0.2）												
風化の著しい岩	40度（約1:1.2）	50度（約1:0.9）												
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度（約1:1.5）	45度（約1:1.0）												
9条		<p>【鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造】</p> <p>1 前条1項二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び政令14条2号において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。 二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。 三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。 四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 <p>2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの2/3以下であることを確かめること。 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の2/3以下であることを確かめること。 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。 <p>3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位堆積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令90条（表1を除く。）、91条、93条及び94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。 												
		<p>【別表第2】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>単位堆積重量 / m³</th> <th>土圧係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利又は砂</td> <td>1.8トン</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>1.7トン</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>シルト、粘土又はそれらを多量に含む土</td> <td>1.6トン</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table>	土質	単位堆積重量 / m ³	土圧係数	砂利又は砂	1.8トン	0.35	砂質土	1.7トン	0.40	シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50
土質	単位堆積重量 / m ³	土圧係数												
砂利又は砂	1.8トン	0.35												
砂質土	1.7トン	0.40												
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50												
		<p>【別表第3】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>摩擦係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩、岩屑、砂利又は砂</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	土質	摩擦係数	岩、岩屑、砂利又は砂	0.5	砂質土	0.4	シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3				
土質	摩擦係数													
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5													
砂質土	0.4													
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3													
10条		<p>【練積み造の擁壁の構造】</p> <p>政令8条1項二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p>												

(続き)	(続き)	<p>一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（政令1条4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40cm以上、その他のものであるときは70cm以上であること。</p> <p>二 石材その他の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。</p> <p>三 前2号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの15/100（その値が35cmに満たないときは、35cm）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの20/100（その値が45cmに満たないときは、45cm）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。</p>																																			
【別表第4】																																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">土質</th><th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">擁壁</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">勾配</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">高さ</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">下端部分の厚さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">70度を超える75度以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">40cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2mを超える3m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">50cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">65度を超える70度以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">40cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2mを超える3m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">45cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">3mを超える4m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">50cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">65度以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">3m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">40cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">3mを超える4m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">45cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">4mを超える5m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">60cm以上</td></tr> </tbody> </table>	土質		擁壁					勾配	高さ	下端部分の厚さ	70度を超える75度以下	2m以下	40cm以上		2mを超える3m以下	50cm以上	65度を超える70度以下	2m以下	40cm以上		2mを超える3m以下	45cm以上		3mを超える4m以下	50cm以上	65度以下	3m以下	40cm以上		3mを超える4m以下	45cm以上		4mを超える5m以下	60cm以上	
土質		擁壁																																			
		勾配	高さ	下端部分の厚さ																																	
70度を超える75度以下	2m以下	40cm以上																																			
	2mを超える3m以下	50cm以上																																			
65度を超える70度以下	2m以下	40cm以上																																			
	2mを超える3m以下	45cm以上																																			
	3mを超える4m以下	50cm以上																																			
65度以下	3m以下	40cm以上																																			
	3mを超える4m以下	45cm以上																																			
	4mを超える5m以下	60cm以上																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">土質</th><th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">擁壁</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">勾配</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">高さ</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">下端部分の厚さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">70度を超える75度以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">50cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2mを超える3m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">70cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">65度を超える70度以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">45cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2mを超える3m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">60cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">3mを超える4m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">75cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">65度以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">40cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2mを超える3m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">50cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">3mを超える4m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">65cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">4mを超える5m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">80cm以上</td></tr> </tbody> </table>	土質		擁壁					勾配	高さ	下端部分の厚さ	70度を超える75度以下	2m以下	50cm以上		2mを超える3m以下	70cm以上	65度を超える70度以下	2m以下	45cm以上		2mを超える3m以下	60cm以上		3mを超える4m以下	75cm以上	65度以下	2m以下	40cm以上		2mを超える3m以下	50cm以上		3mを超える4m以下	65cm以上		4mを超える5m以下	80cm以上
土質		擁壁																																			
		勾配	高さ	下端部分の厚さ																																	
70度を超える75度以下	2m以下	50cm以上																																			
	2mを超える3m以下	70cm以上																																			
65度を超える70度以下	2m以下	45cm以上																																			
	2mを超える3m以下	60cm以上																																			
	3mを超える4m以下	75cm以上																																			
65度以下	2m以下	40cm以上																																			
	2mを超える3m以下	50cm以上																																			
	3mを超える4m以下	65cm以上																																			
	4mを超える5m以下	80cm以上																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">土質</th><th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">擁壁</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th style="text-align: center; padding: 5px;">勾配</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">高さ</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">下端部分の厚さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">70度を超える75度以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">85cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2mを超える3m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">90cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">65度を超える70度以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">75cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2mを超える3m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">85cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">3mを超える4m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">105cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">65度以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">70cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2mを超える3m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">80cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">3mを超える4m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">95cm以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">4mを超える5m以下</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">120cm以上</td></tr> </tbody> </table>	土質		擁壁					勾配	高さ	下端部分の厚さ	70度を超える75度以下	2m以下	85cm以上		2mを超える3m以下	90cm以上	65度を超える70度以下	2m以下	75cm以上		2mを超える3m以下	85cm以上		3mを超える4m以下	105cm以上	65度以下	2m以下	70cm以上		2mを超える3m以下	80cm以上		3mを超える4m以下	95cm以上		4mを超える5m以下	120cm以上
土質		擁壁																																			
		勾配	高さ	下端部分の厚さ																																	
70度を超える75度以下	2m以下	85cm以上																																			
	2mを超える3m以下	90cm以上																																			
65度を超える70度以下	2m以下	75cm以上																																			
	2mを超える3m以下	85cm以上																																			
	3mを超える4m以下	105cm以上																																			
65度以下	2m以下	70cm以上																																			
	2mを超える3m以下	80cm以上																																			
	3mを超える4m以下	95cm以上																																			
	4mを超える5m以下	120cm以上																																			
11条	<p>【設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用】</p> <p>政令8条1項1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令36条の3から39条まで、52条（3項を除く。）、72条から75条まで及び79条の規定を準用する。</p>																																				
12条	<p>【擁壁の水抜き穴】</p> <p>政令8条1項一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3m²以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5cm以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材※を用いて透水層を設けなければならない。</p> <p>※「砂利その他の資材」として石油系素材を用いた「透水マット」についても、その特性に応</p>																																				

(続き)	(続き)	じた適正な使用方法の範囲で認めます。
	13条	<p>【任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用】 法 12 条 1 項又は 16 条 1 項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが 2m を超えるもの（政令 8 条 1 項一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令 142 条（同令第 7 章の 8 の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。</p>
	17条	<p>【特殊の材料又は構法による擁壁】 構造材料又は構造方法が政令 8 条 1 項 2 号及び 9 条から 12 条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるもの^{注1}については、これらの規定は、適用しない。</p> <p>※宅地造成等規制法に基づく大臣認定擁壁は有効です。 ※認定時に付された条件等に適合するものとしてください。過去に認定された擁壁は大地震時の検討を行っていないものも存在しますので、注意してください。 ※胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造擁壁については、S40 建設省告示 1485 号各号に適合するものとしてください。（施行通知）</p>
崖面崩壊 防止施設 の設置に 関するも の	14条	<p>法 13 条 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 盛土又は切土（政令 3 条四号の盛土及び同条五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に政令 8 条 1 項 1 号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。 ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。 ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。 <p>【留意事項】 2-2-7 参照</p> <p>【政令 3 条四号・五号】抜粋</p> <p>四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが 2m を超えるもの 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500 m² を超えるもの</p> <p>【省令 31 条】（擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象） 政令第 14 条第一号（令第 18 条及び第 30 条第 1 項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象
崖面及び その他の 地表面に ついて講 ずる措置 に関する もの	15条	<ol style="list-style-type: none"> 1 法 13 条 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。 2 法 13 条 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 政令 7 条 2 項 1 号の規定による措置が講じられた土地の地表面 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面^{注2} <p>【留意事項】 2-2-8 参照</p>

排水施設の設置に関するもの	16条 (続き)	<p>法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のもとのする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 管渠の始まる箇所 ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。） ハ 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。 六 ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられているものであること。 <p>2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。</p> <p>【留意事項】2-2-9参照</p>
規則への委任	20条	<p>細則6条</p> <p>政令20条第1項に規定する擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置に代えてとることのできる他の措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 石積み (2) 積み苗 (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認めたもの

注1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou Tk_000060.html

注2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令18条）

2-2-1 【県の運用】地盤の安定計算を行う場合の留意事項【政令第7条第2項第2号関係】

盛土をした後の土地の地盤について、土質試験等に基づく安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめる場合には、盛土本体に加え、基礎地盤や擁壁等も含めた、造成後の土地の地盤全体の安定性を検討してください。

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則です。

その上で、地下水及び降雨時の浸透錐の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土の安定性を検討することが望ましいとされています。

この間げき水圧が上昇することが懸念される盛土には、湧水や常時流水等が認められる傾斜地盤（渓流等を含む。）、上方に広い緩傾斜地がある傾斜地盤上等における盛土等が考えられます。

また、基礎地盤の液状化が懸念される平地部等の盛土や、締固め難い材料を用いる盛土では、静水圧での間げき水圧に加えて過剰間げき水圧を考慮した安定計算を実施することが望ましいですとされています。

盛土内の間げき水圧を考慮した安定計算を行う際、地下水位の設定水位は、盛土高の3分の1とすることを基本とすることが望ましいです。なお、現場条件等により間げき水圧の上昇が大きいと想定される場合の設定水位は、盛土高の2分の1とすることも考えられます。

三次元解析を行うことが望ましい大規模な盛土は、盛土高さ15m超で盛土量5万m³超となる規模のものです。（盛土等防災マニュアル 主な改正概要と考え方）

なお、必要に応じて、「地質」や「土質及び基礎」の分野について地検を有する専門家に諮り、国や地盤工学会等と連携して対応することとなります。

2-2-2 【県の運用】渓流等における盛土の留意事項

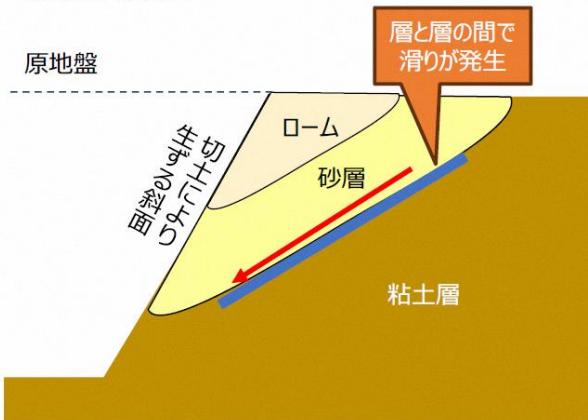
渓流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に渓流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要となるため、極力させてください。（盛土等防災マニュアル V.5）

2-2-3 【県の運用】地盤について講ずる措置の留意事項【政令第7条第2項第3号関係】

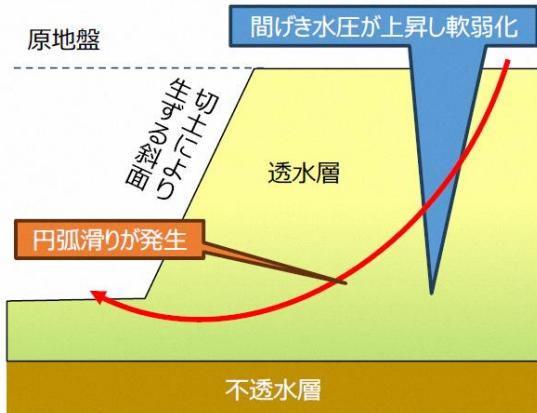
切土をした後の地盤に滑りやすくなる層は、①切土により生ずる斜面の方向に下がって存在する異なる土質の層（層の間で滑りが発生）、②粘土層を含む不透水層の直上にある透水層（間げき水圧の上昇により軟弱化し、円弧滑りが発生）等が考えられ、地質調査の結果などから判断してください。

■切土をした後に滑りやすくなる層の例

- ①切土により生ずる斜面の方向に下がって存在する異なる土質の層



- ②不透水層の直上にある透水層



■滑りやすい土質の層への対策の例

- ①地滑り防止ぐいを打ち込んでくいの横抵抗を利用して滑り面の抵抗力を増大させる方法
- ②粘土層等の滑りの原因となる層を砂質の良質土に置き換える方法
- ③地盤面を不透水性の材料で覆い、かつ、地盤面付近の排水を改善する方法

図2-2-1 切土をした後に滑りやすくなる層の例

2-2-4 【県の運用】鉄筋コンクリート造等擁壁の設計及び施工の留意事項【政令第8条関係】（盛土等防災マニュアルV.3）

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁の設計にあたっては、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するよう安全性を検討してください。

擁壁は、平常時における安全性を確保するために必要な性能を確保することはもちろん、地震時においても各擁壁に求められる安全性を確保するために必要な性能を備えておく必要があります。

このため、常時、中地震、大地震時においてそれぞれ想定される外力に対して、性能を満足するように設計を行ってください。

原則として、高さが2mを超える擁壁については、中・大地震時の検討を行ってください。

2-2-5 【県の運用】高低差ができる場合の留意事項

宅地造成又は特定盛土等に係る工事を行う土地と隣接地との間に、60cm以上の高低差がある崖が生じる場合には、擁壁を設置するよう努めてください。

なお、60cm未満の高低差がある崖を生じる場合であっても、土留めとしてコンクリートブロックを用いる場合は、土圧を受ける部分を2段（40cm）までとするよう努めてください。

2-2-6 【県の運用】既存擁壁が設置されている場合の留意事項

新たに盛土等を行う土地において、既存の擁壁等が設置されているものの、当該擁壁等に手を加えずに新たな盛土等を行う場合、擁壁等として技術的基準への適合までは求められませんが、既存擁壁等に係る土地の部分が基礎地盤にあたる場合は、原地盤の一部として考慮してください。

ただし、既存の擁壁を改修等する場合で、ほぼ同じ位置で同等の規模に造り替える場合は許可・届出の手続きは不要ですが、改修等の前後の構造が大きく変わった場合や盛土や切土を伴う場合には、許可・届出の手続きや技術的基準への適合を求めることがあります。

2-2-7 【県の運用】崖面崩壊防止施設の設置に関する留意事項【政令第14条関係】（施行通知）

崖面崩壊防止施設は、盛土又は切土により生ずる崖面において、擁壁の設置では地盤変動や地盤内部への地下水侵入など崖の安定を保つ機能を損なうときに、擁壁に代えて設置して崖面を覆う施設です。

湧水の影響等により長期的な支持力の確保等が課題となる箇所では、擁壁では地盤改良等の追加対策を講ずる必要が生じる場合もあるため、保全対象との位置的関係等を総合的に判断し、地盤の変形を許容できる場合に限り、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設が適用可能となります。ただし、崖面崩壊防止施設は、住宅地当の地盤の変形が許容されない土地には適用できません。

項目		崖面崩壊防止施設		
代表工種	工種名	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工
	イメージ写真			
変形への追従性	中程度	高い	中程度	
耐土圧性	相対的に小さい土圧	相対的に中程度の土圧		
透水性	高い（中詰め材を高透水性材料とすることで施設全面からの排水が可能）	中程度 (一般に排水施設を設置)		

①崖面崩壊防止施設の特性を踏まえた適用性の判断

- 擁壁が設置できる土地においては、崖面崩壊防止施設は設置しないこと
- 住宅等の建築物の建築等の、地盤の変動が許容されない利用をする土地においては、崖面崩壊防止施設は設置しないこと
- 崖面崩壊防止施設を設置する際は、保全対象との位置関係等に留意すること

②崖面崩壊防止施設設置時の留意事項

- 工事を行う土地及びその周辺の状況から工事完了後に土地利用の変更が想定される場合には、崖面崩壊防止施設を設置しないことが望ましい
- 建築物の建築を行う際に崖面崩壊防止施設を設置することが計画されている場合には、がけ条例（熊本県建築基準条例第2条）が適用されることに留意すること

（参考）熊本県建築基準条例第2条

- 建築物を高さ2mをこえるがけに接し、又は近接して建築しようとする場合は、がけの上にあってはがけの下端から、がけの下にあってはがけの上端から、その建築物との間に、そのがけの高さの1.5倍以上の水平距離を保たなければならない。

- 2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物を、がけの上に建築しようとする場合は、前項の基準を安全上支障がない程度に増大しなければならない。
- 3 前2項の規定は、建築物の用途、規模若しくは構造、擁壁の設置又はがけの状況により建築物の安全上支障がないと認められる場合には、適用しない。

- ・工事主は、土地の引き渡しの際等には、工事完了後の土地の所有者等へ崖面崩壊防止施設が設置されていることを説明すること
- ・土地所有者等は、崖面崩壊防止施設を設置した土地の利用方法が地盤の変動を許容できないものへ変更しようとする際は、県に報告すること

2－2－8 【県の運用】地表面について講ずる措置の留意事項【政令第15条関係】

崖の上端に続く当該土地の地盤面（政令第7条第2項第1号の規定により勾配を付したもの）や、道路の路面の部分などの土地利用の状況によって、措置の必要のないことが明らかな地表面については、植栽や芝張り、板柵工等の盛土又は切土をした後の土地の地表面に講ずる措置（政令第15条第2項等）は不要です。

2－2－9 【県の運用】排水施設設置に関する留意事項【政令第16条関係】

雨水排水施設の規模の決定に当たっては、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等を総合的に考慮するものとします。

その降雨強度を設定するには、「熊本県内における確率降雨強度の算定（熊本県土木部河川課）」を参考してください。

2-3 土石の堆積に関する工事の技術的基準【法第13条第1項、第31条第1項】

許可が必要となる土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、安全な地盤、排水施設等の設置その他土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。

なお、法に定める技術的基準に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアル」（施行通知別添5。資料編 資2-2参照）や「盛土等防災マニュアルの解説」（盛土等防災研究会）等の、一般的に認められている他の技術的指針等を参考として、適正に設計・工事を行ってください。

崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないよう空地や措置を設けることを基本とされており、堆積場所の選定に当たっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、周辺への安全性を確保できるよう検討してください。

「土石の堆積」は、一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石の一時的に堆積する行為ですので、**許可期間は、最大5年**です。（施行通知）

5年を超えて行為を続ける場合は、変更許可の手続きを行ってください。

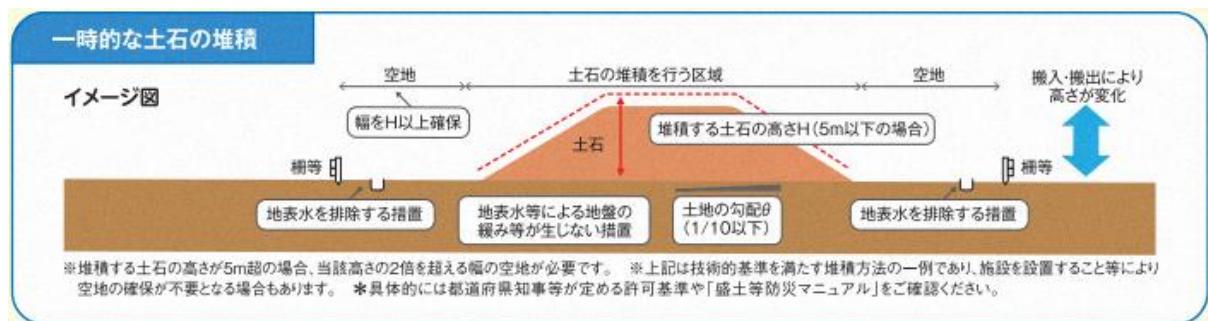


図2-3-1 土石の堆積に関する工事の技術的基準

出典：国土交通省パンフレット

表2-3-1 土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	政令	内 容
土石の堆積に関する工事の技術的基準 (政令19条)	19条 1項 一号	<p>堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が1/10以下である土地において行うこと。</p> <p>【省令32条】(堆積した土石の崩壊を防止するための措置) 令第19条第1項第一号(令第30条第2項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであつて、勾配が1/10以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。</p>
	19条 1項 二号	土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
	19条 1項 三号	<p>堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地(勾配が1/10以下であるものに限る。)を設けること。</p> <p>イ 堆積する土石の高さが5m以下である場合 当該高さを超える幅の空地 ロ 堆積する土石の高さが5mを超える場合 当該高さの二倍を超える幅の空地</p> <p>【留意事項】2-3-1参照</p>
	19条 1項 四号	<p>堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。</p> <p>【省令33条】(柵その他これに類するものの設置) 令第19条第1項第四号(令第30条第2項において準用する場合を含む。)に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が実施される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。</p> <p>【留意事項】2-3-2参照</p>

(続き)	19条 1項 五号	雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
	19条 2項	<p>前項三号及び四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。</p> <p>【省令34条】（土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置） 令第19条第2項（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。</p> <p>1 次に掲げるいずれかの措置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること 二 次に掲げる全ての措置 <ul style="list-style-type: none"> イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置 <p>2 前項一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない</p> <p>【留意事項】2-3-3参照</p>

2-3-1 【県の運用】空地を確保する場合の留意事項【政令第19条第1項第3号関係】

空地の場所に樹木等が存在する場合は、堆積した土石が崩壊しても空地外に被害を及ぼさないようにしてください。

また、側溝は、地表水処理のために効果的な位置であれば、空地内に設けても支障ありません。

2-3-2 【県の運用】柵等を設置する場合の留意事項【政令第19条第1項第4号関係】

柵等は、土石の堆積に関する工事を行っている土地の区域内に人がみだりに立ち入らないようにするためのものです。見やすい箇所に緩傾斜以外のものが立入を禁止する旨の表示を掲示して設けるほか、柵の種類としてはロープ柵等も適用可能です。

2-3-3 【県の運用】鋼矢板等を設置する場合の留意事項【政令第19条第2項関係】

鋼矢板等の構造については、想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計してください。詳細な設計方法は、道路土工-仮設構造物工指針等を参考してください。

2-4 資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格【法第13条第2項、法第31条第2項】

2-4-1 資格を有する者の設計対象工事【法第13条第2項、政令第21条】

下記のいずれかに該当するものの工事は、下記2の資格を有する者の設計によらなければなりません。

① 高さが5mを超える擁壁の設置

② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500 m²を超える土地における排水施設の設置

注) 開発許可によるみなし許可で、上記のいずれかに該当する場合は、開発許可を受ける計画についても、同条の規定が適用されますので、ご注意ください。

2-4-2 設計者資格【法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、S37建設省告示1005号】

上記1の工事については、下記のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

表2-4-1 設計者資格

根拠条文		資格の内容		
政令 22条	1号	学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木 又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務 の経験を有する者		
	2号	学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜 間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3 年以上の実務の経験を有する者		
	3号	2号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校 令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又 は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者		
	4号	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校におい て、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7 年以上の実務の経験を有する者		
	5号	国土交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた 者		
	省令35条	1号	土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市 計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの	
	昭37年建 告1005号	1号	学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又 は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土 木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1年以上の実務の経験を有する者	
		2号	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選 択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目 を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産 土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規 則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）の施行 の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選 択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び 技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第 45号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を 農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに 合格した者を含む。）	
		3号	建築士法による一級建築士の資格を有する者	
	4号	前3号に掲げる者のほか、国土交通大臣が省令35条1号に掲げる者 と同等以上の知識及び経験を有すると認める者		

2-5 工事主の資力、信用【法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号】

工事主は、適切な資金計画や過去の事業実績等を勘案し、工事を行うための必要な資力及び信用が求められます。

提出する資料は、表3-5-1を参照してください。

2-6 工事施工者の能力【法第12条第2項第3号、法第30条第2項第3号】

工事施工者は、当該工事の難易度、過去の事業実績等を勘案し、工事を完成させるために必要な資力及び信用が求められます。

提出する資料は、表3-5-1を参照してください。

許可のときにやむをえない理由により工事施工者を決定していない場合は、工事に着手するまでに、決定した工事施工者について改めて工事施工者の能力に関する申告書（細則別記第7号様式）を提出してください。

なお、一度決定した工事施工者を変更する場合は、変更許可の手続きを行ってください。

2-7 土地の権利者の同意【法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号】

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事について、工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、当該工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得てください。

なお、同意を求める必要がある権利の範囲は次のとおりです。

① 土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る。）、賃借権、使用貸借件を有する者

② ①のほか、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等を有する者※抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を施入する不動産質権者を除く。）については、ただちに土地の使用収益に支障ある権利ではないため、同意の対象とはなりません。なお、建築物又は工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）の同意は不要です。

注）土地所有者の同意を求める過程で登記簿の名義人が所有者でないことが確認された場合には、改めて所有者を特定し同意を求める必要があります。

ただし、次の事業の施行に伴い、宅地造成等の許可を申請する場合を除きます。【政令第5条第2項】

- ① 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備
- ② 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- ③ 土地收用法第26条第1項の規定による告示（みなされるものを含む。）に係る事業
- ④ 都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業
- ⑤ 大都市法第2条第5号に規定する防災街区整備事業
- ⑥ 所有者不明土地特措法第2条第3項に規定する地域福利増進事業のうち同法第19条第1項に規定する使用権設定土地において行うもの

当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明を添付してください。

なお、その場合においては、許可を受けるまでに、当該公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行った後、当該書類等の写しを提出してください。

2-8 周辺住民への事前周知【法第11条、第29条】

2-8-1 周知の方法

工事主は、盛土等の区分に応じた範囲（表2-8-3参照）及び盛土の種類（表2-8-4参照）に応じて、あらかじめ宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺住民に対し、説明会の開催や書面を配布するなど、当該宅地造成等に関する工事の内容を周知する必要があります。許可申請までに実施してください。なお、住民がいない場合は、周知不要です。

工事に伴う、土地の沈下や排水の問題等による土砂災害のリスクの有無、工事施工中の安全対策、騒音・振動・粉じん対策、周辺環境への配慮、境界問題、法令順守などについて、丁寧な説明を行い、トラブル防止に努めてください。

なお、周知後に工事の内容に大きく変更が生じた場合などは、改めて周知を行うよう検討してください。

また、省令第6条3号に規定する掲示板の掲示やインターネットでの周知を行う場合は、工事完成まで継続するよう努めてください。

表2-8-1 住民への周知の方法【省令第6条】

①説明会の開催 ②書面の配布 ③工事の内容の掲示及びインターネットでの閲覧	※表下のアからウのいずれかに該当する場合で、高さ15m超の盛土をする場合は、①説明会の開催が必須です。【省令12条各号】
---	--

※工事の内容が確実に伝わるよう、できる限り①説明会の開催や、②書面の配布を行うよう努めてください。

※下記に挙げる土地など、大規模かつ災害のリスクの高い土地における工事については、周辺住民の関心が高いため、より丁寧な説明を行うよう努めてください。

ア 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

イ 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況がアの土地に類する状況を呈している土地

ウ ア又はイの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれのが大きい土地

【国又は県が行う工事の場合】

住民周知に関する法の規定はありませんが、関係自治体と事前に協議を行うとともに、周辺住民への周知、土地所有者等の同意取得等に留意してください。

2-8-2 周知の内容

周知の内容は表2-8-2のとおりです。

表2-8-2 周知する工事の具体的内容

区分	具体的な内容（施行通知別表2）			
1 宅地造成 又は 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事実行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日	⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他		
2 土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事実行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日	⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他		

※⑧「その他」の例として、工事中の防災措置として、土砂流出防止措置、梅雨時期や台風時期の降雨対策、搬入出計画等の交通安全措置などが考えられます。特に山地や森林においては、地盤の複雑性・脆弱性や、地形等の特性を踏まえつつ、より綿密な防災措置を検討することが重要です。

また、工事施工中の濁水流出口防止対策、騒音・振動・粉じん対策等の周辺住民や環境への配慮も考えられます。

2-8-3 周知する範囲

周知を行う範囲は、盛土等の規模や地形等から判断される影響の想定される範囲とします。

工事主は、その計画について、表2-8-4の盛土等の区分に応じて、少なくとも表2-8-3に掲げる範囲において、事前に住民に対して周知を行ってください。

なお、トラブル防止のため、表2-8-3に掲げる範囲の他、必要に応じて、建築物の所有者、隣地所有者、盛土等を行う土地の境界から水平距離数十m（腹付け盛土においては、下流方向に水平距離50mから数百メートル）程度の範囲、盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲、又は運搬経路沿いの住民に対しても、周知するよう努めてください。

表2-8-3 工事について住民への周知を行う範囲（周知することを必須とする範囲）

盛土等の区分 (表2-8-4参照)	住民への周知を行う 範囲の考え方	参考図 参考：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン
1 平地等における盛土等 ①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	①盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大の高さ h に対して 水平距離$2h$以内の範囲 ②盛土等を行う土地の隣接地	
2 傾斜地における盛土 腹付け盛土	①盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から 下方の水平距離$5h$以内の範囲 ②盛土等を行う土地の隣接地	
3 溪流等における盛土 ①省令6条1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15m超の盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①②を除く） ④腹付け盛土のうち、区分1の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①②を除く）	①下流の溪床勾配が2度以上の範囲 ②盛土等を行う土地の隣接地	

2-8-4 盛土の種類

盛土については、盛土の種類により崖崩れや土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、表2-8-4のとおり盛土を分類します。

表2-8-4 盛土等の種類

盛土等の種類	参考図 参考：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説、盛土等防災マニュアルの解説
1 平地盛土	勾配が1/10(5.7°)以下のおいて行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
2 腹付け盛土	傾斜地（勾配が1/10(5.7°)より大きい土地）において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
3 谷埋め盛土	谷や沢を埋めたてて行う盛土
4 溪流等の範囲	<p>渓床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とする。</p> <p>※現地にて湧水や地下水の影響がされる場合は、溪流等における盛土として取り扱う場合があります。</p> <p>※基本的には盛土を計画する土地が一部でも溪流等に該当する場合には、全体が溪流等に該当する盛土として扱います。</p>

第3章 手続き

3-1 手続き等一覧

法又は細則に規定する手続きは、表3-1-1のとおりです。

許可を受けた工事又は届出を提出した工事全てを対象に、細則で、工事の進捗に併せて工事着手届等の手続きを行うよう定めています。

表3-1-1 法又は細則に基づく手続き一覧

時期	事項	根拠	内容	手続き時期	対象							提出先	参照	
					※略表記：12条1項→12①									
					12① 30①	15① 34①	15② 15②	27	21① 40①	21③ 40③	21④ 40④			
工事着手前	許可	法12条1項 法30条1項	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を行う場合の許可申請	工事着手前	●								市町村 経由	3-4 3-5
	協議	法15条1項 法34条1項	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を行う場合の協議	工事着手前		●							市町村 経由	3-14
	届出	法27条1項	特定盛土等又は土石の堆積を行う場合の届出	工事着手の30日前まで			●						市町村 経由	3-4 3-5
	取下げ届	細則21条	許可申請又は変更許可申請を取り下げる場合の届	すみやかに	●			●					県	3-13
工事着手時	標識の掲出	法49条	見やすい場所に標識を掲出	工事の着手時	●	●	●	●					—	3-6
工事着手後	工事着手届	細則18条	工事着手した場合の届出	すみやかに	●	●	●	●					県	3-7
	変更手続き	変更許可	法16条1項 法35条1項	許可に係る計画を変更しようとする場合の変更許可申請	変更に係る工事の着手前	●	※変更協議						市町村 経由	3-10
	軽微な変更届	法16条2項 法35条2項	許可に係る計画を軽微に変更した場合の届	軽微な変更をしたとき	●	●							市町村 経由	
	工事内容の変更届	細則17条	届出に係る計画を変更しようとする場合の届	変更に係る工事の着手前					●	●			県	
中間検査		法18条1項 法37条1項	法12条・30条許可を受けた場合、隠ぺい部分に排水施設を設置する工事を終えたときの検査申請	特定工程に係る工事を終えた日から4日以内	●	●	●						市町村 経由	3-8
	定期報告	法19条1項 法38条1項	法12条・30条許可を受けた場合、3か月ごとに状況の報告	許可を受けた日又は前回の報告を行った日か	●	●	●						市町村 経由	3-9

				ら30日以内							
	休止等届	細則19条	許可・届出に係る計画を休止、再開、廃止する場合の届	すみやかに	●	●	●	●	●	県	3-11
工事完了後	完了手続き	完了検査申請	法17条1項 法36条1項	宅地造成又は特定盛土等の許可に係る工事を完了したときの検査申請	工事が完了した日から4日以内	●	●			市町村 経由	3-12
		確認申請	法17条4項 法36条4項	土石の堆積の許可に係る工事を完了したときの確認申請	土石の堆積の除却が完了した日から4日以内	●	●			市町村 経由	
		工事完了届	細則20条	届出に係る工事を完了したときの届	工事が完了した日から4日以内			●	●	●	県
その他の手続き		宅地造成又は特定盛土等(土石の堆積)に関する工事の届出	法21条1項 法40条1項	規制区域指定日以降も継続して工事を行っているものの届出	規制区域指定の日から21日以内				●	県	4-2
		擁壁等に関する工事の届出	法21条3項 法40条3項	擁壁等を除却する工事の届出	工事着手する日の14日前まで				●	市町村 経由	3-19
		公共施設用地の転用の届出	法21条4項 法40条4項	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合の届出	転用した日から14日以内					●	市町村 経由

3-2 許可担当部署・申請窓口（権限移譲事務）

3-2-1 許可担当部署・申請窓口

許可担当部署は、表3-2-1のとおりです。

許可申請書等は、申請地を所管する市町村窓口（表3-2-2）を経由して県建築課に提出してください。

※法の手続きについては、市町村にその受付事務の権限を移譲しています。（熊本県知事の権限に関する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成11年熊本県条例第58号）

市町村経由で行う手続きは、法に定める手続きが該当します。（表3-2-3参照）

ただし、法に定める手続きのうち法第21条第1項及び第40条第1項に規定する届出、及び工事着手届などの細則に定める手続きは、市町村を経由する必要はありませんので、直接県建築課に提出してください。

なお、熊本市の区域内における行為に係る手続きは、熊本市に対して行ってください。

表3-2-1 許可担当部署

管轄区域	許可担当部署	所在地	電話	FAX
熊本市以外の区域	熊本県土木部 建築住宅局建築課 盛土対策室	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 本館1階（郵便局前）	096-333-2555	-
(参考) 熊本市	熊本市都市建設局 都市政策部開発指導課	〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	096-328-2507	096-351-2182

表3-2-2 許可申請書等の提出先

市町村名	申請書受付窓口	〒	所在地	電話番号
八代市	建設部建設政策課	866-8601	八代市松江城町1-25	0965-33-4116
人吉市	復興建設部都市計画課	868-8601	人吉市西間下町7-1	0966-22-2111
荒尾市	地域振興部都市計画課	864-8686	荒尾市宮内出目390	0968-63-1487
水俣市	産業建設部都市計画課	867-8555	水俣市陣内一丁目1-1	0966-61-1618
玉名市	建設部都市整備課	865-8501	玉名市岩崎163	0968-75-1122
山鹿市	建設部都市整備課	861-0592	山鹿市山鹿987-3	0968-43-1591
菊池市	建設部都市整備課	861-1392	菊池市隈府888	0968-25-7242
宇土市	建設部都市整備課	869-0492	宇土市浦田町51	0964-27-3333
上天草市	建設部都市整備課	861-6102	上天草市松島町合津7915-1	0969-28-3366
宇城市	土木部都市整備課	869-0592	宇城市松橋町大野85	0964-32-1694
阿蘇市	土木部住環境課	869-2695	阿蘇市一の宮町宮地504-1	0967-22-3169
天草市	建設部建設総務課	863-8631	天草市東浜町8-1	0969-32-6794
合志市	都市建設部都市計画課	861-1195	合志市竹迫2140	096-248-3855
美里町	建設課	861-4732	下益城郡美里町三和420	0964-47-1113
玉東町	建設課	869-0303	玉名郡玉東町木葉759	0968-85-3112
南関町	税務住民課	861-0898	玉名郡南関町大字関町64	0968-57-8579
長洲町	建設課	869-0198	玉名郡長洲町大字長洲2766	0968-78-3262
和水町	総務課	865-0192	玉名郡和水町江田3886	0968-86-5720
大津町	都市整備部都市計画課	869-1292	菊池郡大津町大字大津1233	096-293-4011
菊陽町	都市整備部都市計画課	869-1192	菊池郡菊陽町大字久保田2800	096-232-4927
南小国町	建設課	869-2492	阿蘇郡南小国町大字赤馬場143	0967-42-1114
小国町	建設課	869-2592	阿蘇郡小国町宮原1567-1	0967-46-2114
産山村	経済建設課	869-2703	阿蘇郡産山村山鹿4883	0967-25-2213
高森町	建設課	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森2168	0967-62-2912
西原村	企画商工課	861-2492	阿蘇郡西原村大字小森3259	096-279-3114
南阿蘇村	定住促進課	869-1404	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705-1	0967-67-2705
御船町	建設課	861-3296	上益城郡御船町大字御船995-1	096-282-1312
嘉島町	都市計画課	861-3192	上益城郡嘉島町上島530	096-237-2597

益城町	都市計画課	861-2295	上益城郡益城町大字宮園 702	096-286-3340
甲佐町	建設課	861-4696	上益城郡甲佐町大字豊内 719-4	096-234-1183
山都町	建設課	861-3592	上益城郡山都町浜町 6	0967-72-1145
氷川町	建設下水道課	869-4814	八代郡氷川町島地 642	0965-52-5856
芦北町	建設課	869-5498	葦北郡芦北町大字芦北 2015	0966-82-2511
津奈木町	建設課	869-5692	葦北郡津奈木町大字小津奈木 2123	0966-78-3101
錦町	総務課	868-0392	球磨郡錦町大字一武 1587	0966-38-1111
多良木町	建設課	868-0595	球磨郡多良木町多良木 1648	0966-42-1259
湯前町	建設水道課	868-0621	球磨郡湯前町 1989-1	0966-43-4131
水上村	建設課	868-0795	球磨郡水上村大字岩野 90	0966-44-0315
相良村	企画商工課	868-8501	球磨郡相良村大字深水 2500-1	0966-35-1036
五木村	建設課	868-0201	球磨郡五木村甲 2672-7	0966-37-2017
山江村	建設課	868-8502	球磨郡山江村大字山田甲 1356-1	0966-23-6449
球磨村	建設課	869-6401	球磨郡球磨村大字渡丙 1730	0966-32-1116
あさぎり町	建設課	868-0408	球磨郡あさぎり町免田東 1199	0966-45-7221
苓北町	土木管理課	863-2503	天草郡苓北町志岐 660	0969-35-3331

【取扱い】他県や市町村の境界にまたがる盛土等に対する許可・届出手続きの窓口

複数の市町村にまたがって盛土等の行為を行う場合における許可申請や届出は、**当該盛土等を行う土地の合計面積が大きい方の市町村に提出してください。(図3-2-1参照)**
 ※他県又は熊本市の区域にまたがる場合は、両方の自治体に対して許可・届出が必要となる場合があります。事前にご相談ください。(1-5-3参照)

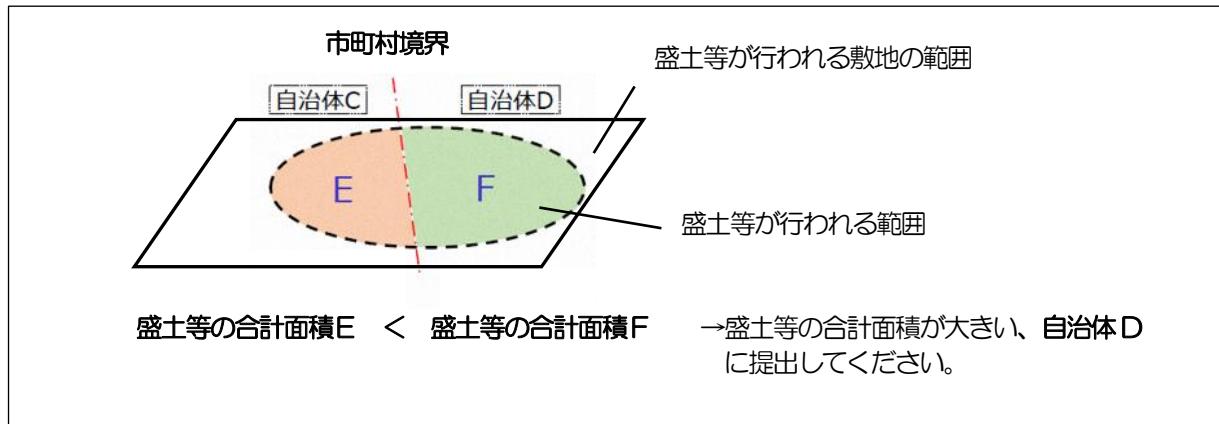


図3-2-1 市町村境界にまたがる盛土等に対する許可・届出の取扱い

表3-2-3 市町村を窓口とする手続き一覧（受付事務の権限移譲対象）

移譲項目（受付事務）			根拠法令	宅造区域	特盛区域
許可関係					
1	許可申請	宅地造成等に関する工事の許可申請	法12条1項	●	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請	法30条1項		●
	協議 (国県等)	宅地造成等に関する工事の協議申請及び変更協議	法15条1項（法16条3項において準用する場合を含む）	●	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議申請及び変更協議	法34条1項（法35条3項において準用する場合を含む）		●
2	変更 許可申請	宅地造成等に関する工事の変更の許可申請	法16条1項	●	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可申請	法35条1項		●
	軽微変更	軽微な変更の届出	法16条2項、法35条2項	●	●
3	中間検査	特定工程に係る工事の中間検査申請	法18条1項、法37条1項	●	●
4	定期報告	定期報告	法19条1項、法38条1項	●	●
5	完了検査	工事完了の検査申請	法17条1項、法36条1項	●	●
	確認	工事完了の確認申請	法17条4項、法36条4項	●	●
届出関係					
6	届出	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の届出	法27条1項		●
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更届出	法28条1項		●
その他の届出関係					
7	除却の届出	擁壁等に関する工事の届出	法21条3項、法40条3項	●	●
8	転用の届出	公共施設用地の転用の届出	法21条4項、法40条4項	●	●

※上記以外（法第21条第1項又は第40条第1項の届出、細則に定める届）は、県建築課に直接提出してください。

3-3 他法令が適用される場合の留意事項

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事が、他法令の許可等を要する場合は、必要に応じて事前に整合を図ってください。（表3-3-1参照）

※都市計画法第29条第1項又は第2項に基づく開発許可及び建築基準法に基づく建築確認については、3-16、3-17を参照してください。

表3-3-1（参考）造成行為に係る主な他法令の問い合わせ先

法律名	機関名	問い合わせ先
海岸法	熊本県	農林水産部農地整備課、漁港漁場整備課
河川法	熊本県	土木部河川課
家畜伝染病予防法	熊本県	農林水産部畜産課
火薬類取締法	熊本県	総務部消防保安課
急傾斜地法	熊本県	土木部砂防課
漁港漁場整備法	熊本県	農林水産部漁港漁場整備課
景観条例	熊本県	土木部都市計画課 (景観行政団体) 令和7年2月時点 八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、天草市、菊池市、山鹿市、 宇城市、阿蘇市、南小国町、小国町、產山村、高森町、 西原村、南阿蘇村、山都町、苓北町（18市町村） (自主条例制定市町村) 令和7年2月時点 錦町、五木村（2町村）

建設業法	熊本県	土木部監理課	
建設リサイクル法	熊本県	土木部土木技術管理課	
建築基準法※	熊本県	土木部建築課	
鉱業法	経済産業省	九州経済産業局資源エネルギー環境部 資源・燃料課	
鉱山保安法	経済産業省	九州産業保安監督部鉱山保安課	
公有水面埋立法	熊本県	土木部港湾課	
港湾法	熊本県	土木部港湾課	
国土利用計画法	熊本県	企画振興部地域振興課	
採石法	熊本県	商工労働部エネルギー政策課	
砂防法	熊本県	土木部砂防課	
地すべり等防止法	熊本県	農林水産部農地整備課、森林保全課、土木部砂防課	
自然環境保全法	熊本県	環境生活部自然保護課	
自然公園法	熊本県	環境生活部自然保護課	
砂利採取法	熊本県	商工労働部エネルギー政策課	
種の保存法	環境省	九州地方環境事務所野生生物課	
所有者不明土地特別措置法	熊本県	土木部用地対策課	
森林法	熊本県	農林水産部森林整備課・森林保全課	
津波防災地域づくりに関する法律	熊本県	土木部河川課	
鳥獣保護法	熊本県	環境生活部自然保護課	
電気事業法	経済産業省	九州産業保安監督部電力安全課	
道路法	熊本県	土木部道路整備課	
特定都市河川浸水被害対策法	熊本県	土木部河川課（※R7.4月に甲佐町の一部を指定する予定）	
都市計画法※	熊本県	土木部都市計画課、建築課	
土砂災害防止法	熊本県	土木部砂防課	
都市再開発法	熊本県	土木部都市計画課	
土壤汚染対策法	熊本県	環境生活部閑居保全課	
土地区画整理法	熊本県	土木部都市計画課	
土地収用法	熊本県	土木部用地対策課	
土地改良法	熊本県	農林水産部農地整備課	
農振法	熊本県	農林水産部農村計画課	
農業用ため池の管理及び保全に関する法律	熊本県	農林水産部農地整備課	
農業産業法	熊本県	農林水産部農村計画課	
農地法	熊本県	農林水産部農村計画課	
廃棄物処理法	熊本県	環境生活部循環社会推進課	
文化財保護法、県文化財保護条例	熊本県	教育委員会文化課	
墓地埋葬等に関する法律	熊本県	健康福祉部薬務衛生課	
密集市街地法	熊本県	土木部住宅課	
熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例	熊本県	環境生活部自然保護課	
市町村の災害防止条例等	宇土市人為による災害の防止等に関する条例	宇土市	建設部都市整備課
	天草市開発行為等による災害防止条例	天草市	建設部建設総務課
	大津町開発事業等指導要綱	大津町	都市整備部都市計画課
	みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例	小国町	情報政策課
	高森町自然環境保全要綱	高森町	建設課
	西原村開発行為の基準及び手続に関する条例	西原村	企画商工課
	南阿蘇村環境保全条例	南阿蘇村	水・環境課
	御船町開発行為等の適正化に関する指導要綱、御船町の都市計画区域外における開発指導要綱	御船町	建設課
	甲佐町住宅地開発行為指導要綱	甲佐町	建設課
	氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例	氷川町	建設下水道課
	潤いと安らぎを守り育てる錦町まちづくり条例	錦町	企画観光課

3-4 許可申請から工事完了までの流れ

3-4-1 手続きの流れ

許可申請から、工事完了までの基本的な流れは下図のとおりです。

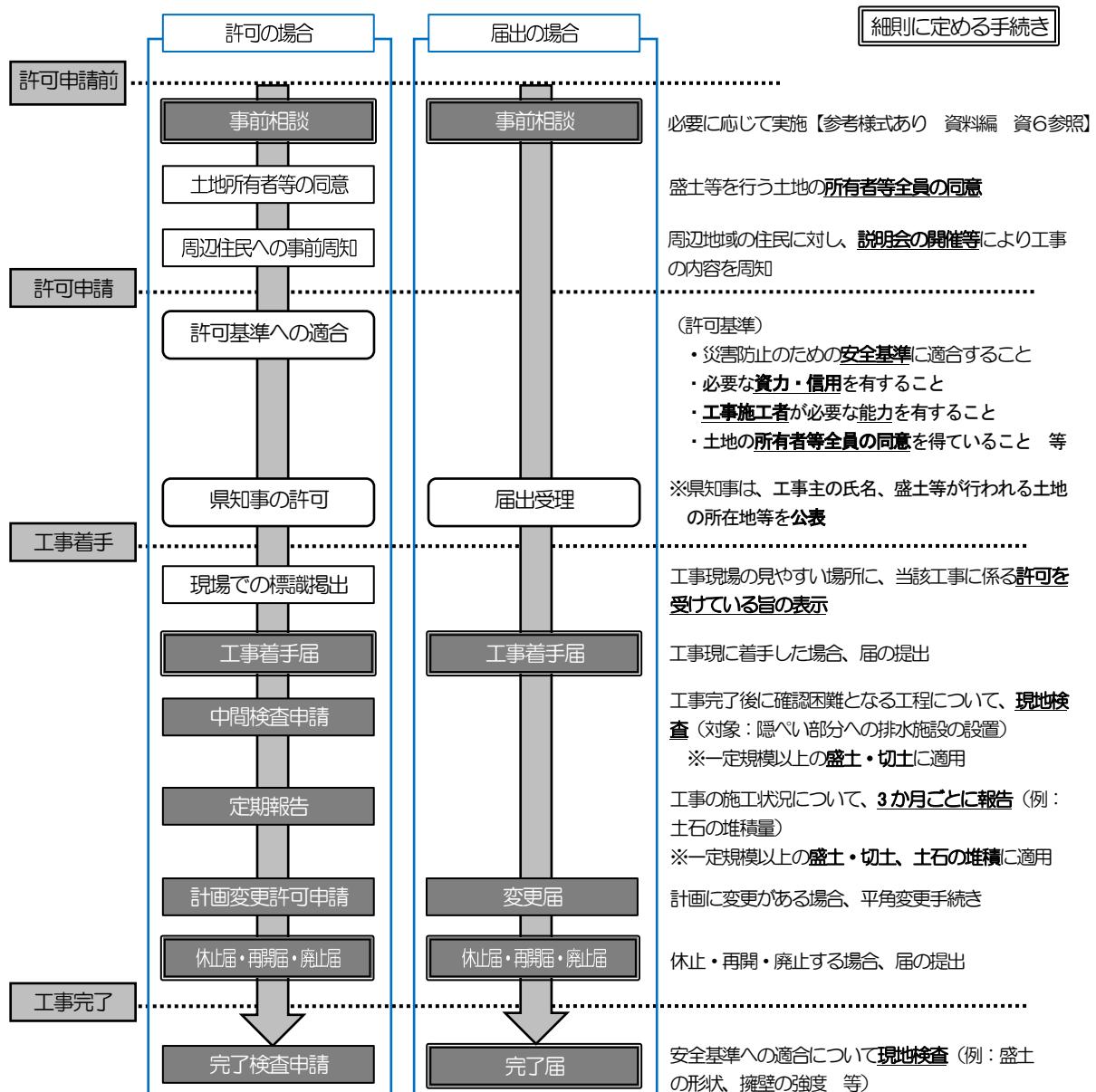


図3-4-1 許可申請から工事完了までの基本的な流れ

3-4-2 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請や届出を提出する前に、その計画について、許可の要否や許可の見通しがあるのかを事前に確認しておくことが重要です。

従って、円滑に許可手続きが進むよう、必要に応じて事前にご相談ください。

特に、都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可・届出の該当の有無については、事前に県建築課でご確認のうえ、開発許可窓口に提出するようにしてください。開発許可によるみなし許可であっても、法に基づく標識の掲出、中間検査及び定期報告の手続きが必要となりますので、事前に調整を行ってください。

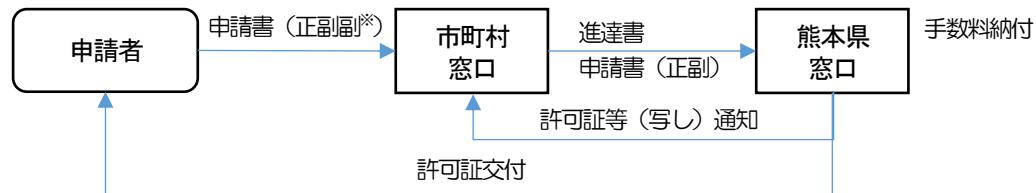
事前相談参考様式：資料編 資6 参照

添付書類 : 必要な図書

3-4-3 許可手続き【法第12条第1項・第30条第1項許可関係】

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものは、当該工事に着手する前に、あらかじめ県知事の許可を受ける必要があります。

計画に変更がある場合も、変更に係る工事に着手する前に手続きが必要です。（3-10参照）



	申請者	市町村窓口 (盛土規制法担当課)	熊本県窓口 (建築課)	備考
事前	必要に応じて 事前相談 回答 土地所有者同意・住民周知	必要に応じて 情報共有 検討	事前相談書受理 審査・許可 通知	必要に応じて 関係機関と情報共有 他法令の許可状況等
許可申請	許可申請 許可証交付	許可申請書受理 許可申請書収受 審査・許可 通知	許可申請のHP公表	必要に応じて 関係機関と情報共有 他法令の許可状況等
工事施工	工事着手 標識の掲示 工事着手届 中間検査申請書 合格証交付 定期報告	工事着手届収受 中間検査申請書受理 中間検査申請書収受 検査 通知	定期報告書受理 定期報告書収受	計画変更 休止・再開・廃止 ※計画に変更がある場合は適宜手続きを行うこと。（計画変更、軽微な変更、休止、再開、廃止） ※「土石の堆積」は、「中間検査」の対象外。
完了	工事完了 完了検査申請 検査済証交付	完了検査申請書受理 完了検査申請書収受 検査 通知		※「土石の堆積」の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」に読み替える。

図3-4-2 許可申請から完了検査までの流れ

3-4-4 届出手続き【法第27条第1項届出関係】

特盛区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、許可手続きが不要なものうち一定規模を超えるものは、当該工事に着手する30日前までに届出が必要です。

盛土等の位置から下方の人家へ影響が懸念される場合などは、必要に応じて追加資料を求めることがあります。

また、届出の内容を変更しようとする場合は、変更の届出を提出してください。（3-10-2参照）

なお、変更の内容が、許可対象規模に該当することになる場合は、変更に係る工事に着手する前に法第12条又は第30条の許可を受ける必要がありますので、ご注意ください。

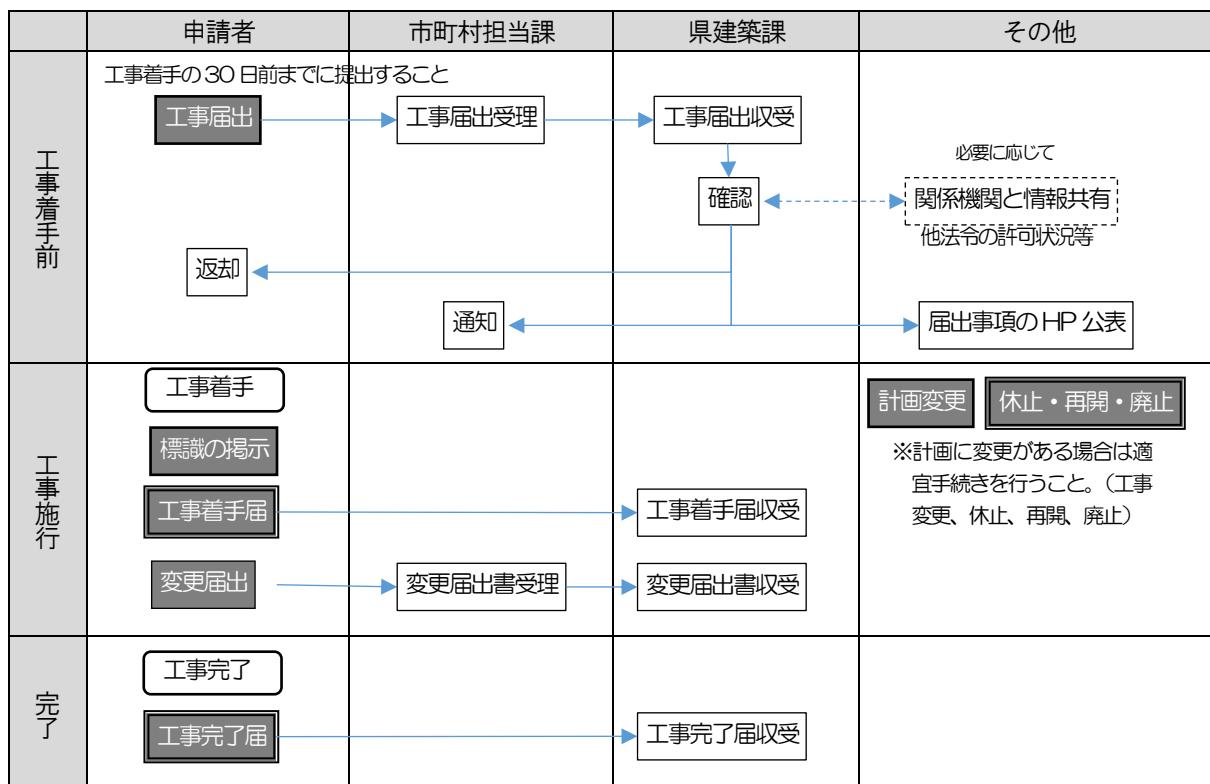
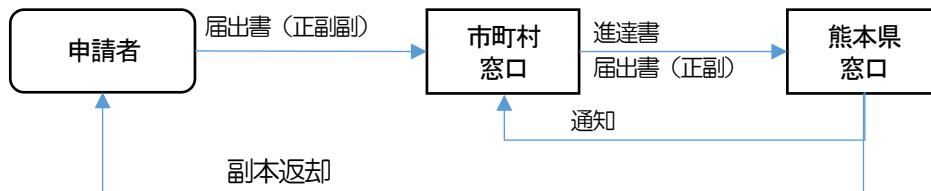


図3-4-3 届出（法第27条第1項）の流れ

3-4-5 標準処理期間

許可申請手続きに必要となる目安の日数は表3-4-1のとおりです。

事前に相談するなど、余裕をもって手続きを行ってください。

表3-4-1 標準処理期間

手続きの種類	標準処理期間（変更許可の場合）
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	1か月～1か月半程度（許可の半分程度）
土石の堆積に関する工事の許可	半月～1か月程度（許可の半分程度）

※標準処理期間は、市町村が受け付けてから処理するまでの目安の期間ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるものと約束するものではありませんので、申請時期の目安としてください。

3-5 許可申請又は届出に必要な書類

許可申請又は届出を提出する場合は、省令及び細則の規定に従い、表3-5-1の書類を添付してください。

3-5-1 宅地造成及び特定盛土等の許可申請【法第12条第1項・第30条第1項】

表3-5-1 宅地造成及び特定盛土等の許可申請書に必要な書類（省令7条1項、細則4条）

	書類の種類	●必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	縮尺	備考
1	許可申請書	●	※記載例は、資料編 資1作成要領を参照		省令別記様式第2
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	2mの標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・断面図と照合できる記号を付す ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	排水施設の平面図	●	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	
7	崖の断面図	○	崖を生ずる場合、崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
8	擁壁の断面図	○	擁壁を設置する場合、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	
9	擁壁の背面図	○	擁壁を設置する場合、擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
10	崖面崩壊防止施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設を設置する場合、崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
11	崖面崩壊防止施設の背面図	○	崖面崩壊防止施設を設置する場合、崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載
12	擁壁の構造計算書	○	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書		(任意様式)
13	盛土の安定計算書	○	省令7条2項2号に規定する渓流等において高さ15m超の盛土をする場合、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		(任意様式)
14	崖面の安定計算書	○	崖面を擁壁で覆わない場合、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		(任意様式)
15	土地付近状況写真	●	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真（申請に係る土地を赤枠で囲むこと） 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		(任意様式)

16	許可を受けようとする者の証明書類	●	<p>【申請者が個人である場合】 住民票の写しや、個人番号カード等の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類</p> <p>【申請者が法人である場合】 登記事項証明書、及び役員の住民票の写しや、個人番号カード又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 ※役員の範囲は、例えば株式会社における会社法上の役員のうちの取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者とします。 ※マイナンバー（個人番号）が記載のないものとするか、黒塗りしたものとしてください。 ※市町村等が申請者の場合を除く。</p>	(任意様式)
17	資金計画書	●	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	省令別記様式第3
18	土地所有者等の同意	●	<p>土地所有者等の全ての同意を得たことを証する書類</p> <p>【提出書類】 ①宅地造成等区域内の権利者一覧（細則別記第3号様式） ②宅地造成等同意書（細則別記第4号様式） ③同意者の印鑑証明書（作成後3か月以内のもの） ※当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合は、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明を添付すること可。なお、その場合、許可を受けるまでに、当該公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行ったことがわかる書類等の写しを提出すること。</p>	細則4条1項
19	住民への周知報告書	●	<p>住民への周知報告書（細則別記第5号様式）</p> <p>【添付書類】 土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催や書面配布、掲示等、これらの行為がなされたことがわかる書類</p>	細則4条2項
20	土地の登記事項証明書	●	作成後3ヶ月以内のもの	細則4条3項1号
21	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3ヶ月以内のもの	細則4条3項2号
22	求積図	●	土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積	細則4条3項3号
23	土量計算書	●	盛土又は切土をする土量計算書	細則4条3項4号
24	排水施設構造図	○	排水施設を設置する場合	細則4条3項5号
25	流量計算書	○	排水施設を設置する場合	細則4条3項5号
26	工事主の資力及び信用に関する申告書	●	<p>工事主の資力及び信用に関する申告書（細則別記第6号様式） ※市町村等が申請者の場合を除く。</p> <p>【添付書類】</p> <p>【申請者が法人である場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> (a) これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 (b) 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者になした出資の金額が確認できる書類 (ロ) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (ハ) 当該法人の事業経歴書 <p>【申請者が個人である場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 	細則4条3項6号

27	工事実行者の能力に関する申告書	<input checked="" type="radio"/>	工事実行者の能力に関する申告書（細則別記第7号様式） 【添付書類】 ・前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書 ・法人の登記事項証明書（個人の場合は履歴書（任意様式）） ・事業経歴書（任意様式） ・建設業許可証の写し		細則4条3項7号
28	設計者の資格に関する申告書	<input type="radio"/>	高さ5m超の擁壁又は面積1,500m ² 超の盛土・切土における排水施設を設置する場合、資格を有する者であることを証する書類 設計者の資格に関する申告書（細則別記第8号様式） 【添付書類】 政令22条に規定する資格を有することを証する書類		細則4条3項8号
29	工程表	<input checked="" type="radio"/>			細則4条3項9号 (任意様式)
30	大臣認定書の写し	<input type="radio"/>	大臣認定品を使用する場合、認定書及び認定時に付された条件等を確認できる書類		細則4条3項10号
31	誓約書	<input checked="" type="radio"/>	誓約書（任意様式） ※対象：工事主 ※市町村等が申請者の場合を除く。		細則4条3項11号
32	その他の図面等	<input type="radio"/>	胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁で、昭和40年6月14日付建設省告示第1485号の規定によるものの場合、同告示及び施行通知別紙3.（8）に適合していることがわかる書類		細則4条3項11号
33	その他知事が必要と認める書類	<input type="radio"/>	その他必要な書類		細則4条3項11号
34	委任状	<input type="radio"/>	代理者が申請手続きを行う場合、委任を受けたことがわかる書類		（任意様式）

3-5-2 土石の堆積の許可申請【法第12条第1項・第30条第1項】

表3-5-2 土石の堆積の許可申請に必要な書類（省令7条2項、細則4条）

	書類の種類	●必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	縮尺	備考
1	許可申請書	<input checked="" type="radio"/>	※記載例は、資料編 資1作成要領を参照		省令別記様式第4
2	位置図	<input checked="" type="radio"/>	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
3	地形図	<input checked="" type="radio"/>	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	2mの標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	<input checked="" type="radio"/>	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有效地に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	・断面図と照合できる記号を付す ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	<input checked="" type="radio"/>	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	
6	堆積した土石の崩壊を防止するための措置	<input type="radio"/>	土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等を行う場合、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置の内容が、適切であることを証する書類		（任意様式）
7	土石の崩壊	<input type="radio"/>	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を行う場合、次の		（任意様式）

	に伴う土砂の流出を防止する措置		①か②のいずれかの措置の内容が、適切であることを証する書類 ①堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）を設置すること ②次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置		
8	土地付近状況写真	●	土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真（申請に係る土地を赤枠で囲むこと） 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等 撮影方向を明示すること		(任意様式)
9	許可を受けようとする者の証明書類	●	表3-5-1 16 参照		(任意様式)
10	資金計画書	●	表3-5-1 17 参照		省令別記様式第5
11	土地所有者等の同意	●	表3-5-1 18 参照		細則4条1項
12	住民への周知報告書	●	表3-5-1 19 参照		細則4条2項
13	土地の登記事項証明書	●	表3-5-1 20 参照		細則4条3項1号
14	字図	●	表3-5-1 21 参照		細則4条3項2号
15	求積図	●	土地の面積、土石の堆積をする土地の面積		細則4条3項3号
16	土量計算書	●	土石の堆積をする土量計算書		細則4条3項4号
17	排水施設構造図	○	表3-5-1 24 参照		細則4条3項5号
18	工事主の資力及び信用に関する申告書	●	表3-5-1 26 参照		細則4条3項6号
19	工事実行者の能力に関する申告書	●	表3-5-1 27 参照		細則4条3項7号
20	工程表	●			細則4条3項9号 (任意様式)
21	大臣認定書の写し	○	表3-5-1 31 参照		細則4条3項10号
22	誓約書	●	表3-5-1 30 参照		細則4条3項11号
23	その他知事が必要と認める書類	○	その他必要な書類		細則4条3項11号
24	委任状	○	代理者が申請手続きを行う場合、委任を受けたことがわかる書類		(任意様式)

3－5－3 特定盛土等の届出【法第27条第1項】

表3-5-3 特定盛土等の届出に必要な書類（省令58条2項、細則4条）

	書類の種類	●必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	縮尺	備考
1	届出書	●			省令別記様式第19
2	位置図	●	表3-5-1 2～11参照		
3	地形図	●			
4	土地の平面図	●			
5	土地の断面図	●			
6	排水施設の 平面図	●			
7	崖の断面図	●			
8	擁壁の断面図	●			
9	擁壁の背面図	●			
10	崖面崩壊防止 施設の断面図	●			
11	崖面崩壊防止 施設の背面図	●			
12	土地付近 状況写真	●	表3-5-1 15参照		(任意様式)
13	届出者の 証明書類	●	表3-5-1 16参照 ※「申請者」とあるのは「届出者」に読み替え		(任意様式)
14	土地の登記事 項証明書	●	表3-5-1 20参照		細則4条3項1号
15	字図	●	表3-5-1 21参照		細則4条3項2号
16	求積図	●	表3-5-1 22参照		細則4条3項3号
17	工程表	●			細則4条3項9号 (任意様式)
18	その他知事が 必要と認める 書類	○	その他必要な書類		細則4条3項11号
19	委任状	○	代理者が申請手続きを行う場合、委任を受けたことがわかる書類		(任意様式)

3－5－4 土石の堆積の届出【法第27条第1項】

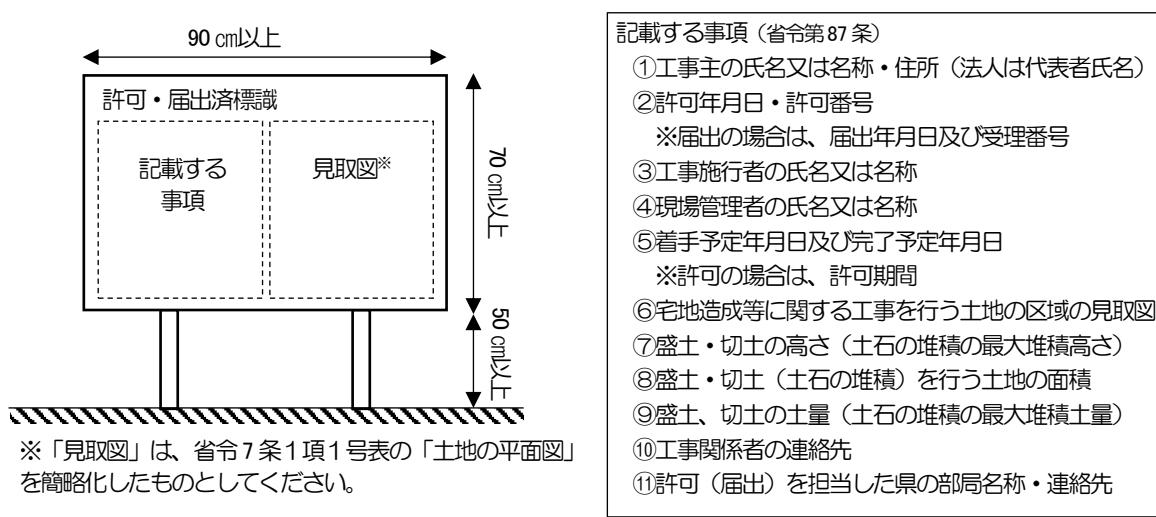
表3-5-4 土石の堆積の届出に必要な書類（省令58条2項、細則4条）

	書類の種類	●必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	縮尺	備考
1	届出書	●			省令別記様式第20
2	位置図	●	表3-5-2 2～5参照		
3	地形図	●			
4	土地の平面図	●			
5	土地の断面図	●			
6	土地付近 状況写真	●	表3-5-2 8参照		(任意様式)
7	届出者の 証明書類	●	表3-5-2 9参照 ※「申請者」とあるのは「届出者」に読み替え		(任意様式)
8	土地の登記事 項証明書	●	表3-5-2 13参照		細則4条3項1号
9	字図	●	表3-5-2 14参照		細則4条3項2号
10	求積図	●	表3-5-2 15参照		細則4条3項3号
11	工程表	●			細則4条3項9号 (任意様式)
12	その他知事が 必要と認める 書類	○	その他必要な書類		細則4条3項11号
13	委任状	○	代理者が申請手続きを行う場合、委任を受けたことがわかる書類		(任意様式)

3-6 標識掲出【法第49条】

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可（法第12条第1項、法第30条第1項）を受けた工事主又は届出（法第27条第1項）をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、標識を掲げてください。

なお、国・県における協議（法第15条第1項、第34条第1項）や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可（法第15条第2項、第34条第2項）においても、標識の掲出が必要です。この場合において、記載する事項は、国・県における協議の場合は、②「許可年月日・許可番号」は協議成立の番号等を、⑪「県の担当部局名称及び連絡先」は県建築課を、開発許可によるみなし許可の場合は、②「許可年月日・許可番号」は開発許可の番号等を、⑪「県の担当部局名称及び連絡先」は開発許可した開発担当部局を記載してください。



様式 宅地造成又は特定盛土等の場合 省令様式第23
 土石の堆積の場合 省令様式第24

図3-6-1 標識の形状および記載する事項

3-7 工事着手届【細則第18条】

許可（法第12条第1項、第30条第1項）又は届出（法第27条第1項）に係る工事に着手したときは、すみやかに知事に届け出してください。

なお、国・県における協議（法第15条第1項、第34条第1項）や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可（法第15条第2項、第34条第2項）においても、工事着手届出を提出してください。

	申請者	県建築課	提出書類
工事着手届出	<div style="text-align: center;">工事着手</div> <div style="text-align: center;">工事着手届</div> 正副	受理	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手届（細則別記第20号様式） ・工事に着手していることがわかる写真 ・標識（法49条）を掲出していることがわかる写真

図3-7-1 工事着手届の流れ

3-8 中間検査【法第18条第1項、第37条第1項】

3-8-1 中間検査の対象規模等

宅地造成又は特定盛土等に係る許可（法第12条第1項、第30条第1項）を受けた者は、表3-8-1の検査を要する規模に該当し、特定工程（盛土及び切土における暗渠排水等の排水施設を設置する工事の工程）を含む場合は、中間検査を受けてください。

なお、国・県における協議（法第15条第1項、第34条第1項）や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可（法第15条第2項、第34条第2項）においても、中間検査が必要です。

特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。

許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認しますので、設計・施工についての図面・写真等の関係図書による審査、目的物の目視及び検測ができるよう準備してください。

複数の特定工程が存在する場合は、その都度申請を行い、中間検査を受けることができます。

中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて検査を行います。

なお、当該工事に、特定工程が含まれていなければ、中間検査はありません。

表3-8-1 中間検査の対象規模等

対象	検査をする規模 (政令23条)	特定工程 (政令24条1項、32条2項)	特定工程後の工程に 係る工事 (政令24条2項、32条3項)	検査申請 時期
宅地造成又 は特定盛土 等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時にやって、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000m ² 超(①～④を除く)	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程	特定工程に 係る工事を 終えた日か ら4日以内※ (初日不算 入)

※期限が休日にあたる場合には、その翌日に繰り延べます。（地方自治法4条の2第4項）

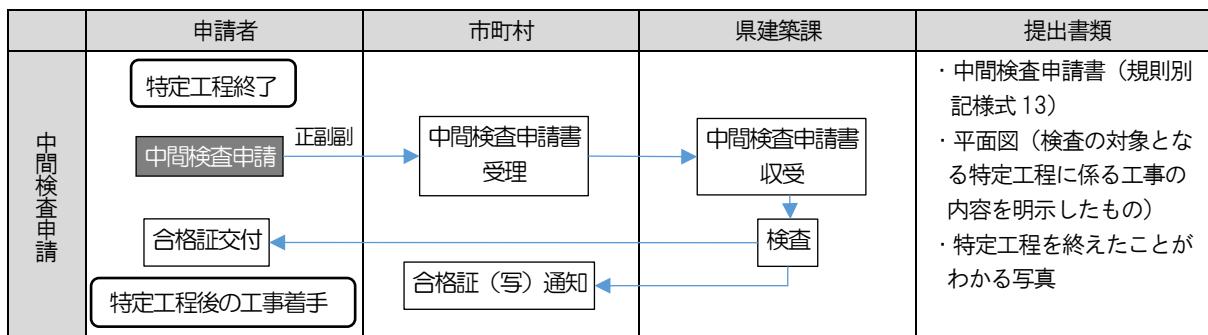


図3-8-1 中間検査申請の流れ

3-8-2 中間検査の留意事項

中間検査申請は、効率的かつ確実に実施できるよう、次の各事項に留意し工事を施工する必要があります。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- 2) 検査にあたっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- 3) 検査にあたっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- 4) 進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- 5) 検査の結果、災害防止のための対策が必要と判断される場合は、土地所有者等は必要な対策を講じ、再度、検査を受けること

3-9 定期報告【法第19条第1項、第38条第1項】

3-9-1 定期報告の対象規模等

宅地造成又は特定盛土等に係る許可（法第12条第1項、第30条第1項）を受けた者は、表3-9-1の報告を要する規模に該当し、かつ工事の期間が3か月を超える場合は、3か月ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況を報告してください。

なお、国・県における協議（法第15条第1項、第34条第1項）や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可（法第15条第2項、第34条第2項）においても、定期報告が必要です。

定期報告で報告する事項は、報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等に関する工事の進捗状況や、技術的基準に適合して施工されていることがわかるものとしてください。

土石の堆積において、鋼矢板等を設置（省令第32条又は第34条第1項第1号に規定する措置）する場合においては、当該措置を行ったことがわかるものを報告してください。

開発許可によるみなし許可において、計画の変更があった場合は、併せて計画変更の内容についても報告してください。

なお、休止中の工事のほか、着手前や準備工などの現場が動いていない場合においても、許可を受けた時点から完了するまでの間は、定期報告は必要ですので、ご注意ください。

また、許可を受けた時点から3か月以内に工事が完了する場合には、定期報告は必要ありません。

表3-9-1 定期報告の対象規模等

対象	報告を要する規模（政令25条）	報告事項・添付書類	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時にやって、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000m ² 超（①～④を除く）	①報告時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ②報告時点における盛土又は切土の高さ・面積・土量がわかる写真又は書類 ③擁壁、崖崩壊防止施設、崖面及びその他の地表面について講じた措置又は排水施設に関する工事の状況を明らかにするもの ※開発許可によるみなし許可の場合は、工事の計画を変更したときは、上記に加え、当該変更の内容を明らかにするもの	許可を受けた日又は前回の報告を行った日から3か月以内※（初日不算入）
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 ②切土で高さ5m超の崖	①報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ②報告時点における土石の堆積の高さ・面積・土量がわかる写真又は書類 ③前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量がわかる書類	

※期限が休日にあたる場合には、その翌日に繰り延べます。（地方自治法4条の2第4項）

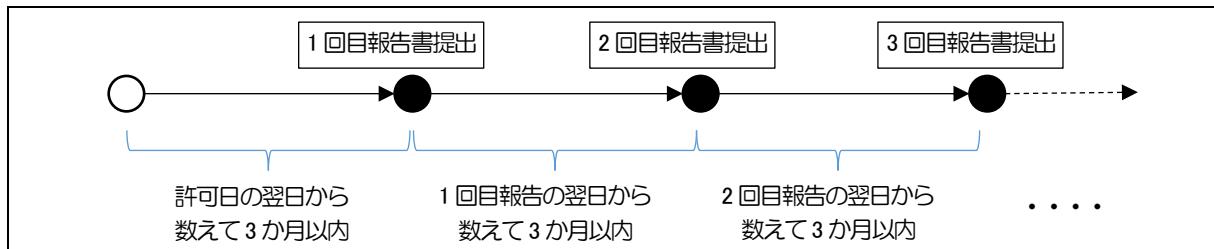


図3-9-1 報告時期のイメージ

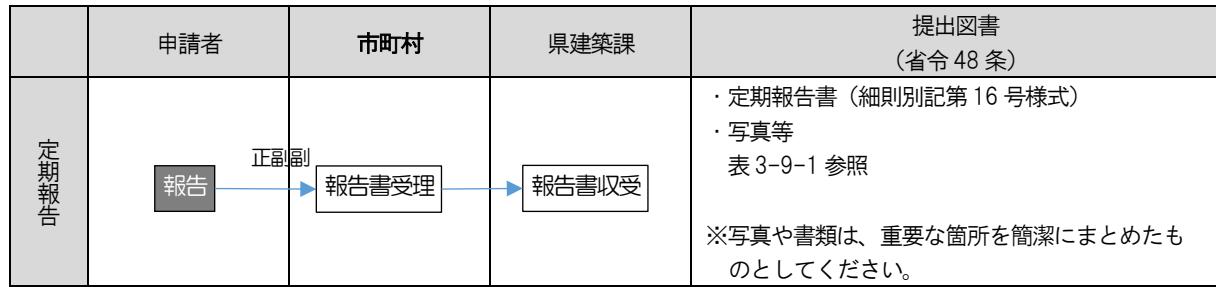


図3-9-2 定期報告の流れ

3-9-2 定期報告の留意事項

定期報告を効率的かつ確実に実施できるよう、次の各事項に留意してください。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- 2) 土石の堆積の場合、堆積した土石の運用状況を正確に報告し、許可を受けた計画から逸脱していないかを確認すること
- 3) 定期報告の内容により、災害防止のための対策が必要と判断される場合は、土地所有者等に必要な対策を講じていただくことになります

3-10 計画変更【法第16条第1項、第2項、法第35条第1項、第2項、細則第17条】

宅地造成等の許可の内容に変更がある場合は、表3-10-1のとおり手続きを行ってください。

表3-10-1 計画変更手続き一覧

手続きの種類	対象	対象となる行為・時期	提出先	参照	
法16条1項 法35条1項	変更許可申請	法12条1項・ 法30条1項許可	許可を受けた宅地造成等に関する工事について、計画の変更（軽微な変更に該当するものを除く。）をしようとするとき	市町村 経由	3-10-1
法16条3項 法35条3項	変更協議	法15条1項・ 法34条1項協議	協議した宅地造成等に関する工事について、計画の変更（軽微な変更に該当するものを除く。）をしようとするとき	市町村 経由	3-14-9
法28条	変更届出	法27条1項届出	届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、計画の変更をしようとするとき 時期：当該変更後の工事に着手する30日前	市町村 経由	3-10-2
法16条2項3項 法35条2項3項	軽微な変更届出	法12条1項・ 法30条1項許可	当該許可を受けた、又は協議した宅地造成等に関する工事について、軽微な変更をしたとき	市町村 経由	3-10-3 3-14-9
細則17条	工事内容の変更届	法21条1項・ 法40条1項届出、 法21条3項・ 法40条3項届出	当該届出に係る計画の内容を変更しようとするとき	県	3-10-4

3-10-1 計画変更の許可【法第16条第1項、第35条第1項、省令第37条、第67条】

法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた場合で、当該許可を受けた宅地造成等に関する工事について、計画の変更（軽微な変更に該当するものを除く。）をしようとするときは、計画変更の許可の手続きが必要です。（法第16条第1項、第35条第1項、省令第37条）

変更に係る工事は、計画変更の許可を受けるまでは、着手することができません。

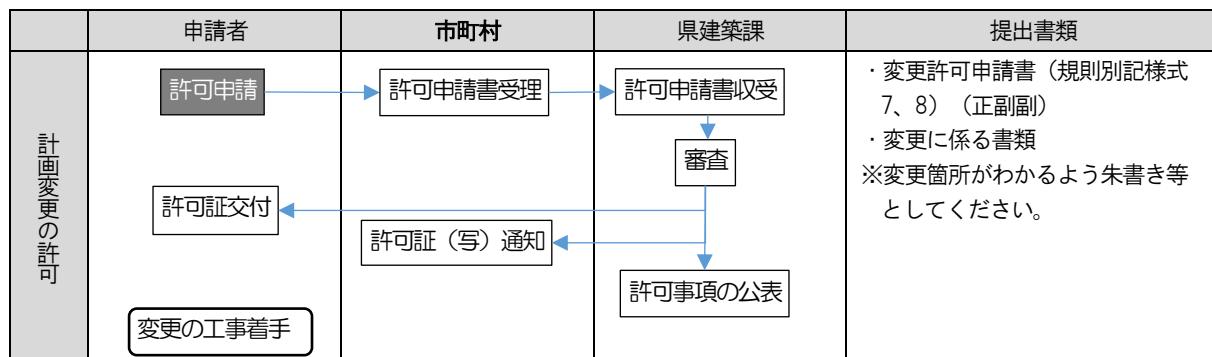
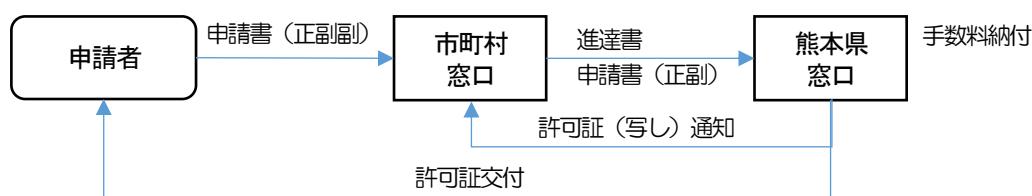


図3-10-1 計画変更の許可申請の流れ

【土石の堆積の工事期間に係る留意事項】

土石の堆積について、堆積の許可期間を延長する場合は、軽微な変更に該当しないため、変更許可が必要です。

なお、その場合において、堆積の期間が当初の許可から5年を超えて延長する場合は、工事着手以降の土砂の搬入・搬出量を確認すること等により、土石の堆積として引き続き取り扱うことが適当と認められる場合において、変更の許可の日から5年以内の工事期間で許可します。

【計画変更の許可に係る留意事項】

工事の計画の変更は、省令第7条に規定する申請書への記載事項及び設置する施設に係る変更を指します。

工事主等を第3者に変更する場合（特定承継）は、法に規定がないため、新規に許可を受ける必要があります。その場合、被承継人は、事業を廃止する旨、休止等届（3-11参照）を提出してください。

地権者の変更による同意の取得状況の変化その他の法第12条第2項第2号から第4号まで又は第30条第2項第2号から第4号までに規定する内容の変更については、変更の許可は不要です。

3-10-2 変更届出書【法第28条第1項】

法第27条第1項の届出をした場合で、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、計画の変更をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の30日前までに、変更に係る書類を添付して変更届出書（省令別記様式第21）を提出してください。

なお、変更後の内容が届出の範囲を超えて許可（法第12条第1項、第30条第1項）の対象に該当することとなる場合は、許可手続きが必要となります。

※法第27条第1項の届出には、軽微な変更に該当する行為の規定はありませんので、変更がある場合は、全て法第28条第1項に基づく届出を提出してください。

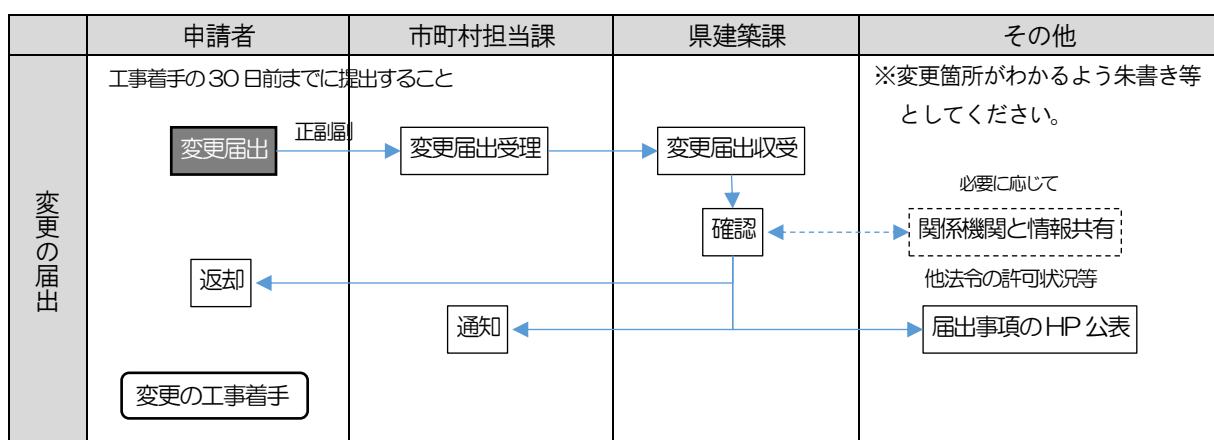


図3-10-2 変更届出の流れ

3-10-3 軽微な変更届【法第16条第2項、第35条第2項、省令第38条、第68条】

法第12条第1項又は法第30条第1項の許可を受けた場合で、当該許可を受けた宅地造成等に関する工事について、軽微な変更をしたときは、法第16条第2項又は第35条第2項の規定により、遅延なく、届出を行ってください。

軽微な変更に該当する行為は、次のとおりです。【省令第38条、第68条】

- ①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
※相続人その他の一般承継人が、当該許可に基づく地位を継承する場合は、該当します。

- ②工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日※の変更
※土石の堆積に関する工事については、工事予定期間を短縮するものに限ります。

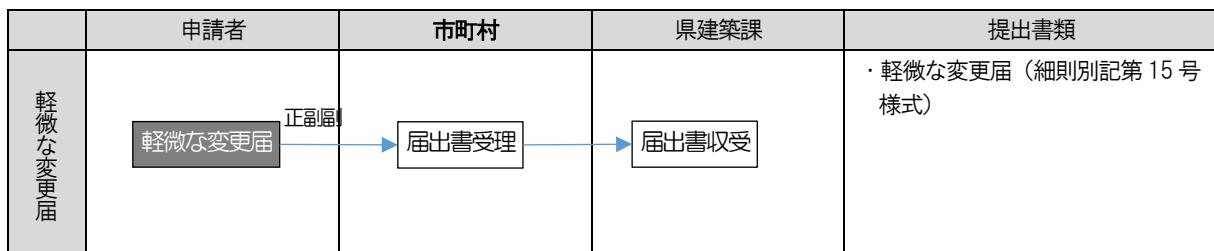


図3-10-3 軽微な変更届出の流れ

3-10-4 工事内容の変更届【細則17条】

届出（法第21条第1項・第3項又は第40条第1項・第3項）を行った工事について、当該届出に係る計画の内容に変更をしようとするときは、事前に届け出してください。

工事主の氏名の変更、完了予定日の変更等も当変更届の対象となります。

なお、変更後の内容が届出の範囲を超えて許可（法第12条第1項、第30条第1項）の対象に該当することとなる場合は、許可手続きが必要となります。

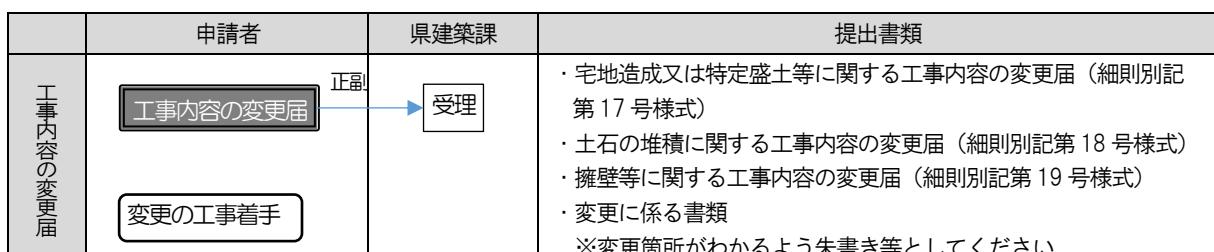


図3-10-4 工事内容の変更届出の流れ

3-11 休止・再開・廃止の届【細則第19条】

許可（法第12条、第30条）又は届出（法第21条第1項・第3項、第27条第1項又は第40条第1項・第3項）に係る工事を休止、再開又は廃止する場合は、すみやかに休止等届を提出してください。

なお、国・県における協議（法第15条第1項、第34条第1項）や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可（法第15条第2項、第34条第2項）においても、該当する場合は、休止等届を提出してください。

また、事業を休止又は廃止する場合は、事前に周囲の安全を確保できる状態としてください。

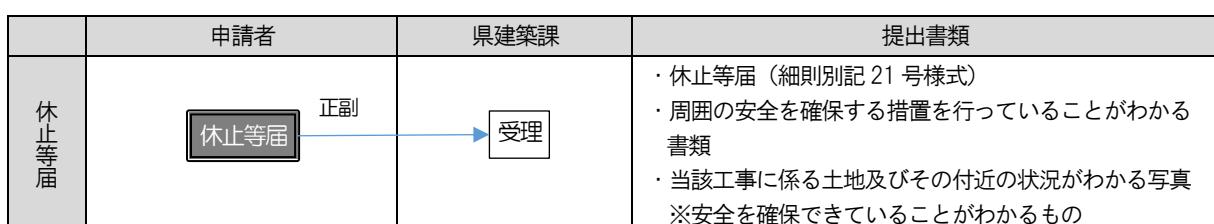


図3-11-1 休止等届出の流れ

3-12 完了検査等【法第17条第1項及び第4項、第36条第1項及び第4項】

工事が完了した場合は、表3-12-1のとおり手続きを行ってください。

手続きの種類		対象	対象となる行為・時期	提出先	参照
法17条1項 法36条1項	完了検査申請	宅地造成又は特定盛土等に係るもの 法12条1項・ 法30条1項許可 法15条1項・ 法34条1項協議	当該許可・協議に係る工事が完了したとき 時期：完了後4日以内	市町村 経由	3-12-1 3-14-8
法17条4項 法36条4項	確認申請	土石の堆積に係るもの 法12条1項・ 法30条1項許可 法15条1項・ 法34条1項協議	当該許可・協議に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したとき 時期：完了後4日以内	市町村 経由	3-12-1 3-14-8
細則20条	工事完了届	法15条2項・ 法34条2項みなし許可 法27条1項届出 法21条1項・ 法40条1項届出、 法21条3項・ 法40条3項届出	当該みなし許可・届出に係る工事が完了したとき 時期：完了後4日以内	県	3-12-4

表3-12-1 工事完了時の手続き一覧

3-12-1 完了検査申請・確認申請

宅地造成等に関する工事について許可（法第12条第1項、第30条第1項）を受けた者は、当該許可に係る工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に完了検査又は確認の申請を行ってください。

完了検査は、許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認します。設計・施工についての図面・写真等の関係図書による審査、目的物の目視及び検測ができるよう準備してください。

土石の堆積に関する工事については、堆積されていた全ての土石が除却されていることを確認します。

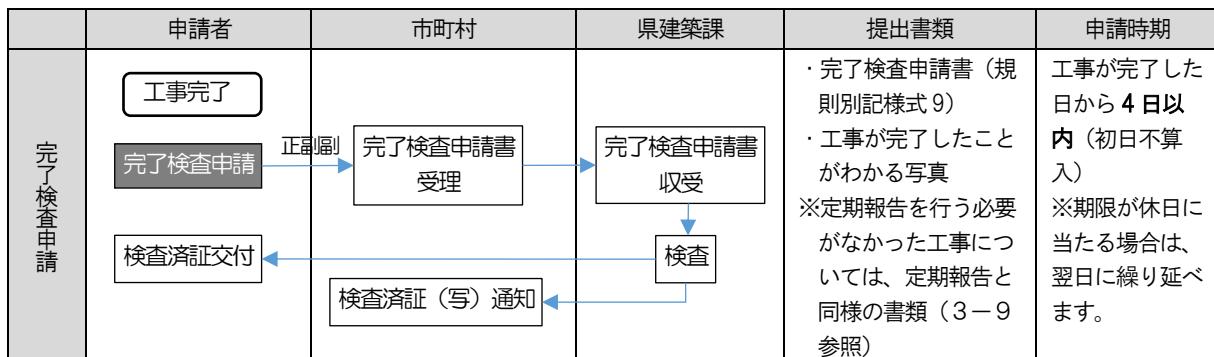


図3-13-1 完了検査申請の流れ（宅地造成又は特定盛土等の場合）

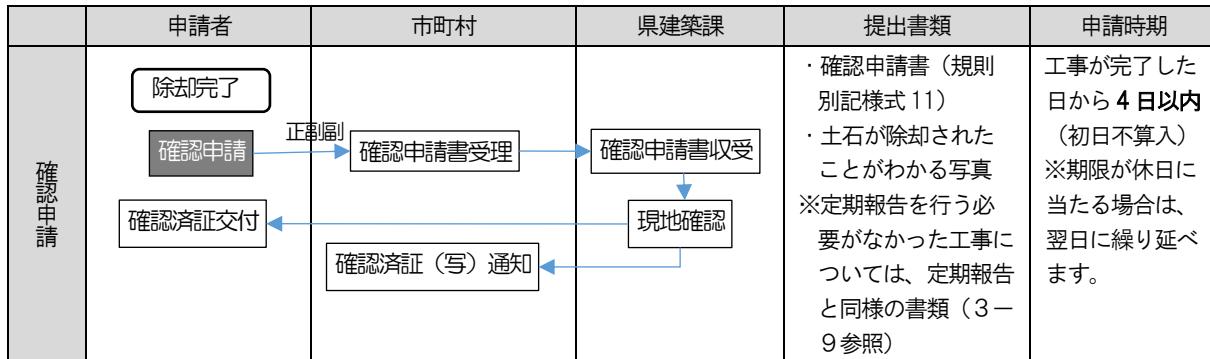


図3-13-2 確認申請の流れ（土石の堆積の場合）

3-12-2 複数の工区に分けて完了検査を受けたい場合の取り扱い【細則第15条】

複数の工区に分けて工事を行い、部分的に使用を開始したい場合など、必要に応じて工区ごと（原則、工作物の構造や排水施設等が当該工区内で完結し災害防止上支障がない場合等に限る。）に部分的に検査を受けることができます。

その場合は、許可を受ける段階で、あらかじめ工区分けした計画で許可を受けてください。

なお、許可を受けた工区分けの内容を変更する場合は、変更許可の手続きが必要です。

3-12-3 完了検査・確認申請の留意事項

完了検査申請・確認申請は、効率的かつ確実に実施できるよう、次の各事項に留意してください。

- 1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。必要に応じて完了検査・確認時に確認します。
- 2) 検査・確認にあたっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- 3) 検査・確認にあたっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- 4) 高さの計測位置の確認や排水設備の蓋を外しておくなど、あらかじめ検査を受ける準備をしておくこと
- 5) 検査・確認の結果、災害防止のための対策が必要と判断される場合は、土地所有者等は必要な対策を講じること
- 6) 前項の場合、再度、検査・確認を行い、必要な対策を講じたと認められた後、検査済証・確認済証を交付します
- 7) 必要な対策が講じたと認められない場合、法に基づき、監督処分、勧告、改善命令を行うことになります。

3-12-4 工事完了届【細則第20条】

都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可（法第15条各項、第34条各項）や、届出（法第21条第1項・第3項、第27条第1項又は第40条第1項・第3項）に係る工事を完了したときは、工事が完了した日から4日以内（初日不算入）に届け出てください。



図3-13-1 工事完了届の流れ

3-13 取下げ届【細則21条】

許可（法第12条、第30条）又は変更許可（法第16条第1項、第35条第1項）の申請を、手続き途中で取り下げたい場合は、すみやかに届け出してください。

	申請者	県建築課	提出書類
取下げ届	取下げ届 正副	受理	・取下げ届（細則別記第23号様式）

図3-13-1 取下げ届の流れ

3-14 国、県の取り扱い【法第15条第1項、第34条第1項】

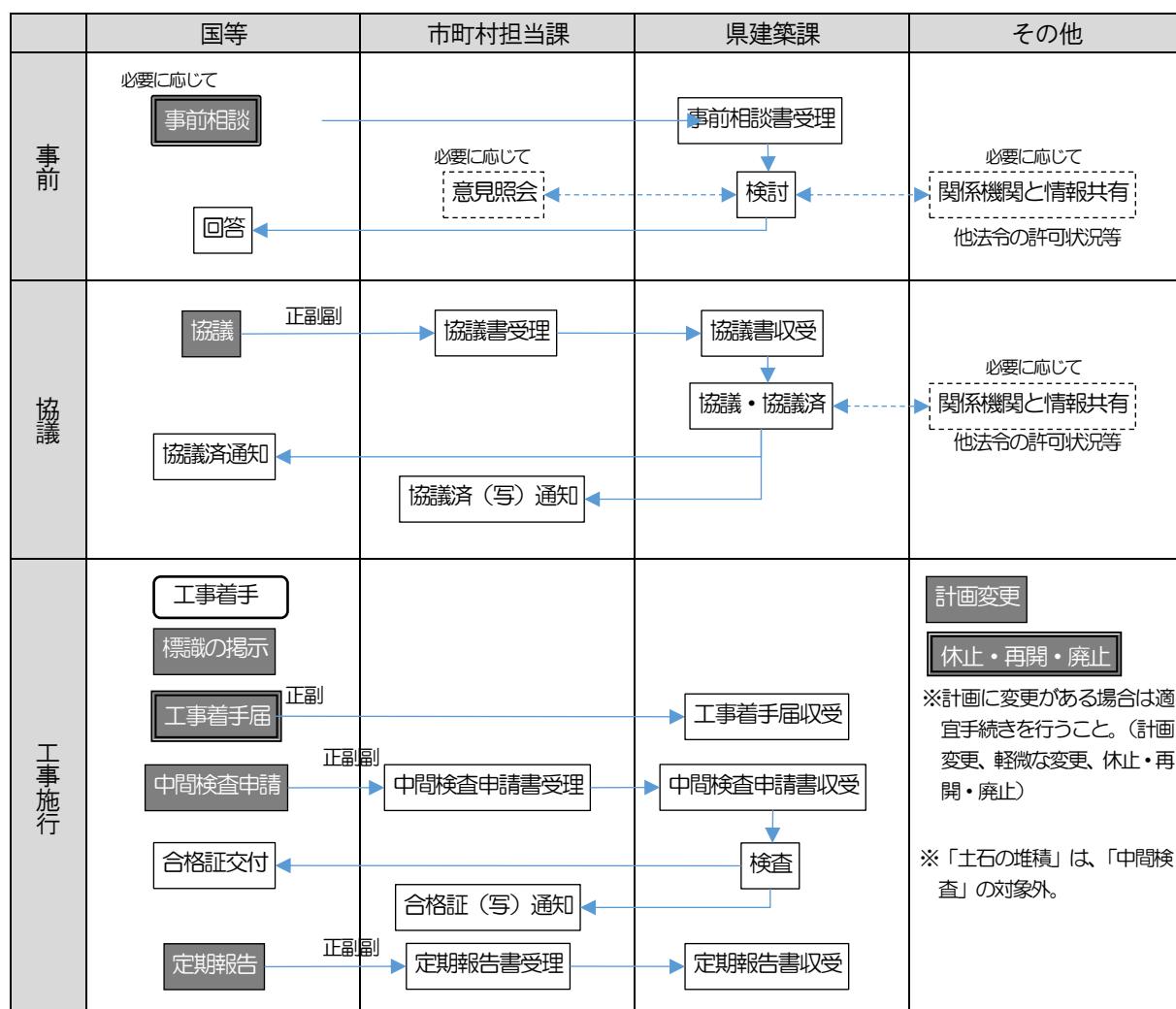
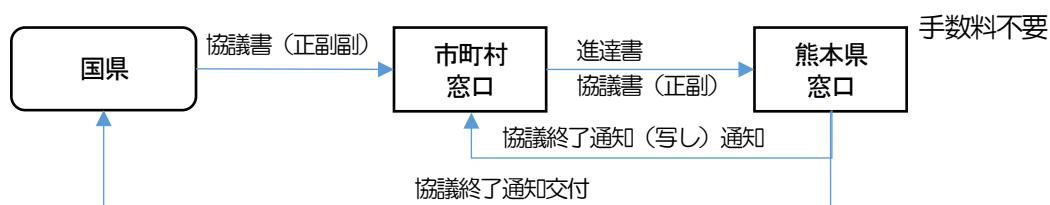
3-14-1 協議【法第15条第1項・第34条第1項協議関係】

国又は県が行う宅地造成等に関する工事については、協議が成立することもって許可があつたものとみなされます。許可手続きに替わって、協議を行ってください。

原則として、通常の許可における技術的基準に照らした内容となっているかを協議しますので、「3-5-1 宅地造成及び特定盛土等規制区域盛土等の許可申請」又は「3-5-2 土石の堆積の許可申請」を参考として協議に必要な書類を提出してください。

また、都市計画法第34条の2に基づき国又は県が行う協議の成立をもって開発許可があつたものとみなされる場合も、法第15条第2項又は第34条第1項によるみなし規定が適用されますので、法による許可手続きは不要です。

なお、協議の場合、周辺住民への周知（法第11条・第29条）や土地所有者等の同意取得（法第12条第2項第4号・第30条第2項第4号）は法に規定されていませんが、協議者において適切に対応してください。



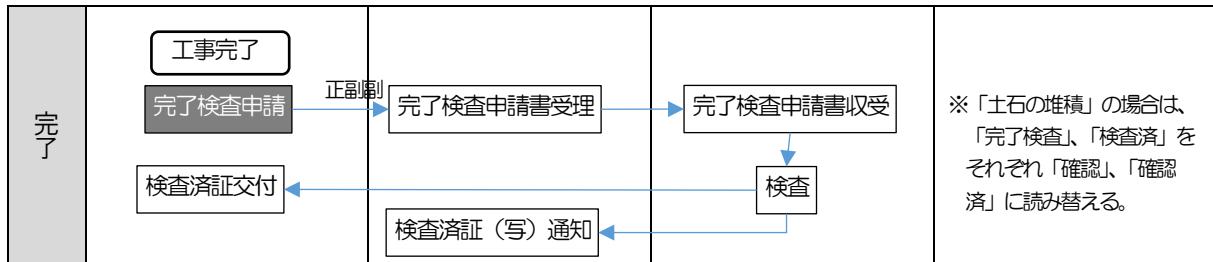


図3-14-1 協議申請から工事完了までの流れ

3-14-2 届出手続き【法第27条第1項届出関係】

特盛区域内で、国又は県が行う宅地造成等に関する工事については、届出書を提出してください。表3-14-2 参照。

3-14-3 協議書又は届出書及び添付書類

法第15条第1項又は第34条第1項に基づく協議に必要な書類は表3-14-1、法第27条第1項届出に必要な書類は表3-14-2のとおりです。

表3-14-1 協議書及び添付書類

事項	内容	参照ページ等
協議書		細則別記第10号様式 細則別記第11号様式
添付書類	許可申請に必要な添付書類を参照 ※資金計画書、土地所有者等の同意関係の書類、住民への周知報告書、工事主の資力及び信用に関する申告書、誓約書は、県と協議のうえ、必要に応じて提出してください。	3-5-1 3-5-2

表3-14-2 届出書及び添付書類

事項	内容	参照ページ等
届出書		規則様式19
添付書類	届出に必要な添付書類を参照	3-5-3 3-5-4

3-14-4 標識掲出

3-6 「標識掲出」 参照。

3-14-5 工事着手届

3-7 「工事着手届」 参照。

3-14-6 中間検査

3-8 「中間検査」 参照。

3-14-7 定期報告

3-9 「定期報告」 参照。

3-14-8 完了検査等

3-12 「完了検査等」 参照。

3-14-9 計画変更の協議等

表 3-14-3 変更の協議に必要な協議書及び添付書類

事項	内容	参照ページ等
変更協議書		細則別記第13号様式 細則別記第14号様式
添付書類	計画変更を参照	3-10-1

表 3-14-4 軽微な変更に必要な届

事項	内容	参照ページ等
軽微な変更届		細則別記第15号様式
添付書類	不要	3-10-3

3-14-10 休止・再開・廃止

3-11 「休止・再開・廃止の届」参照。

3-14-11 標準処理期間

許可の取り扱いに準じます。3-4-5 「標準処理期間」参照。

3-15 都市計画法の開発許可の取り扱い【法第15条第2項、第27条第5項、第34条第2項】

3-15-1 開発許可による「みなし」扱い

開発許可（都市計画法第29条第1項又は第2項の許可）を受けたものは、法の許可（法第12条第1項又は第30条第1項の許可）を受けたもの、又は届出（法第27条第1項）をしたものとみなされますので、改めて法の許可や届出の必要はありません。※令和7年4月1日以降に開発許可されたものに限る。

なお、開発許可による「みなし許可」・「みなし届出」の該当の有無については、事前に県建築課でご確認のうえ、開発許可窓口に報告してください。

3-15-2 開発許可による「みなし許可」における、法による手続き

開発許可による「みなし許可」に該当する宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、法に規定される**標識の掲出**（法第49条）、**中間検査**（法第18条第1項、第37条第1項）及び**定期報告**（法第19条第1項、第38条第1項）は適用されます。※届出（法第27条第1項）の場合は、標識の掲出のみ該当。

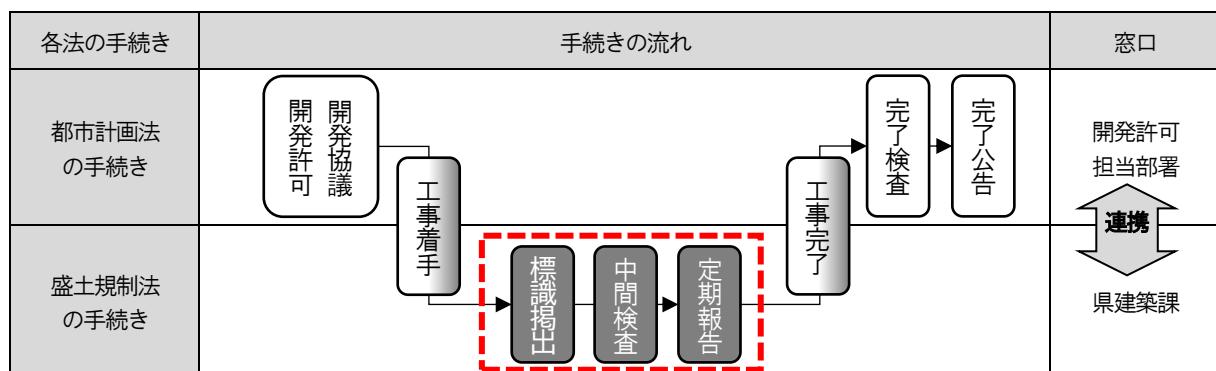
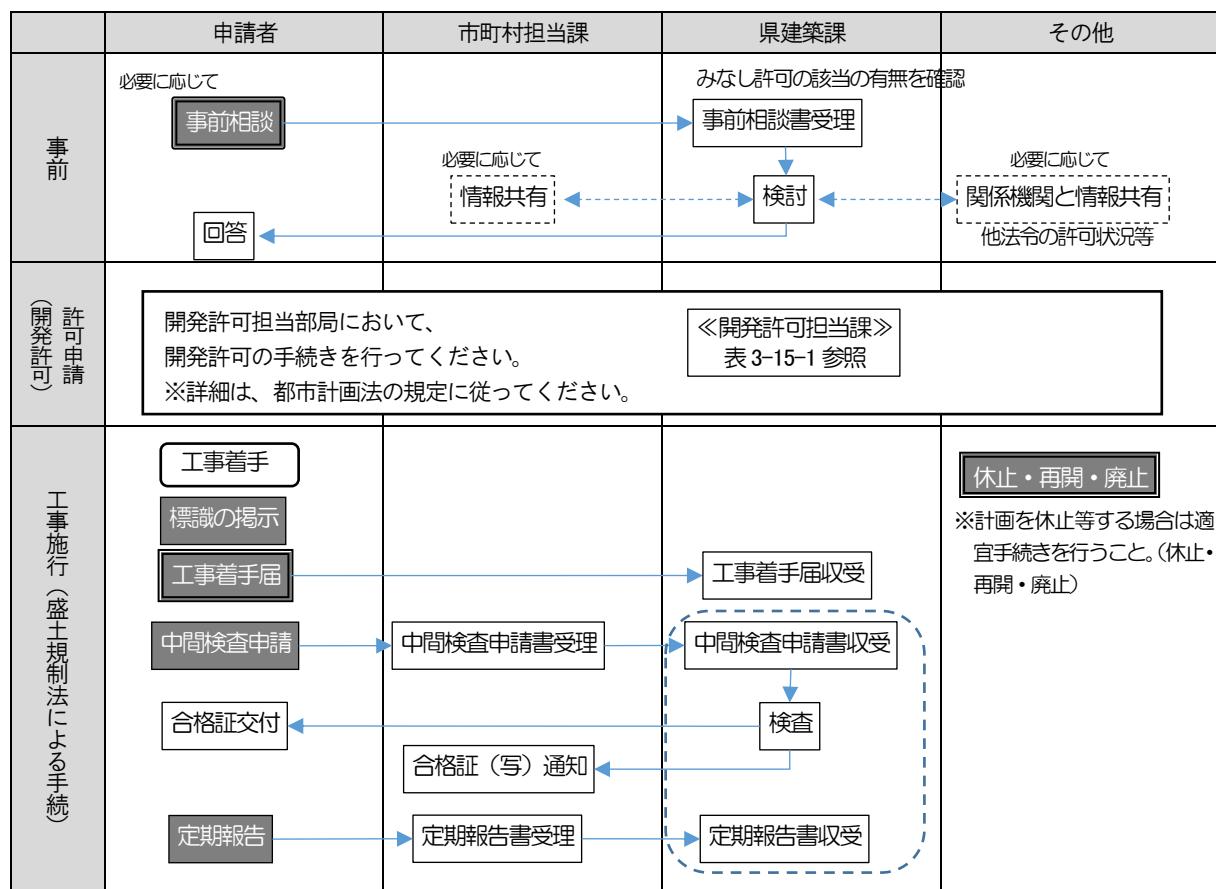


図3-15-1 開発許可による「みなし許可」と法の手続きとの関係



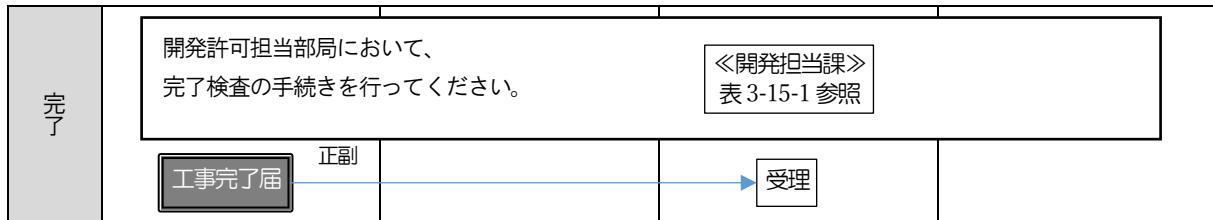


図3-15-2 開発許可による「みなし許可」の場合の、法手続きフロー

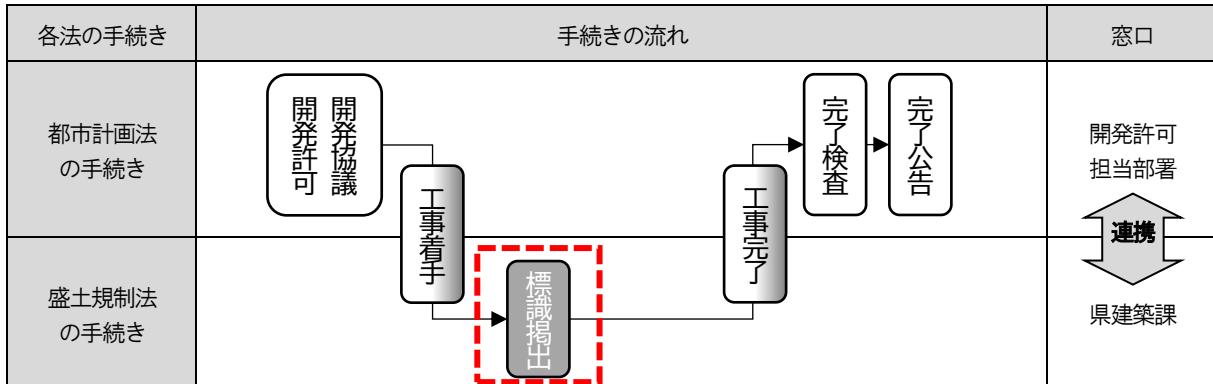


図3-15-3 開発許可による「みなし届出」と法の手続きとの関係

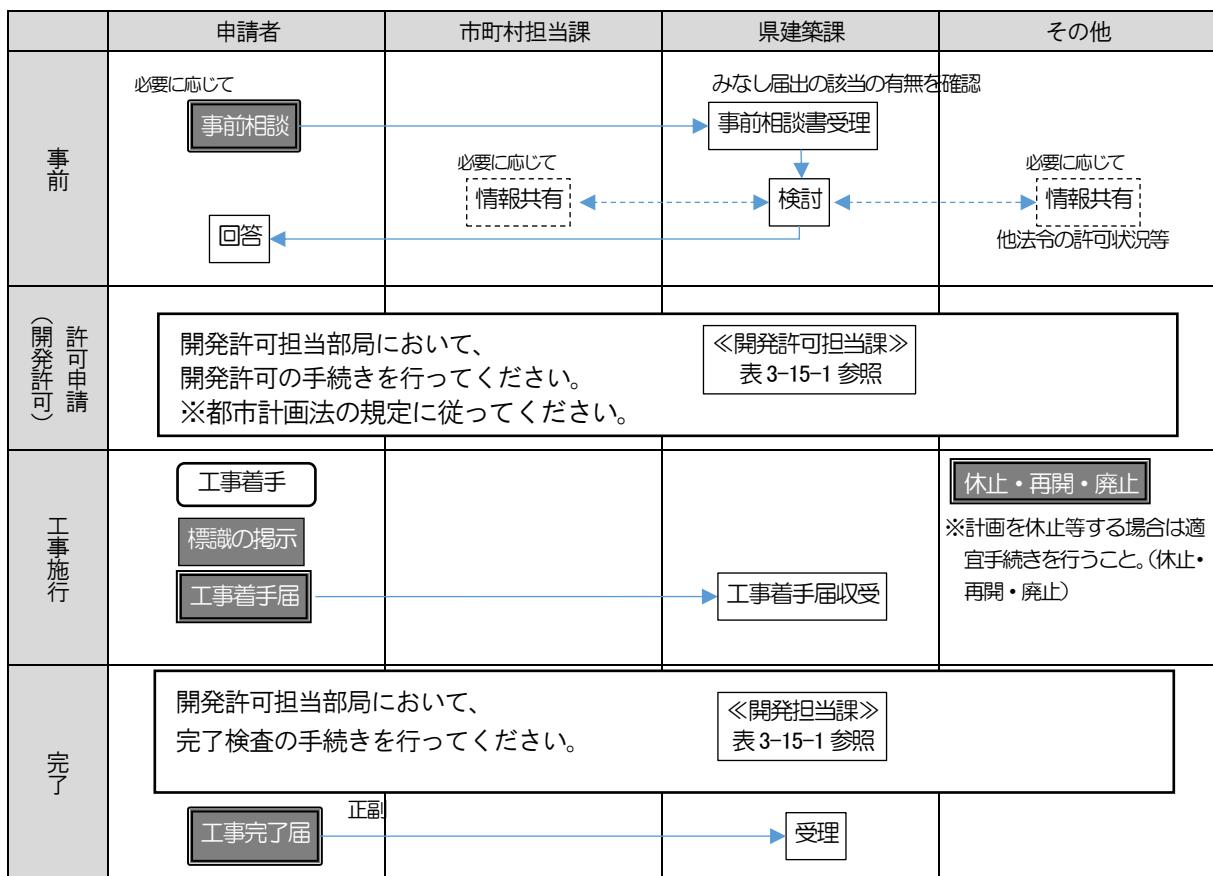


図3-15-4 開発許可による「みなし届出」の場合の、法手続きフロー

表3-15-1 開発許可担当部署

区域	所管課	所在地	電話番号
全域（熊本市を除く） (5ha以上のもの、都市計画法 34条14号に該当するもの)	熊本県建築課	熊本県中央区水前寺6-18-1 本館12階	096-333-2536 096-333-2542
宇城地域、上益城地域 天草地域（天草市を除く）	熊本県県央広域本部 景観建築課	熊本県中央区水前寺6-18-1 防災センター5階	096-333-2793
菊池地域、玉名地域 鹿本地域、阿蘇地域	熊本県県北広域本部 景観建築課	菊池市隈府1272-10	0968-25-2729
八代地域（八代市を除く） 芦北地域、球磨地域	熊本県県南広域本部 景観建築課	八代市西片町1660	0965-33-3117
八代市	八代市建設政策課	八代市松江城町1-25	0965-33-4116
天草市	八代市建設総務課	天草市東浜町8番1号	0969-32-6794

3-15-3 開発許可による「みなし許可」に係る留意事項（盛土許可対象規模に該当するもの）

- ① 標識の掲出（法第49条）及び規模要件を満たすものについては中間検査（法第18条第1項、第37条第1項）若しくは定期報告（法第19条第1項、第38条第1項）が必要です。
- ② 開発許可の対象であっても、法の許可に該当しないものについては、「みなし許可」として扱わないとため、標識の掲示、定期報告、中間検査は不要です。
- ③ 「みなし許可」では、周辺住民への周知（法第11条）及び土地所有者等の全員の同意（法第12条第2項第4号）は、適用されません。開発基準の規定に従ってください。

内容	条項	盛土規制法	備考
住民への周知	第11条・第29条	—	
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	第12条・第30条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	第13条・第31条	適用	都市計画法33条1項7号により引用（参考参照）
許可証の交付又は不許可の通知	第14条・第33条	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	第16条・第35条	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	第17条・第36条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	第18条・第37条	適用	
定期の報告	第19条・第38条	適用	
監督処分	第20条・第39条	適用	
標識の掲示	第49条	適用	

図3-15-2 開発許可による「みなし許可」に適用される法の規定（許可申請に係る条項のみ抜粋）

3-15-4 開発許可による「みなし届出」に係る留意事項（盛土届出対象規模に該当する場合）

標識の掲示（法第49条）が必要です。

なお、開発許可の対象であっても、法の届出対象とならないものについては、「みなし届出」として扱わないとため、標識の掲示は不要です。

3-15-5 開発許可の変更許可等の取り扱い【法第16条第5項、第28条第2項、第35条第5項】

- ① 開発許可による「みなし許可」の場合で、開発の変更許可（都市計画法第35条の2第1項）又は軽微な変更届出（同条3項）は、法第16条1項・第35条第1項に基づく変更の許可、同条2項の届出又は法第28条第1項の届出とみなされますので、改めて法の手続きを行う必要はありません。

- ② 当初の開発許可時に「みなし許可」に該当せず、令和7年4月1日以降に、**開発の変更許可時に新たに法の許可又は届出の対象に該当することとなる場合は、法の許可又は届出が必要となりますので、ご注意ください。**

3-15-6 開発許可において、適用される技術的基準等

開発許可（都市計画法第29条）を受ける場合で、開発区域内の土地の全部又は一部が規制区域内の土地であるときは、**法に規定する技術的基準等（法第13条、第31条）に適合する必要があります。（都市計画法第33条第1項第7号）**

表3-15-2 規制区域内において開発許可に適用される法の技術的基準等

区域	対象行為	適用される技術的基準等
宅造区域	開発行為に該当する工事	宅造区域においては法13条の規定※ 特盛区域においては法31条の規定※
特盛区域	開発行為に該当する工事 (特定区域内の許可対象規模 に該当するもの)	(参考) 技術的基準等の概要 ①宅地造成及び特定盛土等に関する工事の 技術的基準 ②資格を有する者による設計

※法13条及び31条の規定の詳細は、「2-1許可基準」、「2-2宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準」及び「2-4資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格」を参照。

3-16 建築基準法の確認申請の取り扱い

建築基準法施行令第9条では、法による許可及び変更許可（法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項）について、建築確認（建築基準法第6条第1項、第6条の2）及び計画通知（同法第18条第2項）における建築基準関係規定（同法施行令第9条）を規定しています。

建築基準法に基づく建築確認申請において、法の許可が必要となる場合には、法に適合していることを証する書類（法第12条・第30条許可証の写し及び必要な書類）を提出してください。【根拠：建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号(1) 表2の(73)項から(74)の2)項まで】

一方で、法の許可が不要な場合は、【建築確認申請用】自己申告シート（ホームページで公表）及び必要な添付書類を提出してください。

様式のダウンロード：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/230149.html>

なお、建築基準法第88条の規定により準用する擁壁の建築確認申請については、同条第4項の規定により、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けなければならない場合の擁壁については、適用されません。

また、建築確認済証の交付後に建築工事に着手することが可能となりますが、法の完了検査を受けることに支障がない範囲で行ってください。

表3-16-1 建築確認担当部署

区域	所管課	所在地	電話番号
宇城地域、上益城地域 天草地域（天草市を除く）	熊本県県央広域本部 景観建築課	熊本市中央区水前寺6-18-1 防災センター5階	096-333-2793
菊池地域、玉名地域 鹿本地域、阿蘇地域	熊本県県北広域本部 景観建築課	菊池市隈府1272-10	0968-25-2729
八代地域（八代市を除く） 芦北地域、球磨地域	熊本県県南広域本部 景観建築課	八代市西片町1660	0965-33-3117
八代市	八代市建築指導課	八代市松江城町1-25	0965-33-4750
天草市	天草市建築課	天草市東浜町8番1号	0969-32-6797

3-17 証明【省令第88条】

3-17-1 許可の規定に適合していることの証明【省令第88条】

建築主事による建築物の建築確認（建築基準法第6条第1項）若しくは工作物の建築確認（同法第88条第1項又は第2項で準用）、指定確認検査機関による建築物の建築確認（同法第6条の2第1項）若しくは工作物の建築確認（同法第88条第1項又は第2項で準用）を受けようとする者、又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定を受けようとする者は、その計画が法の許可（法第12条第1項、第30条第1項）又は変更許可（法第16条第1項、第35条第1項）の規定に適合していることを証する証明書が必要な場合は、知事に証明を求めるることができます。

なお、当証明は、法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けたことを証明するものであり、既存の盛土や擁壁の安全性を証明するものではありません。

証明書発行手数料 1通 400円

証明書発行までに要する日数 数日程度

提出方法 持参

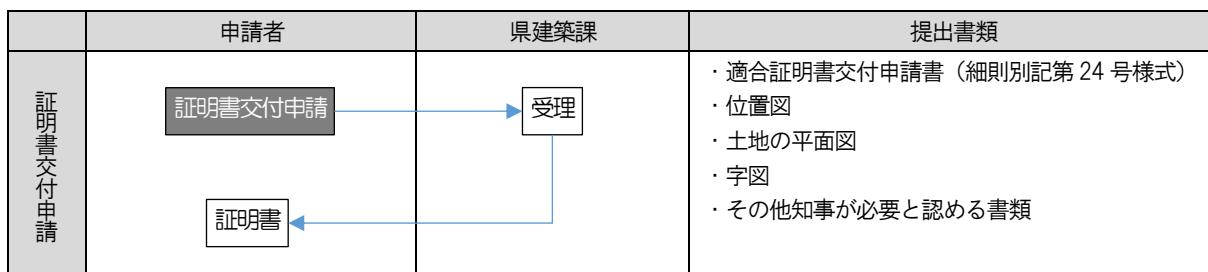


図3-17-1 証明書交付申請の流れ

3-18 公表【法第12条第4項、第30条第4項他】

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、許可や変更許可したとき又は届出を受理したときは、以下の事項について公表するとともに、関係市町村長に通知します。

また、県の窓口において「盛土等調書」を備え付け公表していますので、許可等の内容について閲覧及び写しの交付を申請することができます。（熊本県盛土等調書閲覧規程）

なお、盛土等の安全を確保するため、工事完了後も継続して公表することとしています。

【ホームページでの公表対象】 法第12条第4項、第21条第2項、第27条第2項、第30条第4項、第40条第2項

- ①許可・変更許可した盛土等（法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項、第35条第1項）
- ②届出・変更届出した盛土等（法第27条第1項、第28条第1項）
- ③届出した盛土等（法第21条第1項、第40条第1項）

【ホームページでの公表事項】 省令第10条、第54条、第60条、第65条、第84条

- ①工事主の氏名又は名称
- ②宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ③宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ④許可年月日・許可番号（又は届出年月日）
- ⑤工事実施者の氏名又は名称
- ⑥工事着手予定年月日及び完了予定年月日
- ⑦盛土・切土の高さ、土石の堆積の最大高さ
- ⑧盛土・切土、土石の堆積を行う土地面積
- ⑨盛土、切土の土量、土石の堆積の最大堆積土量



【盛土等調書（細則別記第25号様式）での公表対象】

- ①許可・変更許可した盛土等（法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項、第35条第1項）
- ②届出・変更届出した盛土等（法第27条第1項、第28条第1項）
- ③届出した盛土等（法第21条第1項、第40条第1項）
- ④協議した盛土等（法第15条第1項、第16条第1項）※工事が完了したものに限る。

【盛土等調書（細則別記第25号様式）での公表事項】

- ①宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ②宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ③許可年月日・許可番号（又は、協議年月日、届出年月日）
- ④土地の面積、盛土・切土・土石の堆積をする土地の面積
- ⑤工事完了後の土地利用
- ⑥工事着手予定年月日及び完了予定年月日（完了年月日）
- ⑦盛土・切土の高さ、土石の堆積の最大高さ
- ⑧盛土・切土、土石の堆積を行う土地面積
- ⑨盛土、切土の土量、土石の堆積の最大堆積土量
- ⑩平面図

※本県では、既存の盛土等を含め、許可又は届出を行った盛土等の情報について、法に基づきホームページに掲載する他、「盛土等調書」を整備し公開するなど、管内の盛土等を一般の閲覧に供するとともに、衛生画像を使用した監視、定期的な基礎調査等を行っていきます。

3-19 盛土規制法に基づくその他の手続き【法第21条、第40条】

表3-19-1に該当する場合は、手続きが必要となります。

※国又は県が行う工事であっても、同様に手続きを行ってください。

表3-19-1 法に基づくその他の手続き

根拠条文	手続きの種類	届出の対象	提出時期	様式	添付書類
法21条1項 法40条1項 (4-2参照)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出	規制区域の指定の際、行われている工事（政令3条に該当するもの）	規制区域指定日の翌日から数えて21日以内	省令別記 様式第15	4-2参照
	土石の堆積に関する工事の届出	規制区域の指定の際、行われている工事（政令4条に該当するもの）		省令別記 様式第16	
法21条3項 法40条3項	擁壁等に関する工事の届出	規制区域内の土地※で、擁壁等を除却する工事（政令26条に該当するもの） ※公共施設用地を除きます。	工事着手する日の14日前まで	省令別記 様式第17	細則16条3項 ・位置図 ・土地の平面図 ・土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・工程表 ・その他知事が必要と認める書類（字図等）
法21条4項 法40条4項	公共施設用地の転用の届出	規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合 ※許可・変更許可・軽微な変更届出、27条届出・28条変更届出をしたものを除きます。	転用した日の翌日から数えて14日以内	省令別記 様式第18	細則16条4項 ・位置図 ・土地の平面図 ・土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・求積図 ・その他知事が必要と認める書類（字図等）

3-19-1 擁壁等に関する工事の届出【法第21条第3項、第40条第3項、政令第26条】

規制区域内の土地（公共施設用地を除く。）において、政令第26条に規定する、既存の擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事を行う場合は、当該工事に着手する14日前までに、届け出てください。

規制区域の指定前に設置された擁壁等のほか、規制区域指定後の許可により設置された擁壁等を除却する場合も届出の対象となります。

ただし、許可（法第12条第1項、第30条第1項）若しくは変更許可（法第16条第1項、第35条第1項）を受け、又は届出（法第16条第2項、第27条第1項、第35条第2項）を受けるものは除かれます。

なお、当該工事の計画を変更する場合や、工事が完了した場合は、工事完了届を提出してください。（細則第20条）

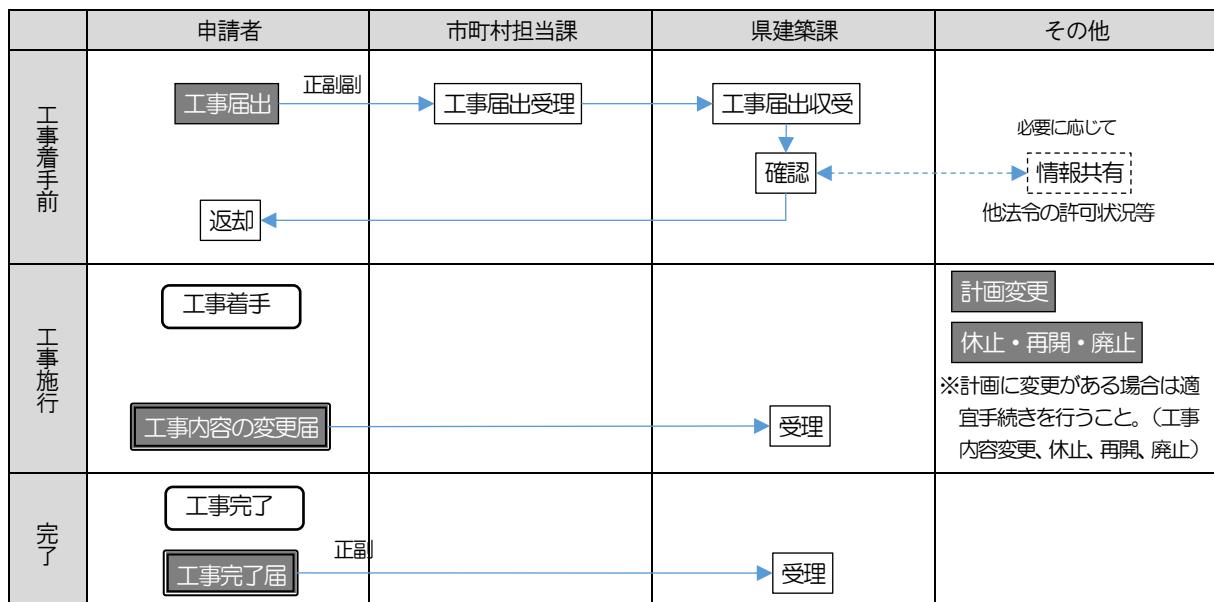
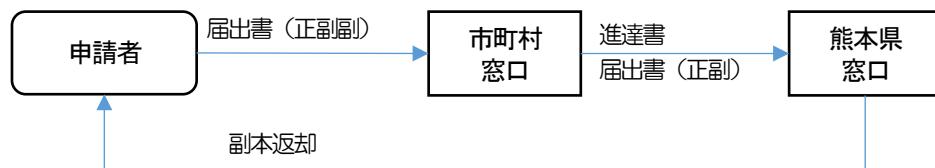


図3-19-1 届出【法第21条第3項、第40条第3項】の流れ

表3-19-2 擁壁等に関する工事の届出に必要な書類

	書類の種類	●必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考
1	届出書	●		省令別記様式第17
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	細則16条3項
3	土地の平面図	●	撤去する擁壁等の位置	細則16条3項
4	土地付近状況写真	●	擁壁等の撤去をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真（撤去対象を赤枠で囲むこと）	細則16条3項 (任意様式)
5	工程表	●		細則16条3項 (任意様式)
6	その他知事が必要と認める書類	○	その他必要な書類 字図等	細則16条3項
7	委任状	○	代理人が申請手続きを行う場合、委任を受けたことがわかる書類	(任意様式)

※届出書の作成要領は、資料編 資1-3参照。

3-19-2 公共施設用地の転用の届出【法第21条第4項、第40条第4項】

規制区域内の土地において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、届け出してください。

ただし、許可（法第12条第1項、第30条第1項）若しくは変更許可（法第16条第1項、第35条第1項）を受け、又は届出（法第16条第2項、第27条第1項、第35条第2項）をするものは除かれます。

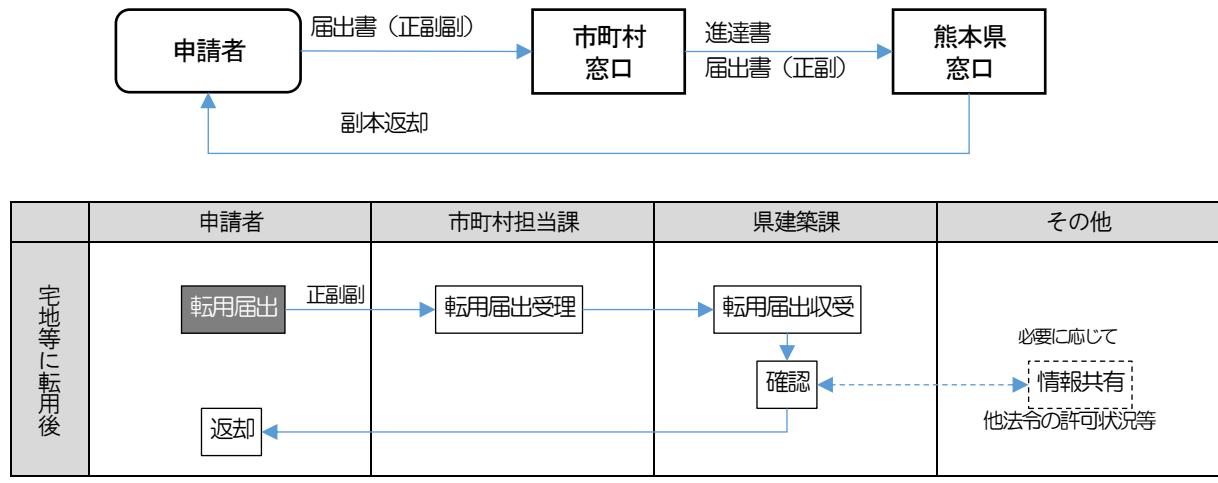


図3-19-2 届出【法第21条第4項、第40条第4項】の流れ

表3-19-3 公共施設用地の転用の届出に必要な書類

	書類の種類	●必須 ○該当あれば	明示すべき事項	備考
1	届出書	●		省令別記様式第18
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	細則16条4項
3	土地の平面図	●	転用した土地の位置	細則16条4項
4	土地付近状況写真	●	転用した土地及びその付近の状況を明らかにする写真 (対象を赤枠で囲むこと)	細則16条4項 (任意様式)
5	求積図	●	転用した土地の面積	細則16条4項
6	その他知事が必要と認める書類	○	その他必要な書類	細則16条4項
7	委任状	○	代理者が申請手続きを行う場合、委任を受けたことがわかる書類	(任意様式)

※届出書の作成要領は、資料編 資1-4参照。

第4章 その他

4-1 手数料【熊本県手数料条例】**4-1-1 許可申請（当初）、中間検査手数料【熊本県手数料条例第2条第1項第478号、480号、481号の2】**

表 4-1-1 申請手数料額（許可申請（当初）、中間検査）

盛土又は切土をする土地の面積 (=申請面積)	盛土・切土		土石の堆積 許可申請
	許可申請	中間検査	
500 m ² 以内のもの	21,000 円	10,000 円	16,000 円
500 m ² を超えるもの	32,000 円	11,000 円	18,000 円
1,000 m ² を超えるもの	44,000 円	12,000 円	21,000 円
2,000 m ² を超えるもの	62,000 円	13,000 円	24,000 円
3,000 m ² を超えるもの	72,000 円	15,000 円	34,000 円
5,000 m ² を超えるもの	96,000 円	16,000 円	37,000 円
10,000 m ² を超えるもの	150,000 円	17,000 円	44,000 円
20,000 m ² を超えるもの	228,000 円	18,000 円	58,000 円
40,000 m ² を超えるもの	354,000 円	20,000 円	78,000 円
70,000 m ² を超えるもの	498,000 円	26,000 円	114,000 円
100,000 m ² を超えるもの	642,000 円	27,000 円	138,000 円

4-1-2 許可申請（変更）手数料【熊本県手数料条例第2条第1項第479号、481号】

変更許可申請1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その合計の上限額は、盛土・切土の場合には642,000円、土石の堆積の場合には138,000円。

- (1) 盛土又は切土をする土地の面積に変更がない場合【盛土・切土、土石の堆積で共通】
宅地造成等に関する工事の設計の変更((2)に該当する場合を除く。)を行う場合は、盛土又は切土をする土地の面積に対して表資7-1に掲げる額の1/10の額
- (2) 盛土又は切土をする土地の面積に変更がある場合【盛土・切土、土石の堆積で共通】
 - ア 面積が減少する場合 減少後の面積に対して表資7-1に掲げる額の1/10
 - イ 面積が増加する場合 「従前の面積に対して表資7-1に掲げる額の1/10」と「増加した部分の面積に対して表資7-1に掲げる額」の合計
 - ウ 面積の減少と増加の両方ある場合
「減少後の面積に対して表資7-1に掲げる額の1/10」と「増加した部分の面積に対して表資7-1に掲げる額」の合計
- (3) 許可の期間の上限(5年)を超えて更新する場合【土石の堆積のみ】
土石の堆積を行う土地の面積に対して表資7-1に掲げる額
※5年を超えない範囲で工事完了予定年月日の延長を行う場合は、(4)に該当します。
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない場合【盛土・切土、土石の堆積で共通】
10,000円

4-1-3 適合証明書の発行手数料

施行規則第88条の規定に基づく証明書 1通あたり400円

4-1-4 手数料の納付方法

県の収入証紙でお支払いください。（県庁地下売店等で購入できます。）

4-2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事、土石の堆積に関する工事の届出【法第21条第1項、法第40条第1項】

法第21条第1項及び第40条第1項に規定する届出の手続きは、新たに規制区域の指定又は変更があった場合に工事中のものについて必要な手続きです。

規制区域の指定日（令和7年3月31日）以前に工事に着手し、規制区域の指定日（令和7年4月1日）以降も継続して宅地造成等に関する工事を行っている場合は、規制区域の指定日から21日以内（令和7年4月22日まで）に、届出を行ってください。

「工事に着手」とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の搬入等の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点をいいます。

届出を受理したときは、工事主等の事項を県建築課ホームページで公表し、関係市町村に通知します。

また、当該届出の工事が完了したときは、工事完了届（「3-12-4 工事完了届」参照）、内容を変更する場合は工事内容の変更届（「3-10-4 計画変更」参照）を提出してください。なお、計画変更により当該届出の規模を超える場合は、許可（法第12条1項、第30条1項）が必要となる場合があります。

ケース	適用	対象規模
規制区域指定の前に着手したもので、指定後も工事を継続して行うもの	<p>令和7年4月1日</p> <p>工事着手 → 完了</p> <p>21日以内に届出（期限：令和7年4月22日）</p>	<p>法12条・法30条許可、法27条届出の対象規模</p> <p>※法対象外や、政令5条で定める許可不要工事は対象外。</p>

図4-2-1 届出【法第21条第1項、第40条第1項】の対象

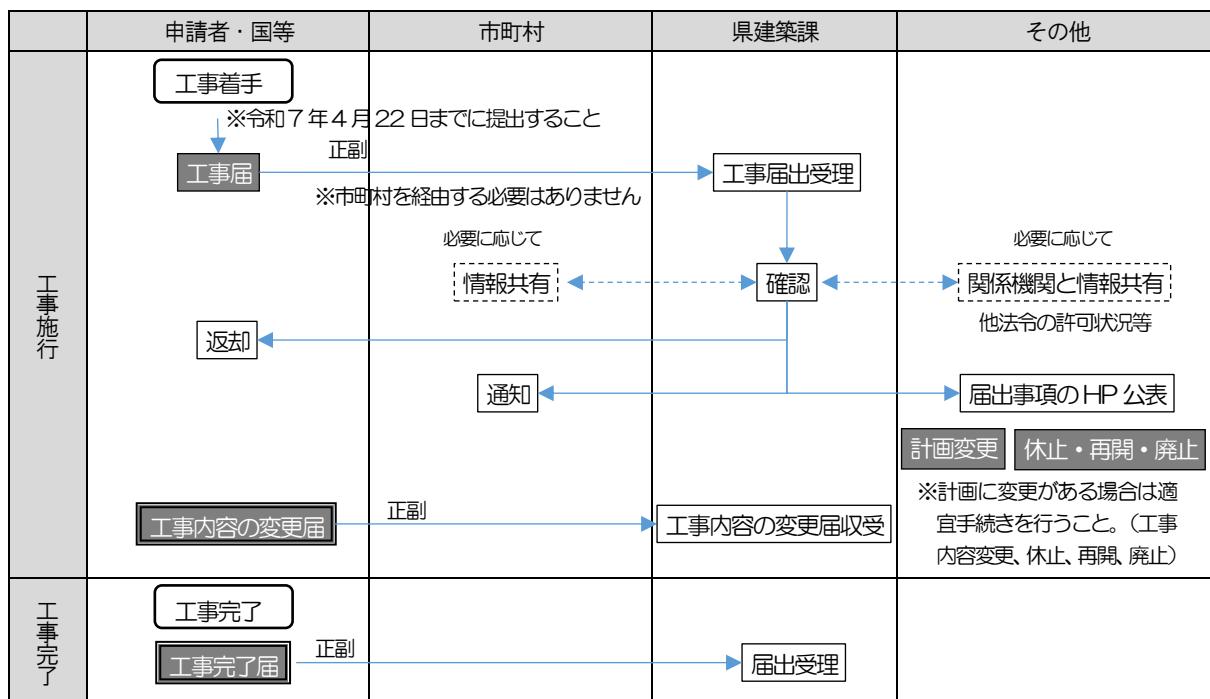


図4-2-2 届出【法第21条第1項、第40条第1項】の流れ

表 4-2-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に関する工事の届出に必要な書類（法第21条第1項、第40条第1項）
及び添付書類【省令第52条第2項、細則16条1項】

	書類の種類	●必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考
1	届出書	●	様式内の必要項目	省令別記様式第15
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	細則16条1項
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	細則16条1項 2mの標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	細則16条1項 断面図と照合できる記号
5	土地の断面図	●	盛土又は切土をする前後の地盤面	細則16条1項 高低差の著しい箇所の断面図
6	崖の断面図	○	崖を生ずる場合、崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	細則16条1項
7	擁壁の断面図	○	擁壁を設置する場合、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	細則16条1項
8	崖面崩壊防止施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設を設置する場合、崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	細則16条1項
9	土地付近 状況写真	●	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真（届出に係る土地を赤枠で囲むこと）	細則16条1項 (任意様式)
10	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと	細則16条1項
11	求積図	●	土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積	細則16条1項
12	工程表	●		細則16条1項(任意様式)
13	その他知事が必要と 認める書類	○	その他必要な書類	細則16条1項
14	委任状	○	代理者が申請手続きを行う場合、委任を受けたことがわかる書類	(任意様式)

表 4-2-2 土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類（法第21条第1項、第40条第1項）
及び添付書類【省令第52条第2項、細則16条2項】

	書類の種類	●必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考
1	届出書	●	様式内の必要項目	省令別記様式第16
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	細則16条2項
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	細則16条2項 2mの標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	細則16条2項 断面図と照合できる記号
5	土地の断面図	●	土石の堆積を行う土地の地盤面	細則16条2項

			高低差の著しい箇所の断面図
6	土地付近 状況写真	●	土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を 明らかにする写真（届出に係る土地を赤枠で囲むこと） 細則 16 条 2 項 (任意様式)
7	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと 細則 16 条 2 項
8	求積図	●	土地の面積、土石の堆積をする土地の面積 細則 16 条 2 項
9	工程表	●	細則 16 条 2 項（任意様式）
10	その他知事が必要と 認める書類	○	その他必要な書類 ・工程表など 細則 16 条 2 項
11	委任状	○	代理者が申請手続きを行う場合、委任を受けたことがわかる書 類 (任意様式)

※法第 21 条第 1 項・第 40 条第 1 項の届出書の作成要領は、県建築課ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/208492.html>

熊本県 盛土 21 条 1 項 検索

4-3 不法・危険盛土等に対する行政処分と処罰

県では、違法性や危険性が認められる盛土等への対応にあたっては、衛星データ等を活用するなどの監視を行っていきます。

必要に応じて、現地調査や、土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めるなどの対応を行っていきます。【法第24条、第25条、第43条、第44条】

違法性や危険性が認められる場合には、警察や関係部局等と連携し、対応を実施していくことになります。

なお、法第10章では表4-3-2に掲げる罰則が規定されています。

表4-3-1 規制区域内における盛土等を安全に保つ責務

管理責任 法22条、第41条	盛土等が行われた土地について、土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務を有します。
監督処分 法20条・法39条 法23条・法42条	災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、無許可の盛土等を行った原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられます。 規制区域内では、無許可で盛土等を行った場合はもちろん、所有地内の盛土等により災害のおそれがある場合にも、是正措置等の命令の対象となりますので、留意してください。

表4-3-2 罰則【法第55条～第61条】

行為の対象	罰則の内容
・許可（変更許可）を受けずに、工事に着手したとき ・不正に許可（変更許可）を受けたとき ・監督処分にかかる命令に違反したとき	3年以下の懲役（拘禁刑令和7年6月1日施行予定）又は1,000万円以下の罰金
・完了検査、中間検査の申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき ・定期報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき ・改善命令等にかかる命令に違反したとき ・立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき	1年以下の懲役（拘禁刑令和7年6月1日施行予定）又は300万円以下の罰金
・届出をせずに工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき	1年以下の懲役（拘禁刑令和7年6月1日施行予定）又は100万円以下の罰金
・基礎調査のための立ち入りを拒み、又は妨げたとき ・基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除したとき、又は県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行ったとき ・工事等の届出（規制区域指定の際に行われている宅地造成等の工事、公共施設用地の転用）をせず、又は虚偽の届出をしたとき ・工事等の届出（擁壁等の除却工事）をしないで工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき ・報告の聴取に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
・標識の掲示を行わないとき	50万円以下の罰金
・法55条違反行為をした法人に対して科す	3億円以下の罰金
・法56条3号違反行為をした法人に対して科す	1億円以下の罰金
・法56条1号、2号、4号、法57条から59条	各本条の罰金
・軽微な変更届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	30万円以下の過料

資料編

資1 作成要領**資1-1 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可の申請書の作成要領**

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 第30条第1項 の規定により、許可を 申請します。 令和7年4月1日 熊本県知事 木村敬様		※手数料欄 県集乳証紙を裏面 に貼り付けてください
申請者 (株) 熊本県 代表取締役 建築太郎		
1 工事主住所 氏名 (法人役員住所 氏名)	熊本市中央区水前寺●-●-● (株) 熊本県 代表取締役 建築太郎	
2 設計者住所 氏名	(有)熊本県 代表取締役 建築次郎	
3 工事施行者住所 氏名	熊本市中央区水前寺●-●-● 熊本建設(株) 代表取締役 切土次郎	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	●●市大字●●字●● ●、●及び● (緯度: 32度47分23.5秒、経度: 130度44分32.3秒)	
5 土地の面積	12,345.6 平方メートル	
6 工事着手前の土地利用状況	農地等	
7 工事完了後の土地利用	宅地分譲地	
8 盛土のタイプ	平地盛土	・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土
9 土地の地形	溪流等への該当 有 無	

- 欄1 工事の請負契約の注文者、又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者を記載
- 欄2 資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印
- 欄3 工事の請負人、または請負契約によらないで自らその工事を施工する者を記載
- 欄4 • 申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載（別紙でも可）
 • 申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載）
 • 代表地点の緯度経度（世界測地系。60進法）は申請地の中心地点を基本とし、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載
- 欄5 • 申請に係る土地の総面積。盛土・切土を行わない部分やのり面も含む
 • 少数第二位を四捨五入し、少数第一位までを記載
 • 複数の工区に分けたときは、工区別の面積も記載
- 欄6 工事前の土地利用について、「宅地」、「農地等（宅地以外のもの）」又は「公共施設用地」のうち該当するものを記載
- 欄7 工事完了後の土地利用について、宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するもの及び建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記載
 （例）住宅、工場、店舗、病院、宅地分譲地、工業団地、太陽光発電設備、資材置場、土砂処分場など
- 欄8 2-8-4表 2-8-4 参照
 平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- 欄9 2-8-4表 2-8-4 参照
 • 「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいう（政令第7条第2項第2号、省令第12条）
 (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
 (3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれがある大きい土地
 • 「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、O次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とする

10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	2.0m		
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	2,000.0 m ²		
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	4,000.0 m ³	
		切 土	0 m ³	
	二 擁 壁	番 号	構 造	高 さ
		1	RC 擁壁	2.0m
		2	間知ブロック積	2.0m
	ホ 崖面崩壊防止施設	3	L型擁壁	2.0m
		番 号	種 類	高 さ
		1	該当なし	
	ヘ 排 水 施 設	2		
		3		
		番 号	種 類	内法寸法
	ト 崖面の保護の方法	1	U型側溝	300mm×300mm
		2	U型側溝	250mm×250mm
		3	自由勾配側溝	300mm×400～600mm
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	擁壁を設置		
	リ 工事中の危害防止のための措置	張芝・種子吹付などによる植生工、モルタル吹付工		
	ヌ その他の措置	梅雨時期や台風時期の降雨対策として、●●の実施 土砂流出防止措置として、●●の実施 搬入経路について、●●の交通安全措置の実施 など		
	ル 工事着手予定年月日	令和7年（2025年）5月1日		
	ヲ 工事完了予定年月日	令和10年（2028年）3月31日		
	ワ 工程の概要	別紙、工程計画表のとおり		
11 そ の 他 必 要 な 事 項	●●法第●条許可 ●年●月●日 第●号許可済 ●●法第●条許可 ●年●月●日許可申請済			

欄 10 イ～ヘ 数値は、少数第2位を四捨五入し、少数があ1位までを記載

欄 10 イ 最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入
擁壁等を設置する盛土等においては、擁壁等も含めた最大高低差

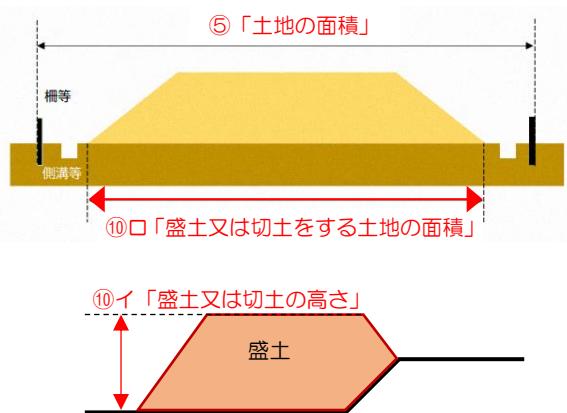
欄 10 ロ 複数の工区に分けたときは、工区ごとの面積も記載

欄 10 ニ～ヘ 代表的な3種類を記載

欄 11 盛土・切土に関する他法令による許認可の状況を記載

(参考)

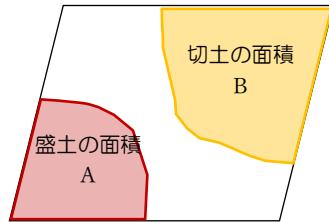
※丸で囲んだ番号は、様式第2の欄番号です



⑩ロ 「盛土又は切土をする土地の面積」

=「盛土の面積 A」+「切土の面積 B」

※⑩「土地の面積」内で行う全ての盛土及び切土の面積を合計してください



⑤「土地の面積」及び⑩イ「盛土又は切土の高さ」

1 工区 A m ²	2 工区 B m ²	3 工区 C m ²
盛土 a m ²	盛土 b m ²	盛土 c m ²

複数の工区に分けて完了検査を受けたい場合（3-12-2 参照）は、工区ごとの面積を記載してください

⑤「土地の面積」

1 工区 A m ²	1 工区 a m ²
2 工区 B m ²	2 工区 b m ²
3 工区 C m ²	3 工区 c m ²

⑩イ「盛土又は切土の高さ」

宅地造成、特定盛土等に関する工事の変更許可申請書の作成要領 様式第7

変更前後がわかるように記入（変更後の内容は朱書き等）してください。

変更に係る書類を添付してください。（変更箇所がわかるよう朱書き等で記載）

※「13 許可番号」欄には、許可年月日及び許可番号を記入してください。

資1－2 土石の堆積に関する工事の許可の申請等申請書の作成要領

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

<p>宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 第30条第1項 の規定により、許可を申請します。</p> <p>令和7年4月1日 熊本県知事 木村敬様</p> <p>申請者 (株) 熊本県 代表取締役 建築太郎</p>		※手数料欄 県収入証紙を裏面に貼り付けてください
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	熊本市中央区水前寺●-●-● (株) 熊本県 代表取締役 建築太郎
2	設計者住所氏名	(有)熊本県 代表取締役 建築次郎
3	工事施行者住所氏名	熊本市中央区水前寺●-●-● 熊本建設(株) 代表取締役 切土次郎
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	●市大字●●字●● ●、●及び● (緯度: 32度47分23.5秒、経度: 130度44分32.3秒)
5	土地の面積	12,345.6 平方メートル
6	工事の目的	建設工事に使用するための土砂の仮置き
工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	3.0m
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	2,000.0 m ²
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	2,000.0 m ³
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	2/100 勾配
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	該当なし
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	該当なし

欄1 工事の請負契約の注文者、又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者を記載

欄3 工事の請負人、または請負契約によらないで自らその工事を施工する者を記載

欄4 •申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載（別紙でも可）

- 申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載）
- 代表地点の緯度経度（世界測地系。60進法）は申請地の中心地点を基本とし、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載

欄5 •申請に係る土地の総面積。土石の堆積を行わない部分も含む

- 少数第二位を四捨五入し、少数第一位までを記載
- 複数の工区に分けたときは、工区別の面積も記載

欄7イ～ニ 少数第二位を四捨五入し、少数第一位までを記載

欄7ホ 令19条1項1号の措置を講ずる場合は、その内容を記載

欄7ヘ 令19条1項2号の措置を講ずる場合は、その内容を記載

ト 空 地 の 設 置	番 号	空地の幅
	1	10.0m
	2	5.0m
	3	3.0m
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	周囲に素掘り側溝（●mm × ●mm）を延長●m 設置	
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	周囲に高さ●m の鋼矢板を延長●m 設置	
ヌ 工事中の危害防止のための措置	搬入経路及び搬入口について、●●の交通安全措置の実施 など	
ル そ の 他 の 措 置	地表水排出のための●●の措置	
ヲ 工事着手予定年月日	令和7年（2025年）5月1日	
ワ 工事完了予定年月日	令和12年（2030年）4月30日	
カ 工 程 の 概 要	別紙、工程計画表のとおり	
8 そ の 他 必 要 な 事 項	●●法第●条許可 ●年●月●日 第●号許可済 ●●法第●条許可 ●年●月●日許可申請済	

欄7ト 代表的な3種類を記載

空地の幅は、少数第二位を四捨五入し、少数第一位までを記載

欄7チ 令19条1項5号のその他の措置を講ずる場合は、その内容を記載**欄7リ 令19条2項の措置を講ずる場合は、その内容を記載****欄7ル その他の措置を講ずる場合は、その内容を記載****欄7ワ 土石の堆積の許可期間は最大5年のため、5年内となる期間を記載****欄8 土石の堆積に関する他法令による許認可の状況を記載****土石の堆積に関する工事の変更許可申請書の作成要領 様式第8**

変更前後がわかるように記入（変更後の内容は朱書き等）してください。

変更に係る書類を添付してください。（変更箇所がわかるよう朱書き等で記載）

※「10 許可番号」欄には、許可年月日及び許可番号を記入してください。

資1－3 擁壁等に関する工事の届出書の作成要領

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

令和7年4月1日

熊本県知事 木村敬様

届出者 熊本市中央区水前寺●-●-●
 (株)熊本県 代表取締役 建築太郎

宅地造成及び特定盛土等規制法
 第21条第3項
 第40条第3項の規定により、下記の工事について届け
 出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在地及び地番	●●市大字●●字●● ●、●及び● (緯度：32度47分23.5秒、経度：130度44分32.3秒)
2 行おうとする工事の種類及び内容	擁壁の撤去 高さ●m、延長●m
3 工事着手予定年月日	令和7年(2025年)4月15日
4 工事完了予定年月日	令和7年(2025年)6月30日

欄1 申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載（別紙でも可）
 代表地点の緯度経度（世界測地系、60進法）は申請地の中心地点を基本とし、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載

欄2 行おうとする工事の種類及び内容を記載

- ・高さ●mの擁壁の除却
- ・高さ●mの崖面崩壊防止施設の除却
- ・地表水等を排除するための排水施設の全部又は一部（●m）の除却
- ・地滑り抑止ぐい等の全部又は一部（●m）の除却 など

資1－4 公共施設用地の転用の届出書の作成要領

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

令和7年4月15日

熊本県知事 木村敬様

届出者 熊本市中央区水前寺●-●-●
 (株) 熊本県 代表取締役 建築太郎

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第4項
第40条第4項 の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	●●市大字●●字●● ●、●及び● (緯度:32度47分23.5秒、経度:130度44分32.3秒)
2 転用した土地の面積	12,345.5 m ²
3 転用前の用途	●●市道
4 転用後の用途	資材置き場
5 転用年月日	令和7年(2025年)4月1日

- 欄1 申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載（別紙でも可）
 代表地点の緯度経度（世界測地系。60進法）は申請地の中心地点を基本とし、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載
- 欄3 転用前の公共施設用地について記載
 「公共施設用地」は、表1-4-1 参照
- 欄4 工事完了後の土地利用について、宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するもの及び建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記載

資2 関係法令及び通知

資2-1 法令・告示

表資 2-1 法及び告示

	名称	備考
法令	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成及び特定盛土等規制法 ・宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 ・宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 	
告示	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針 ・宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めにコンクリートを用いて充填(てん)するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件 ・宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件 	R5.5.29 農林水産省、国土交通省告示第5号 S40.6.14 建設省告示第1485号 S37.3.29 建設省告示第1005号

資2-2 関係通知

法の施行にあたり、国から発出されている通知は表資 2-2 のとおりです。

表資 2-2 法関係通知

No	種別	日付	タイトル	備考
1	告示	R5.5.29	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針	基本方針
2	告示	R5.5.26	昭和三十七年建設省告示第千五号（宅地造成等規制法施行令第十七条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者）	擁壁等の設計者資格
3	通知	R5.5.26	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）	施行通知
4			別紙：宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について	留意事項
5			別添1：基礎調査実施要領（規制区域指定編）	規制区域指定
6			別添2：基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）	既存盛土等調査
7			別添3：盛土等の安全対策推進ガイドライン	既存盛土対策
8			別添4：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン	不法・危険盛土等対処
9			別添5：盛土等防災マニュアル	技術基準
10			別添6：宅地擁壁の復旧技術マニュアル	（宅地造成等規制法から据置）
11			別添7：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく造成宅地防災区域指定要領	（宅地造成等規制法から据置）
12			別添8：宅地開発に伴い設置させる浸透施設等設置技術指針	（宅地造成等規制法から据置）
13	参考資料	—	基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説	規制区域指定
14	参考資料	—	盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方	技術基準
15	参考資料	—	盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説	既存盛土対策
16	参考資料	—	盛土規制法の規制対象外等について（森林・林業関係）	森林・林業関係整理
17	HP	—	制度パンフレット（一般向け・事業者向け）	パンフレット
18	通知	R5.5.26	盛土規制法に係る許可申請に係る工事主の信用の確認について	許可（工事主の信用）
19	通知	R5.5.26	盛土等に関する情報の提要に関する宅地建物取引業者への協力について（依頼）	不動産取引時
20	事務連絡	R5.6.8	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う関係通知の発出について	関係部局通知
21			別添1：宅地造成等規制法の一部を改正する法律等の施行について（国土交通省住宅局建築指導課通知）	建築審査
22			別添2：都市計画法の一部改正に伴う開発許可制度運用指針の改正について	都市計画

23			別添3：宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う林道及び森林作業道等に係る留意事項について（林野庁整備課事務連絡）	森林作業道等
24			別添4：「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行に伴うため池の取扱いについて（農林水産省農村振興局整備部防災課長通知）	ため池
25	事務連絡	R5.9.29	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う関係通知の発出について（その2）	関係部局通知
26			別添1：宅地造成及び特定盛土等規制法の施行について（警察庁生活安全局生活経済対策管理官通知）	警察連携
27			別添2：宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う交通指導取締り上の留意事項等について（警察庁交通局交通指導課理事官事務連絡）	交通指導取締り
28			別添3：宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う宅地建物取引業法施行令等の一部改正について（国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長通知）	宅地建物取引法施行令等改正
29			別添4：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事許可等の申請における国有林野の貸付け又は使用に係る手続等の証明について（林野庁国有林野部業務課長通知）	国有林野の貸付け等
30	通知	R5.9.29	宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知）	廃棄物処理法連携
31	事務連絡	R5.10.2	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の改正について	再エネ特措法省令改正
32	事務連絡	R5.12.6	「大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」の公表について	大規模盛土造成地
33	事務連絡	R6.3.28	盛土規制法に関するQ&A（業務参考資料）について（送付）	盛土規制法全般QA
34	通知	R6.3.28	宅地造成及び特定盛土等規制法における農地に関する留意事項について	農地の取扱い
35	通知	R6.4.1	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務の施行状況等に関する調査について	施行状況等調査
36	事務連絡	R6.4.1	盛土規制法に基づく事務の施行状況等に関する調査（依頼）	施行状況等調査依頼
37	事務連絡	R6.4.2	宅地耐震化推進事業、盛土緊急対策事業等に係る地方財政措置について（通知）	地方財政措置
38	事務連絡	R6.6.4	資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程について（参考）	資源有効利用促進法省令改正
39	事務連絡	R6.6.17	廃棄物担当部局と警察との連携等に関する優良事例集について（周知）	警察との連携事例
40	通知	R6.6.28	宅地造成及び特定盛土等規制法及び土壤汚染対策法の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知）	土壤汚染対策法
41	事務連絡	R6.7.10	盛土規制法に関する技術支援について（送付） 【添付資料1-1】盛土等可能性箇所抽出システム（概要） 【添付資料1-2】盛土等可能性箇所抽出システム操作説明書（スタンダードアロン編） 【添付資料1-3】盛土等可能性箇所抽出システム操作説明書（データ活用編） 【添付資料2-1】盛土等情報管理システム共通仕様書（概要） 【添付資料2-2】盛土等情報管理システム共通仕様書 【添付資料2-3】（別紙1）盛土等情報管理システム共通仕様書（画面イメージ） 【添付資料2-4】（別紙2）データベース整備項目 【添付資料3-1】審査マニュアル案（【盛土・切土】許可申請編） 【添付資料3-2】審査マニュアル案（【土石の堆積】許可申請編）	審査マニュアル
42	通知	R6.8.30	宅地造成及び特定盛土等規制法におけるデジタル技術の活用について（技術的助言）	施行通知
43	事務連絡	R6.10.1	電気事業法施行規則の改正について（周知）	電気事業法

資2－2 盛土等防災マニュアル

令和5年5月26日付け国官参宅第12号他
国土交通省都市局長通知（技術的助言）別添5

『盛土等防災マニュアル』

I 総説

I・1 目的

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされている。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認される等、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「盛土等」という。）による災害の防止が喫緊の課題となっていることを踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るために、従来の「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」の法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」（以下「盛土規制法」という。）に改正し、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとした。

盛土規制法は、危険な盛土等を包括的に規制するものであり、盛土等に伴う災害の防止に向けた措置として、隙間のない規制のための基礎調査の実施のほか、盛土等の安全性の確保のための許可基準や検査の実施、責任の所在の明確化及び実効性のある罰則が規定され、関連するガイドライン、マニュアル等を示している。

盛土規制法では、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）として指定し、当該規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事の許可の対象とするとともに、宅地造成の際に行われる盛土や切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象とすることにより、隙間のない規制となっている。

本マニュアルは、盛土等又は都市計画法（昭和43年法律第100号）の許可を必要とする開発行為に伴う崖崩れ、土砂の流出等による災害及び地盤の沈下、溢水等の障害を防止するために、盛土、切土、のり面の保護工及びその他地表面の措置、擁壁、崖面崩壊防止施設、軟弱地盤の対策、排水の処理等についての基本的な考え方及び設計・施工上留意すべき点を整理したものである。

これにより、上記の災害及び障害を防止するとともに、許可等の事務手続の迅速化及び適正化を図り、もって各種事業等の円滑な実施に資することを目的とする。

I・2 対象範囲

本マニュアルは、盛土規制法の許可等を必要とする盛土等及び都市計画法の許可を必要とする開発行為（以下「開発事業等」という。）を対象とし、開発事業等を実施する者（以下「開発事業者等」という。）が開発事業等を実施する際及び行政担当者が開発事業等を審査する際の参考に供するものである。

なお、都市計画法の許可を必要とする開発行為で、盛土規制法の対象とならないものについて本マニュアルを参考とする場合には、盛土規制法と都市計画法では技術的基準が異なることを踏まえ、過剰な対策とならないよう注意が必要である。

I・3 取扱い方針

開発事業等の実施に当たっては、本マニュアルに示す基本的な考え方及び留意事項を踏まえた上で、さらに開発事業等を実施する地区（以下「開発事業等実施地区」という。）の気象、地形、地質、地質構造、土質、環境等の自然条件、開発事業等の内容、土地利用状況等の社会条件に留意して、個々具体的に必要な防災措置を検討するものとする。特に、山地・森林等では地形や地下構造が複雑な上、雨水や地下水の流出過程も複雑である。さらに、山地斜面は、土質や植生等の多様な要因の影響を受けて、微妙なバランスの上で安定性が保たれている場合もある。このような山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性や渓流・集水地形といった特性、残土処分場や太陽光発電施設等の多様な開発形態を考慮した防災措置が必要である。

防災措置の検討に当たっては、必要な性能が確保されるよう、設計・施工の各段階で情報を共有し、現地での施工性等も考慮して全体の整合を図ることとする。また、将来にわたり開発事業等実施地区の安全性が確保されるよう、施設等の維持管理も含めて十分に検討することが必要である。

これらを踏まえ、規制区域や行為にかかわらず人命に危害を及ぼすおそれがあることから、盛土、切土又は土

石の堆積いずれの行為においても安全確保に関する基準は区域にかかわらず基本的に同一とする。

I・4 関連指針等

本マニュアルに示されていない事項については、一般的に認められている他の技術的指針等を参考にするものとする。

II 開発事業等実施地区の選定及び開発事業等の際に必要な調査

II・1 開発事業等実施地区の選定

開発事業等実施地区の選定に当たっては、あらかじめ法令等による行為規制、地形・地質・地盤条件等の土地条件、過去の災害記録、各種公表された災害危険想定地域の関係資料等について必要な情報を収集し、防災上の観点からこれについて十分に検討することが必要である。

特に、山地・森林を開発事業等実施地区に選定する場合、山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性や渓流・集水地形等の特性を踏まえた災害の要因となりうる情報の整理が必要である。

II・2 開発事業等の際に必要な調査

開発事業等の実施に当たっては、気象、地形、地質、地質構造、土質、環境、土地利用状況等に関する調査を行い、開発事業等実施地区（必要に応じてその周辺地区を含む。）の状況を十分に把握することが必要である。

特に、山地・森林での計画に当たっては、複雑性・脆弱性等に留意する必要があるため、盛土等を行う基礎地盤のみならず、周辺の自然斜面についても、より綿密な調査を実施し、現地状況を十分に把握することが必要である。

III 開発事業等における防災措置に関する基本的留意事項

開発事業等における防災措置は、基本的に次の各事項に留意して行うものとする。

- 1) 開発事業等の実施に当たっては、開発事業等実施地区的気象、地形、地質、地質構造、土質、環境、土地利用状況等について必要な調査を行い、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。なお、開発事業等実施地区外からの地表水や地下水の流入を起因とした災害も想定されるため、必要に応じて開発事業等実施地区周辺も含めて調査を行うこと。
- 2) 開発事業等における防災措置の検討に当たっては、開発事業等全体の設計・施工計画との整合性に留意すること。また、山地・森林の場が有する特性に留意した検討を行うこと。
- 3) 工事施工中における濁水、土砂の流出等による災害及び障害を防止するために必要な措置を先行して講ずること。
- 4) 他の法令等による行為規制が行われている地区で開発事業等を実施する場合には、関係諸機関と調整、協議等を行うこと。

IV 耐震対策

IV・1 耐震対策の基本目標

開発事業等において造成される土地、地盤、土木構造物等（以下「造成宅地及び農地等」という。）の耐震対策においては、造成宅地及び農地等又は当該造成宅地及び農地等を敷地とする建築物等の供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震（中地震）の地震動に際しては、造成宅地及び農地等の機能に重大な支障が生じず、また、発生確率は低いが直下型又は海溝型巨大地震に起因するさらに高レベルの地震（以下「大地震」という。）の地震動に際しては、人命、造成宅地及び農地等の存続に重大な影響を与えないことを耐震対策の基本的な目標とする。

IV・2 耐震対策検討の基本的な考え方

開発事業等の実施に当たっては、開発事業等における土地利用計画、周辺の土地利用状況、当該地方公共団体が定める地域防災計画等を勘案するとともに、原地盤、盛土材料等に関する調査結果に基づき、耐震対策の必要性、必要な範囲、耐震対策の目標等を具体的に検討することが必要である。

また、耐震対策の検討は、開発事業等の基本計画作成の段階から、調査、設計及び施工の各段階に応じて適切に行なうことが大切である。

IV・3 耐震設計の基本的な考え方

開発事業等において耐震対策の必要な施設については、当該施設の要求性能等に応じて、適切な耐震設計を行わなければならない。

盛土のり面、盛土全体、擁壁及び崖面崩壊防止施設の安定性に関する検討においては震度法により、地盤の液状化判定に関する検討においては簡易法により、それぞれ設計を行うことを標準とし、必要に応じて動的解析法による耐震設計を行う。

V 盛土

V・1 原地盤及び周辺地盤の把握

盛土の設計に際しては、地形・地質調査等を行って盛土の基礎地盤の安定性を検討することが必要である。

特に、盛土の安定性に多大な影響を及ぼす軟弱地盤、傾斜地盤、山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性が懸念される地盤については、入念に調査する。また、溪流・集水地形等において、流水、湧水及び地下水の流入、遮断が懸念される場合は、周辺地盤も適宜調査する。これらの調査を通じて盛土のり面の安定性のみならず、基礎地盤及び周辺地盤を含めた盛土全体の安定性について検討することが必要である。

V・2 排水施設等

排水施設は、地下水排除工及び盛土内排水層により完全に地下水の排除ができるように計画することを基本とする。

V・2・1 地下水排除工

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、次の各事項に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要である。

1) 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とする。

2) 基盤排水層

基盤排水層は、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。

3) 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とする。

4) 施工時の仮設排水対策

施工時における中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とする。また、中央縦排水に土砂が入らないように縦排水管の口元は十分な保護を行うことを基本とする。

V・2・2 盛土内排水層

盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図ることが必要である。

水平排水層は、透水性が高い材料を用い、盛土のり面の小段ごとに設置することを基本とする。

V・3 盛土のり面の検討

V・3・1 盛土のり面の勾配

盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30度以下とする。なお、次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

1) のり高が特に大きい場合

2) 盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合

3) 盛土箇所の原地盤が不安定な場合

- 4) 盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
- 5) 腹付け盛土となる場合
- 6) 締固め難い材料を盛土に用いる場合

V・3・2 盛土のり面の安定性の検討

盛土のり面の安定性の検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、のり面勾配等の決定に当たっては、安定計算の結果に加え、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照した上で総合的に検討することが大切である。

1) 安定計算

盛土のり面の安定性については、円弧滑り面法により検討することを標準とする。また、円弧滑り面法のうち簡便なフェレニウス式（簡便法）によることを標準とするが、現地状況等に応じて他の適切な安定計算式を用いる。

2) 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（c）及び内部摩擦角（φ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

3) 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようになることが原則である。

しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安全性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。

また、溪流等においては、高さ15メートル超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（u）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいが、溪流等における高さ15メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化現象等を考慮し、液状化判定等を実施する。

4) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（Fs）は、盛土施工直後において、 $Fs \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $Fs \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値とする。

V・3・3 盛土のり面の形状

盛土のり面の形状は、気象、地盤条件、盛土材料、盛土の安定性、施工性、経済性、維持管理等を考慮して合理的に設計するものとする。

なお、のり高が小さい場合には、のり面の勾配を单一とし、のり高が大きい場合には、のり高5メートル程度ごとに小段を設けることを原則とする。小段幅は1～2メートルとすることが一般的である。

また、この場合、二つの小段にはさまれた部分は単一勾配とし、地表水が集中しないように適切に小段に排水勾配を設ける必要がある。

V・4 盛土全体の安定性の検討

盛土全体の安定性を検討する場合は、造成する盛土の規模が、次に該当する場合である。

1) 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超えて、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。

2) 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの。

検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、安定計算の結果のみを重視して盛土形状を決定することは避け、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参考することが大切である。

① 安定計算

谷埋め型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法により検討することを標準とする。ただし、溪流等における盛土は「V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方」を参照すること。

腹付け型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

② 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（c）及び内部摩擦角（φ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

③ 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようになることが原則である。しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安定性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（u）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいが、溪流等における高さ15メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化判定等を実施すること。

④ 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（Fs）は、盛土施工直後において、 $Fs \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $Fs \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値とする。

V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方

溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。やむを得ず、溪流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水、地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、次の措置を講ずる必要がある。なお、溪流等に限らず、湧水やその痕跡が確認される場合においても、溪流等における盛土と同様な措置を講ずる必要がある。

ここで、溪流等の範囲とは、溪床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とする。なお、自治体は地形・地質条件に応じて溪流等の範囲を拡大・縮小することが可能である。また、自治体は開発事業者等に対し、範囲設定の考え方を明確にする必要がある。

1) 盛土高

盛土の高さは15メートル以下を基本とし、「V・3 盛土のり面の検討」に示す安定計算等の措置を行う。

ただし、盛土の高さが15メートルを超える場合は、次のとおりとする。

- ① より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保しなければならない。
- ② 間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。（「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」を参照）
- ③ 液状化判定等を実施する。（「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」を参照）

④ 大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等（以下「三次元解析」という。）により多角的に検証を行うことが望ましい。ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければその精度が担保されないこと、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から二次元の変形解析や浸透流解析等（以下「二次元解析」という。）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。

2) のり面処理

- ① のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁等の構造物を検討するものとする。
- ② のり面は、必ず植生等によって処理するものとし、裸地で残してはならない。
- ③ のり面の末端が流水に接触する場合には、のり面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される水位に対し十分安全を確保できる高さまで構造物で処理しなければならない。

3) 排水施設

盛土を行う土地に流入する渓流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理するものとする。また、渓流を埋め立てる場合には、本川、支川をとわず在来の渓床に必ず暗渠排水工を設ければならない。

4) 工事中及び工事完了後の防災

工事中の土砂の流出や河川汚濁を防止するため、防災ダムや沈泥池等を設ける必要がある。また、工事完了後の土砂の流出を防止するため沈砂池を設けなければならない。防災ダムは、工事中に土砂の流出がない場合には、工事完了後、沈砂池として利用できる。

V・6 盛土の施工上の留意事項

盛土の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1) 原地盤の処理

盛土の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々であるので、現地踏査、土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うことが必要である。

調査の結果、軟弱地盤として対策工が必要な場合は、「X 軟弱地盤対策」により適切に処理するものとする。山地・森林における複雑性・脆弱性が懸念される地盤の場合には、脆弱な地盤を排除する等、適切に基盤面を処理するものとする。また、渓流等の湧水や地下水が懸念される地盤の場合には、「V・5 渓流等における盛土の基本的な考え方」により適切に処理するものとする。普通地盤の場合には盛土完成後の有害な沈下を防ぎ、盛土と基礎地盤のなじみをよくしたり、初期の盛土作業を円滑にしたりするために次のような原地盤の処理を行うものとする。

- ① 伐開除根を行う。
- ② 暗渠排水工及び基盤排水層を単独又はあわせて設置し排水を図る。
- ③ 極端な凹凸及び段差ができるだけ平坦にかき均す。

なお、既設の盛土に新しく腹付けして盛土を行う場合にも同様な配慮が必要であるほか、既設の盛土の安定に関しても十分な注意を払うことが必要である。

2) 傾斜地盤上の盛土

盛土基礎地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が15度（約1:4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように、原則として段切りを行うことが必要である。

また、谷地形等で地下水位が高くなる箇所における傾斜地盤上の盛土では、勾配にかかわらず段切りを行うことが望ましい。

3) 盛土材料

盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認する必要がある。また、切土からの流用土又は付近の土取場からの採取土を使用する場合には、これらの現地発生材の性質を十分把握するとともに、次のような点を踏まえて適切な対策を行い、品質の良い盛土を築造する。

- ① 岩塊、玉石等を多量に含む材料は、盛土下部に用いる等、使用する場所に注意する。
- ② 貞岩、泥岩等のスレーキングしやすい材料は用いないことを原則とするが、やむを得ず使用する場合は、その影響及び対策を十分検討する。

- ③ 吸水性、圧縮性が高い腐植土等の材料を含まないようにする。
- ④ 高含水比粘性土については、5)に述べる含水量調節及び安定処理により入念に施工する。
- ⑤ 比較的細砂で粒径のそろった砂は、地下水が存在する場合に液状化するおそれがあるので、十分な注意が必要である。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければならない。

4) 敷均し

盛土の施工に当たっては、1回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）をおおむね0.30メートル以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均す。

5) 含水量調節及び安定処理

盛土の締固めは、盛土材料の最適含水比付近で施工することが望ましいので、実際の含水比がこれと著しく異なる場合には、バッ気又は散水を行って、その含水量を調節する。

また、盛土材料の品質によっては、盛土の締固めに先立ち、化学的な安定処理等を行う。

6) 締固め

盛土の締固めに当たっては、所定の品質の盛土を仕上げるため、盛土材料、工法等に応じた適切な締固めを行う。

特に盛土と切土の接合部は、地盤支持力が不連続になったり、盛土部に湧水、浸透水等が集まり盛土が軟化して完成後仕上げ面に段違いを生じたり、地震時には滑り面になったりするおそれもあることから、十分な締固めを行う必要がある。

7) 防災小堤

盛土施工中の造成面ののり肩には、造成面からのり面への地表水の流下を防止するため、必要に応じて、防災小堤を設置する。

V・7 盛土の維持管理

土地の所有者、管理者又は占有者は、盛土に伴う災害が生じないよう適切な維持管理により、土地の保全に努める必要がある。維持管理に当たっては、盛土の変状や湧水等の発生状況について定期的に確認することが望ましい。また、必要に応じて地下水観測や排水施設の機能回復等の措置を行うことが有効である。これらのことから、工事主又は工事施行者は、維持管理方法について施工段階から考えることが重要である。

なお、災害の防止のため必要があると認める場合においては、都道府県知事はその土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、盛土規制法に基づき、災害の防止のため必要な措置をとることを勧告できる。

VI 切土

VI-1 切土のり面の勾配

切土のり面の勾配は、のり高、のり面の土質等に応じて適切に設定するものとし、その崖面は、原則として擁壁（これにより難い場合は「IX 崖面崩壊防止施設」）で覆わなければならない。

ただし、次表に示すのり面は、擁壁等の設置を要しない。

なお、次のような場合には、切土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

- 1) のり高が特に大きい場合
- 2) のり面が割れ目が多い岩、流れ盤、風化の速い岩、侵食に弱い土質、崩積土等である場合
- 3) のり面に湧水等が多い場合
- 4) のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

表 切土のり面の勾配（擁壁等の設置を要しない場合）

のり面の土質 のり高	崖の上端からの垂直距離	
	①H ≤ 5 m	②H > 5 m
軟岩 (風化の著しいものは除く)	80度 以下 (約1 : 0.2)	60度 以下 (約1 : 0.6)
風化の著しい岩	50度 以下 (約1 : 0.9)	40度 以下 (約1 : 1.2)
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの	45度 以下 (約1 : 1.0)	35度 以下 (約1 : 1.5)

VI-2 切土のり面の安定性の検討

切土のり面の安定性の検討に当たっては、安定計算に必要な数値を土質試験等により的確に求めることが困難な場合が多いので、一般に次の事項を総合的に検討した上で、のり面の安定性を確保するよう配慮する必要がある。

1) のり高が特に大きい場合

地山は一般に複雑な地層構成をなしていることが多いので、のり高が大きくなるに伴って不安定要因が増してくる。したがって、のり高が特に大きい場合には、地山の状況に応じて次の2)～7)の各事項について検討を加え、できれば余裕のあるのり面勾配にする等、のり面の安定化を図るよう配慮する必要がある。

2) のり面が割れ目が多い岩又は流れ盤である場合

地山には、地質構造上、割れ目が発達していることが多く、切土した際にこれらの割れ目に沿って崩壊が発生しやすい。したがって、割れ目の発達程度、岩の破碎の度合、地層の傾斜等について調査・検討を行い、周辺の既設のり面の施工実績等も勘案の上、のり面の勾配を決定する必要がある。

特に、のり面が流れ盤の場合には、滑りに対して十分留意し、のり面の勾配を決定することが大切である。

3) のり面が風化の速い岩である場合

のり面が風化の速い岩である場合は、掘削時には硬く安定したのり面であっても、切土後の時間の経過とともに表層から風化が進み、崩壊が発生しやすくなるおそれがある。したがって、このような場合には、のり面保護工により風化を抑制する等の配慮が必要である。

4) のり面が侵食に弱い土質である場合

砂質土からなるのり面は、表面流水による侵食に特に弱く、落石、崩壊及び土砂の流出が生じる場合が多いので、地山の固結度及び粒度に応じた適切なのり面勾配とするとともに、のり面全体の排水等に十分配慮する必要がある。

5) のり面が崩積土等である場合

崖すい等の固結度の低い崩積土からなる地山において、自然状態よりも急な勾配で切土をした場合には、のり面が不安定となって崩壊が発生するおそれがあるので、安定性の検討を十分に行い、適切なのり面勾配を設定する必要がある。

6) のり面に湧水等が多い場合

湧水の多い箇所又は地下水位の高い箇所を切土する場合には、のり面が不安定になりやすいので、のり面勾配を緩くしたり、湧水の軽減及び地下水位の低下のためののり面排水工を検討したりする必要がある。

7) のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

切土によるのり面又は崖の上端に続く地盤面に砂層、礫層等の透水性が高い地層又は破碎帶が露出するような場合には、切土後に雨水が浸透しやすくなり、崩壊の危険性が高くなるので、のり面を不透水性材料で覆う等の浸透防止対策を検討する必要がある。

VI-3 切土のり面の形状

切土のり面の形状には、単一勾配のり面及び土質により勾配を変化させたのり面があるが、その採用に当たっては、のり面の土質状況を十分に勘案し、適切な形状とする必要がある。

なお、のり高が大きい切土のり面では、のり高5メートル程度ごとに幅1～2メートルの小段を設けることが一般的である。

VI・4 切土の施工上の留意事項

切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いので、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じてのり面勾配を変更する等、適切な対応を図るものとする。

なお、次のような場合には、施工中に滑り等が生じないよう留意することが大切である。

- 1) 岩盤の上を風化土が覆っている場合
- 2) 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
- 3) 土質が層状に変化している場合
- 4) 湧水が多い場合
- 5) 表面はく離が生じやすい土質の場合
- 6) 積雪・寒冷地域の場合

VI・5 切土のり面の維持管理

土地の所有者、管理者又は占有者は、切土のり面における災害が生じないよう適切な維持管理により、土地の保全に努める必要がある。

なお、災害の防止のため必要があると認める場合においては、都道府県知事はその土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、盛土規制法に基づき、災害の防止のため必要な措置をとることを勧告できる。

VII のり面保護工及びその他の地表面の措置

VII・1 のり面保護工及びその他の地表面の措置の基本的な考え方

開発事業等により土地の造成を行う場合、裸地となることで侵食や洗堀が生じ、これらの拡大により崩壊が発生することが懸念される。このため、のり面その他の地表面にかかわらず、のり面保護工により保護する必要がある。

開発事業等に伴って生じる崖面については、擁壁（これにより難い場合は、「IX 崖面崩壊防止施設」）で覆うことを原則としつつ、擁壁等で覆わない場合には、その崖面が風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工又は構造物によるのり面保護工等で崖面を保護するものとする。

また、開発事業等に伴って生じる崖面以外の地表面についても、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工等により地表面を保護するものとする。

VII・2 のり面保護工の種類

のり面保護工の種類としては、のり面緑化工、構造物によるのり面保護工及びのり面排水工がある。

VII・3 のり面保護工の選定

のり面保護工は、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、経済性・施工性にすぐれた工法を選定するものとする。

工法の選定に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 植生可能なのり面では、植生の被覆効果及び根系の緊縛効果がのり面の安定性向上に寄与することに着目し、のり面緑化工の選定を基本とする。ただし、植生に適さないのり面又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面においては、構造物によるのり面保護工を選定する。
- 2) のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、一般にのり面排水工が併設される。
- 3) 同一のり面においても、土質及び地下水の状態は必ずしも一様でない場合が多いので、それぞれの条件に適した工法を選定する必要がある。

VII・4 のり面緑化工の設計・施工上の留意事項

のり面緑化工の成否は、植物の生育いかんによるため、その設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) のり面緑化工の完成に必要な施工場所の立地条件を調査すること
- 2) のり面の勾配は、なるべく40度（約1：1.2）より緩くすること

- 3) のり面の土質は、植物の生育に適した土壤とすること
- 4) 植物の種類は、活着性がよく、生育の早いものを選定すること
- 5) 施工時期は、なるべく春期とし、発芽に必要な温度・水分が得られる範囲で、可能な限り早い時期とすること
- 6) 発芽・生育を円滑に行うため、条件に応じた適切な補助工法を併用すること
- 7) 日光の当たらない場所等植物の生育の困難な場所は避けること

VII-5 構造物によるのり面保護工の設計・施工上の留意事項

構造物によるのり面保護工の設計・施工に当たっては、のり面の勾配、土質、湧水の有無等について十分に検討することが大切である。

VII-6 のり面排水工の設計・施工上の留意事項

のり面排水工の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 湧水及び地下水の状況を把握するため、事前に十分な調査を行うこと
- 2) 崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付すること。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置すること
- 3) のり面を流下する地表水は、のり肩及び小段に排水溝を設けて排除すること
- 4) 浸透水は、地下の排水施設により速やかに地表の排水溝に導き排除すること
- 5) のり面排水工の流末は、十分な排水能力のある排水施設に接続すること

VII-7 崖面以外の地表面に講ずる措置

開発事業等に伴って生じる地表面は、裸地となることにより、風化、雨水等による侵食や洗掘が生じやすい。侵食や洗掘が進行した場合、崩壊が生じる可能性がある。このため崖面以外の地表面についても、侵食や洗掘を防止するため、排水施設等の設置により適切に排水を行うとともに、植生工等により地表面を保護する必要がある。

特に、太陽光発電施設等の施設が設置される地盤については、施設の設置に伴う雨水の流出量の増大等が生じ、侵食を生じやすくなることが想定されるため、十分な検討を行うことが大切である。

なお、次の各事項に該当するものは、地表面の保護を要さない。

- 1) 排水勾配を付した盛土又は切土の上面
- 2) 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
- 3) 農地等で植物の生育が確保される地表面

VIII擁壁

VIII-1 拥壁の基本的な考え方

開発事業等において、次のような「崖」が生じた場合には、崖面の崩壊を防ぐため、原則としてその崖面を擁壁で覆わなければならない。

- 1) 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える「崖」
- 2) 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」
- 3) 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」

ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖の部分で、「VI-1 切土のり面の勾配」の表に該当する崖面については、擁壁を設置しなくてもよい。また、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて、「IX 崖面崩壊防止施設」を適用する。

VIII-2 拥壁の種類及び選定

擁壁は、材料、形状等により、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造等に分類される。

擁壁の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、擁壁に求められる安全性を確保できるものを選定しな

ければならない。

VIII・3 擁壁の設計及び施工

VIII・3・1 擁壁の設計・施工上の一般的留意事項

擁壁の設計・施工に当たっては、擁壁に求められる性能に応じて、擁壁自体の安全性はもとより擁壁を含めた地盤及び斜面全体の安全性についても総合的に検討することが必要である。

また、擁壁の基礎地盤が不安定な場合には、必要に応じて基礎処理等の対策を講じなければならない。

VIII・3・2 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計及び施工

VIII・3・2・1 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計上の一般的留意事項

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁（以下「鉄筋コンクリート造等擁壁」という。）の設計に当たっては、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するように、次の各事項についての安全性を検討するものとする。

- 1) 土圧、水圧、自重等（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと
- 2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと
- 3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと
- 4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと

VIII・3・2・2 鉄筋コンクリート造等擁壁に作用する土圧等の考え方

- 1) 擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて算出するものとし、次の各事項に留意する。
 - ① 盛土部に設置される擁壁は、裏込め地盤が均一であるとして土圧を算定できる。
 - ② 切土部に設置される擁壁は、切土面の位置及び勾配、のり面の粗度、湧水及び地下水の状況等に応じて、適切な土圧の算定方法を検討しなければならない。
 - ③ 地震時土圧を試行くさび法によって算定する場合は、土くさびに水平方向の地震時慣性力を作用させる方法を用い、土圧公式を用いる場合においては、岡部・物部式によることを標準とする。
- 2) 擁壁背面の地盤面上にある建築物、工作物、積雪等の積載荷重は、擁壁設置箇所の実状に応じて適切に設定するものとする。
- 3) 設計に用いる地震時荷重は、1) ③で述べた地震時土圧による荷重、又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とする。

VIII・3・2・3 鉄筋コンクリート造等擁壁の底版と基礎地盤との摩擦係数

擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数は、原則として土質試験結果に基づき、次式により求める。

$$\mu = \tan \phi \quad (\phi : \text{基礎地盤の内部摩擦角})$$

ただし、基礎地盤が土の場合は、0.6を超えないものとする。

なお、土質試験がなされない場合には、盛土規制法施行令別表第三の値を用いることができる。

VIII・3・2・4 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 地盤（地耐力等）

土質試験等により基礎地盤が設計条件を満足することを確認する。
- 2) 鉄筋の継手及び定着

主筋の継手部の重ね長さ及び末端部の定着処理を適切に行う。
- 3) 伸縮継目及び隅角部の補強

伸縮継目は適正な位置に設け、隅角部は確実に補強する。
- 4) コンクリート打設、打継ぎ、養生等

コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行う。
- 5) 擁壁背面の埋め戻し

擁壁背面の裏込め土の埋め戻しは、所定のコンクリート強度が確認されてから行う。また、沈下等が生じないように十分に締固める。

6) 排水

擁壁背面の排水をよくするため、透水層、水抜き穴等を適切な位置に設ける。

7) その他

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

VIII・3・2・5 鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎工の設計

鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎は、直接基礎とすることを原則とする。また、直接基礎は良質な支持層上に設けることを原則とするが、軟弱地盤等で必要地耐力が期待できない場合は、地盤の安定処理又は置換によって築造した改良地盤に直接基礎を設ける。また、直接基礎によることが困難な場合は、杭基礎を考慮する。

VIII・3・3 練積み造擁壁の設計及び施工

VIII・3・3・1 練積み造擁壁の設計上の留意事項

間知石練積み造擁壁その他の練積み造擁壁の構造は、勾配、背面の土質、高さ、擁壁の厚さ、根入れ深さ等に応じて適切に設計するものとする。

ただし、原則として地上高さは5メートルを限度とする。

なお、擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁には、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けるものとする。

また、崖の状況等により、はらみ出しその他の破壊のおそれがあるときには、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の措置を講ずる必要がある。

VIII・3・3・2 練積み造擁壁の施工上の留意事項

練積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1) 丁張り

擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、表丁張り及び裏丁張りを設置する。

2) 裏込めコンクリート及び透水層

裏込めコンクリート及び透水層の厚さが不足しないよう、組積み各段の厚さを明示した施工図を作成する。

3) 抜型枠

裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう、抜型枠を使用する。

4) 組積み

組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いをする。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができるよう組積みをする。

5) 施工積高

1日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめる。

6) 水抜き穴の保護

コンクリートで水抜き穴を閉塞しないよう注意し、また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにする。

7) コンクリート打設

胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締固める。

8) 拥壁背面の埋め戻し

擁壁背面の埋め戻し土は胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工する。

9) 養生

胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生する。

10) その他

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

IX 崖面崩壊防止施設

IX・1 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方

崖面崩壊防止施設は、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する。本施設は、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく不同沈下等により擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて設置する。ただし、住宅建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設としては利用できない。

崖面崩壊防止施設は、擁壁と同様に、土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とする。また、崖面崩壊防止施設の設置に当たっては、大量の土砂等を固定することやその他の工作物の基礎とすること等で過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は、適用性を慎重に判断する必要がある。

IX・2 崖面崩壊防止施設の種類及び選定

崖面崩壊防止施設の工種は、鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等がある。

崖面崩壊防止施設の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定しなければならない。また、その構造上、過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は適用性が低いことに注意が必要である。

特に、設置箇所と保全対象との位置関係等について調査し、必要な強度、耐久性等について十分な検討が必要である。

IX・3 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項

崖面崩壊防止施設の設計・施工に当たっては、崖面崩壊防止施設の種類によって設計方法や材料が異なるため、選定した崖面崩壊防止施設に応じた安定性の検討が必要である。また、必要に応じて、崖面崩壊防止施設自体の安定性はもとより崖面崩壊防止施設を含めた地盤面全体の安定性についても総合的に検討する。

崖面崩壊防止施設自体の安定性については、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における崖面崩壊防止施設の要求性能を満足するように、次の各事項についての安定性を検討するものとする。

- 1) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊しないこと
- 2) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が転倒しないこと
- 3) 土圧等によって崖面崩壊防止施設の基礎が滑らないこと
- 4) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が沈下しないこと

山地・森林等で設置する場合は、山地・森林の場が有する特性に考慮した設計・施工を行う必要がある。

X 軟弱地盤対策

X・1 軟弱地盤の概念

軟弱地盤は、盛土及び構造物の荷重により大きな沈下を生じ、盛土端部が滑り、地盤が側方に移動する等の変形が著しく、開発事業等において十分注意する必要がある地盤である。

なお、地震時に液状化が発生するおそれがある砂質地盤については一種の軟弱地盤と考えられ、必要に応じて別途検討するものとする。

X・2 軟弱地盤の分布及び特徴

X・2・1 軟弱地盤の分布

軟弱地盤は、一般に、河川沿いの平野部、海岸沿いの平坦な土地、湖沼、谷等に分布する場合が多い。

また、軟弱地盤は、地下水位が高く冠水等の障害が起こりやすいので、土地利用状況からみると低平な水田又は荒地になっていることが多い。

X・2・2 軟弱地盤の特徴

軟弱地盤を構成する土層は、ここ数千年の間に堆積したものが多い。

また、軟弱地盤はその地形的分布、土質等から、泥炭質地盤、粘土質地盤及び砂質地盤に大別できる。しかし、同質の地盤であっても、その土質の性状等の特徴は、軟弱地盤の生成された環境によって大きく異なることが一般的である。

X・3 軟弱地盤対策の検討手順

軟弱地盤の分布が予想される箇所で開発事業等を行う場合、あるいは開発事業等に伴う事前の調査ボーリングの結果から地層に粘土等の存在が明らかになった場合には、標準貫入試験、スクリューウエイト貫入試験、コーン貫入試験等の調査を行って、軟弱地盤であるかどうかを判定する。

その結果、軟弱地盤と判定された場合には、さらに沈下量、沈下時間、安定性等について検討を行い、適切な対策を講ずるものとする。

X・4 軟弱地盤の判定に必要な調査

軟弱地盤の判定は、標準貫入試験、スクリューウエイト貫入試験、コーン貫入試験等の結果に基づき行うものとする。

これらの試験等による判定が困難な場合には、必要に応じて土質試験を行い判定するものとする。

X・5 軟弱地盤の判定の目安

軟弱地盤の判定の目安は、地表面下10メートルまでの地盤に次のような土層の存在が認められる場合とする。

- 1) 有機質土・高有機質土
 - 2) 粘性土で、標準貫入試験で得られるN値が2以下、スクリューウエイト貫入試験において100kg以下の荷重で自沈するもの、又はオランダ式二重管コーン貫入試験におけるコーン指数（qc）が4kgf/cm²以下のもの
 - 3) 砂質土で、標準貫入試験で得られるN値が10以下、スクリューウエイト貫入試験において半回転数（Nsw）が50以下のもの、又はオランダ式二重管コーン貫入試験におけるコーン指数（qc）が40kgf/cm²以下のもの
- なお、軟弱地盤の判定に当たって土質試験結果が得られている場合には、そのデータも参考にする。

X・6 軟弱地盤対策の検討

X・6・1 軟弱地盤対策の基本的な考え方

軟弱地盤対策に当たっては、地盤の条件、土地利用計画、施工条件、環境条件等を踏まえて、沈下計算及び安定計算を行い、隣接地も含めた造成上の問題点を総合的に検討する。

その結果、盛土、構造物等に対する影響がある場合は、対策工の検討を行うものとする。

X・6・2 沈下量、沈下速度等の検討

軟弱地盤において開発事業等を実施する場合には、圧密沈下が長期間にわたり、将来的に重大な影響を及ぼすおそれもあるので、盛土、構造物の荷重等による圧密沈下量及び圧密沈下速度を検討するとともに、許容残留沈下量を満足するのに要する時間を設計段階で把握しておく必要がある。

X・6・3 許容残留沈下量

軟弱地盤において開発事業等を実施する場合には、残留沈下によって家屋及び構造物に影響を及ぼさないようにならなければならない。

許容残留沈下量の設定に当たっては、事業計画及び地盤条件を十分考慮し、家屋及び構造物の構造、重要性及び工事費、土地の処分時期等を総合的に評価した上で適切な値を定める必要がある。

X・6・4 沈下量の計算方法

盛土荷重による軟弱地盤の沈下量の計算には、通常、次の方法が用いられている。

- 1) 間げき比（e o）を主とした式
- 2) 圧縮指数（c c）を使用した式
- 3) 体積圧縮係数（m v）を使用した式

X・6・5 沈下時間の計算方法

盛土荷重による軟弱地盤の沈下時間の計算は、一般に、次式に示す一次圧密解析法によって行われる。

$$t = D^2 / Cv \cdot Tv$$

ここに、

t : 任意の平均圧密度 (\bar{U}) に達するのに要する時間 (日)

D : 圧密層の最大排水距離 (cm)

$D = H / 2$ (両面排水条件) ,

$D = H$ (片面排水条件)

H : 圧密層厚 (cm)

Cv : 圧密係数 ($\text{cm}^2/\text{日}$) (圧密試験により求める。)

Tv : 平均圧密度 (\bar{U}) に応じた時間係数 (通常は次表に示す値を用いる。)

\bar{U} = 圧密層全体のある時間における沈下量の平均値 / 圧密層全体の全沈下量の平均値

表 平均圧密度 (\bar{U}) と時間係数 (Tv) の関係

\bar{U}	0.10	0.20	0.30	0.40	0.50	0.60	0.70	0.80	0.90	0.95	1.00
Tv	0.008	0.031	0.071	0.126	0.197	0.287	0.403	0.567	0.848	1.128	∞

X・6・6 沈下の検討における留意事項

沈下の検討に当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

- 1) 計算値と現場における沈下との対応
- 2) 二次圧密等の長期沈下
- 3) 広域地盤沈下

X・6・7 軟弱地盤上の盛土のり面付近の安定

軟弱地盤に盛土を行う場合には、施工中、施工直後及び完成後の将来にわたり、常にその安定性を確保していくことが大切である。

X・6・8 安定計算の方法

盛土端部の安定は、単一の円弧滑り面を想定した全応力法による計算に基づいて検討することを標準とする。

ただし、安定計算の結果のみを重視することなく、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参考にすることが大切である。

X・6・9 安定計算における留意事項

盛土端部の安定計算に当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

- 1) 軟弱層基盤の傾斜
- 2) 地盤強度の低下
- 3) テンションクラック
- 4) 滑り面（臨界円）の位置
- 5) 盛土材料の強度の評価

X・6・10 軟弱地盤上の盛土端部の安全率

盛土端部の底部破壊については常時の安定性を確保するとともに、最小安全率 (F_s) は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。

X・6・11 盛土周辺地盤への影響検討

軟弱地盤上に盛土を行う際に、隣接地に家屋若しくは重要な構造物がある場合又は盛土端部の安定計算によって求められた安全率に十分な余裕のない場合には、周辺地盤への影響について詳細な検討を行うとともに、必要に応じて試験盛土により沈下及び側方変位の性状を把握して、適切な対策を講ずることが大切である。

X・7 軟弱地盤対策と土地利用計画等

軟弱地盤対策を検討する場合には、土地利用計画、各構造物の設計上の対応等を考慮するとともに、安全性、経済性、効果等を勘案して、適切な対策を選定する必要がある。

なお、その際には、開発事業等の計画から設計、施工及び維持管理までの全般にわたる開発事業等の流れを念頭において検討することが大切である。

X・8 軟弱地盤対策工の選定

X・8・1 対策工の選定の基本的な考え方

対策工の選定に当たっては、軟弱地盤の性状、土地利用計画、工期・工程、施工環境、経済性、施工実績等の諸条件を総合的に検討することが必要である。

X・8・2 対策工の目的及び種類

対策工には、その目的によって、沈下対策を主とする工法、安定対策を主とする工法、沈下及び安定の両者に対して効果を期待する工法等がある。

X・8・3 対策工の選定手順

対策工の選定に当たっては、まず、その必要性及び目的を明確にし、地盤、施工等に関する諸条件を考慮して、いくつかの対策工案を抽出する。

次に、それらの対策工について詳細な比較検討を行うとともに、総合的な判断に基づいて最適な工法を決定する。

X・8・4 対策工の選定上の留意事項

対策工の選定に当たっては、次の諸条件を十分に考慮することが大切である。

- 1) 地盤条件（土質、軟弱層厚、成層状態、基盤の傾斜等）
- 2) 土地条件（土地利用、施設配置、盛土厚等）
- 3) 施工条件（用地、工費、工期、材料、施工深度等）
- 4) 環境条件（周辺環境、隣接地への影響等）

X・8・5 周辺への影響防止

軟弱地盤上の盛土の施工に伴う周辺環境への影響については、事前に十分な調査・検討を行い、いかなる場合においても周辺施設に重大な影響を及ぼすことのないよう万全の対策をとることが大切である。

X・9 軟弱地盤対策の各工法の設計及び施工

X・9・1 対策工の設計・施工上の留意事項

対策工の設計に当たっては、その特徴を十分理解するとともに、軟弱地盤の性質を的確に把握することが大切である。

また、施工に際しても、かく乱等により地盤の性状を著しく変化させ、設計時の条件と異なった状態とならないように十分留意する必要がある。

X・9・2 各工法の目的及び特徴

X・9・2・1 表層処理工法

表層処理工法は、軟弱地盤上の地表水の排除、盛土内の水位低下、施工機械のトラフィカビリティの確保、軟弱地盤上の盛土又は構造物の支持力確保等を目的として用いる。

X・9・2・2 置換工法

置換工法は、盛土端部の安定を短期間に確保する場合、盛土層が薄く建物荷重や交通荷重による沈下が大きな問題となる場合等において、軟弱土を良質材に置き換える工法である。

X・9・2・3 押え盛土工法

押え盛土工法は、盛土端部の安定確保及び側方地盤の変形の軽減を目的とする工法であり、用地に余裕がある場合及び施工時の変状に対する応急対策として用いる。

X・9・2・4 緩速載荷工法

緩速載荷工法は、盛土端部の安定確保及び側方地盤の変形の抑制を目的として、地盤の変形等を計測しながら盛土を施工する工法である。

X・9・2・5 載荷重工法

載荷重工法は、圧密沈下を促進して残留沈下を軽減する目的で用いる工法である。

X・9・2・6 パーチカルドレーン工法

パーティカルドレーン工法は、圧密沈下の促進及び地盤の強度増加を目的として用いる工法である。

X・9・2・7 締固め工法

締固め工法は、盛土端部の安定を図ることを目的とする工法であり、主にサンドコンパクションパイル工法が用いられている。

X・9・2・8 固結工法

固結工法は、盛土端部若しくは盛土全体の安定確保又は構造物基礎地盤の改良を目的として用いる工法である。

X・10 軟弱地盤における施工管理

X・10・1 施工管理の基本的な考え方

軟弱地盤における工事の実施に当たっては、常に地盤の挙動を監視し、異常が発見された場合には、早急にその原因を明確にして適切な対応を図るとともに、施工の推進に応じて施工計画、工法及び設計の修正又は変更を行うことが大切である。

X・10・2 施工管理の内容

軟弱地盤における施工管理では、軟弱地盤の性状、施工条件、工期等を十分勘案した施工計画を立て、現場計測を主体として地盤の安定及び沈下を管理することが大切である。

X・10・3 計測管理の目的

計測管理は、軟弱地盤の沈下量、側方変位量、強度等の経時変化を測定し、その結果に基づき盛土の安定管理と沈下管理を行うことを目的とする。

X・10・4 安定管理の留意事項

安定管理においては、盛土施工中、盛土の立上げ速度を適切に管理して、基礎地盤の著しい変形及び滑りを未然に防止し、常に安定した状態を保持することが大切である。

X・10・5 沈下管理の留意事項

沈下管理においては、動態観測により得た実測沈下量に基づき、設計時に見込んだ沈下量を修正して盛土量を管理するとともに、施工後に継続して生じる沈下量を推定し、残留沈下量の適否を確認することが大切である。

X・10・6 現場計測の方法

現場計測に当たっては、盛土の規模、工期、設計段階において予測された問題点等の諸条件を考慮して、計測項目、計器の種類及び配置、測定時間及び頻度等を決定することが大切である。

また、計測管理に役立つよう、測定結果を速やかに整理することも大切である。

X・10・7 盛土工の施工管理及び施工上の留意事項

盛土工の施工管理は、盛土の品質管理試験によることを標準とし、また、盛土工の施工に当たっては、次の各事項に十分留意することが大切である。

- 1) 準備排水及び施工中の盛土面の排水
- 2) 盛土作業
- 3) 盛土端部の処理

X・10・8 環境管理

工事中の環境管理は、施工管理と一体として行うとともに、次の各事項に留意して適切な処置を講じ、工事が円滑に進められるようにすることが大切である。

- 1) 盛土に伴う周辺地盤の変位
- 2) 建設機械による騒音・振動
- 3) 土砂流出による水質汚濁

X・10・9 試験盛土の目的

試験盛土は、設計値と試験盛土による実測データとを比較し、実測データが設計時の考え方と適合しているか等を検討することにより、合理的な設計・施工方法を見出すことを主目的とする。

X・10・10 試験盛土の方法

試験盛土の方法は、試験の目的、盛土の規模、軟弱層の特性、対策工の種類等によって異なり、一律に定められないが、盛土施工に伴う軟弱地盤の挙動及び土性の変化等を詳細に把握できる方法を用いることが大切である。

X・11 地盤の液状化

X・11・1 液状化対策の基本

開発事業等に際しては、開発事業等実施地区及びその周辺域において、地震時の液状化現象により悪影響が生じることを防止・軽減するため、液状化に対する検討を行い、適切な対策を行う必要がある。

X・11・2 液状化地盤の確認・調査

開発事業等に際しては、あらかじめ既存資料等により液状化地盤の分布状況を確認するものとする。

また、土地利用計画等を踏まえ、必要に応じて地盤調査、土質試験等を行い、開発事業等実施地区及びその周辺域の液状化地盤の分布、液状化発生の可能性に関する判定等を行うものとする。

さらに、液状化が発生すると、周辺地形等の条件によっては地盤が側方流動することができるため、地盤調査及び土質試験のほか、周辺地形等の調査も必要になる。

X・11・3 液状化地盤の判定

液状化地盤の判定は、標準貫入試験、スクリューウエイト貫入試験、コーン貫入試験等の地盤調査結果、細粒分含有率試験結果、地下水位の測定結果等を用いて行うことを標準とする。

また、必要に応じて判定結果に基づく液状化地盤の分布を示した地図（液状化マップ）を作成する。

X・11・4 液状化対策工法の検討

開発事業等実施地区又はその周辺域に液状化地盤が存在する場合には、地震時における地盤の液状化に伴う被害及び悪影響の範囲並びに程度に関する十分な検討に基づき、土地利用計画、経済性、構造物等の重要性等を総合的に勘案して対策工の必要性及びその範囲並びに程度について検討し、適切な対策工を選定するものとする。

また、地盤の液状化による被害又は悪影響が著しい場合には、土地利用計画を再検討することも必要である。

なお、液状化対策は実施の時期として、開発事業等の実施段階で行う場合とその後の建築物等の建設段階で行う場合があり、対策の方針として、液状化の発生そのものを抑制する方法と液状化の発生を前提に建築物等の基礎構造で対応する方法、さらに、それぞれを併用する方法があるため、最も適切な対応方法について十分な検討が必要である。

X I 自然斜面等への配慮

山地・森林等では地形や地下構造が複雑な上、雨水や地下水の流出過程も複雑である。さらに、山地斜面は、土質や植生等の多様な要因の影響を受けて、微妙なバランスの上で安定性が保たれている場合もある。山地・森林等における開発事業等に際しては、このような山地・森林等の場が有する複雑性や脆弱性を考慮した対応が必要であり、盛土等により造成される地盤面のみならず、地形改変により周辺の自然斜面が不安定化する等の影響を十分に調査し、自然斜面と盛土等を含めた全体の安定を考慮する必要がある。

特に、盛土等が周辺の雨水や地下水の流出過程の改変を引き起こすことや、流域界を越えて地下水が流入する可能性があることに留意が必要である。

また、山地・森林、丘陵地等における開発事業等に際しては、土砂災害に関する法指定区域等に十分留意して、適正な土地利用を図る等、開発事業等実施地区の安全を確保する。また、関係部局との相互の連携を充実させるものとする。

X II 治水・排水対策

X II·1 治水・排水対策の基本

X II·1·1 治水・排水対策の基本的な考え方

開発事業等においては、開発事業等実施地区及び周辺に溢水等の被害が生じないよう、当該地区内の雨水・地表水や地下水並びに当該地区外から流入する雨水・地表水や地下水を安全に流下させるための治水・排水対策を実施するものとする。

X II·1·2 治水・排水対策の種類

治水・排水対策は、開発事業等実施地区内の雨水（当該地区外から流入する雨水・地下水も含む。）を適切に排出し、盛土のり面及び切土のり面の侵食、崩壊、地盤面の冠水等の被害を防止するための排水対策と開発事業等に伴う流出形態の変化等による開発事業等実施地区及び下流域の洪水被害を防止するための治水対策に大別される。

治水対策は、さらに下流河川等の改修による対策と流出抑制施設による対策に分けられる。

X II·2 開発事業等実施地区内の排水施設

X II·2·1 排水施設の配置

開発事業等実施地区内の一般に次に掲げる箇所においては、排水施設の設置を検討しなければならない。

- 1) 盛土のり面及び切土のり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む。）の下端
- 2) のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等を処理するために必要な箇所
- 3) 道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部
- 4) 湧水又は湧水のおそれがある箇所
- 5) 盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所
- 6) 渓流等の地表水や地下水が流入する箇所
- 7) 排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- 8) その他、地表水等を速やかに排除する必要のある箇所

X II·2·2 排水施設の規模

排水施設の規模は、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除できるよう決定する。

なお、開発事業等実施地区内に流出抑制施設として浸透施設等を設置した場合には、必要に応じて、その効果を見込んで、排水施設の規模を定めることができる。

X II·2·3 排水施設の設計・施工上の留意事項

排水施設の設計・施工に当たっては、計画流出量を安全に排出する能力を有し、将来にわたりその機能が確保されるよう、構造上及び維持管理上十分な配慮をする必要がある。

なお、地表面が不浸透性の材料で覆われるような太陽光発電施設の開発等においては、想定以上の排水により周辺斜面を不安定化させるおそれがあることから、排水施設の計画に係る流出係数の設定には注意が必要である。

X II・3 開発事業等に伴う下流河川等の治水対策

X II・3・1 治水対策の基本的な考え方

開発事業等においては、事業等実施に伴う開発事業等実施地区下流の洪水被害を防止するため、治水対策を検討することが必要である。

治水対策は、地域の自然及び社会条件、下流河川等及び周辺の状況、技術的及び経済的条件等を勘案し、当該下流河川等の管理者との調整に基づき、安全で合理的かつ効果的な規模及び方法で実施しなければならない。

X II・3・2 治水対策の種類

開発事業等に伴い必要となる治水対策は、河川等の改修により河道の流下能力を増大させる方法、流出抑制施設により洪流水出量を調節する方法及び両者の併用による方法に大別される。

X II・3・3 河川改修

X II・3・3・1 河川改修の設計上の留意事項

開発事業等に伴い必要となる河川等の改修に当たっては、当該河川等の特性、周辺の土地利用状況、下流河川等の改修状況等を勘案し、次の各事項に十分留意して設計することが必要である。

- 1) 当該水系の下流において現に実施されている河川改修事業と整合のとれた規模及び形態とすること
- 2) 開発事業等による影響が下流に及んで、洪水被害を増大させることのないよう必要な改修区間を設定すること
- 3) 河川等の管理者と十分調整を行うこと

X II・3・3・2 流量計算

河川等の改修計画の策定に当たっては、次の各事項を検討し、対象とする洪水の流量を設定する。

1) 計画高水流量の算定

河川改修計画に必要となる計画高水流量は、一般に合理式を用いて算定する。

2) 流出係数

合理式において用いる流出係数の値は、流域の地質、植生状況、将来における流域の土地利用状況等を考慮して決定する。

3) 平均降雨強度

合理式において用いる洪水到達時間内の平均降雨強度は、原則として、確率別降雨継続時間－降雨強度曲線により求める。

また、河川改修計画の降雨確率については、当該水系の下流において現に実施されている河川改修事業と整合のとれたものとなるように設定する。

X II・3・3・3 改修断面の決定

改修断面は、計画高水流量を安全に処理できるよう決定するものとする。

X II・3・4 調節（整）池

X II・3・4・1 調節（整）池の位置付け

調節（整）池は、開発事業等に伴い河川等の流域の流出機構が変化して、当該河川等の流量を著しく増加させる場合に、洪水調節のための施設として設置されるものである。

調節（整）池は、治水・排水対策において河川管理施設、下水道施設等として恒久的に管理される調節池及び下流河川改修に代わる暫定的施設とされる調整池がある。

X II・3・4・2 調節（整）池設置のために必要な調査

調節（整）池の洪水調節容量、構造、堤体の構造及び施工方法等の検討に際しては、降雨特性、地盤の特性、堤体の材料等について十分調査することが大切である。

X II・3・4・3 調節（整）池の設置位置

調節（整）池の設置位置を決定する際には、地形及び地質並びに河川及び沢の特性、基礎地盤等について十分

に把握しておくことが大切である。

X II・3・4・4 洪水調節方式

調節（整）池の洪水調節方式は、原則として自然放流方式とする。

X II・3・4・5 調節（整）池の計画

調節池の計画については、「防災調節池技術基準（案）」により、調整池の計画については、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」によることを原則とする。

X II・3・4・6 調節（整）池の構造

調節池の構造については、「防災調節池技術基準（案）」により、調整池の構造については、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」によることを原則とする。

X II・3・4・7 堤高

調節（整）池の堤高は、高さ15メートル未満とすることを原則とする。

X II・3・4・8 堤体の施工

堤体の施工については、調節池の場合は「防災調節池技術基準（案）」により、調整池の場合は「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」によることを原則とする。

X II・3・4・9 下流河川等への接続

下流河川等への接続については、土地利用、周辺の開発状況、地形等を勘案の上、下流の人家、道路等への被害が生じないように配慮するものとする。

特に、洪水吐き末端には減勢工を設けて、洪水吐きから放流される流水のエネルギーを減勢処理する必要がある。

X II・3・4・10 調節（整）池の多目的利用

調節（整）池は、公園、運動場施設等として多目的に利用できる。

なお、多目的利用に当たっては、原則として「宅地開発に伴い設置される洪水調節（整）池の多目的利用指針（案）」によるものとする。

X II・3・4・11 維持管理

完成後の堤体の安定及び調節（整）池の機能を確保するため、維持管理を十分に行う必要がある。

X II・3・5 オンサイト貯留施設

X II・3・5・1 オンサイト貯留施設の設置

オンサイト貯留施設は、土地利用計画に配慮し貯留時においても利用者の安全が確保できるとともに、流出抑制機能の継続性及び良好な維持管理が可能な場所に設置するものとする。

X II・3・5・2 オンサイト貯留施設の計画及び設計

オンサイト貯留施設の計画及び設計については、「流域貯留施設等技術指針（案）」によることを原則とする。

X II・3・5・3 オンサイト貯留施設の維持管理

オンサイト貯留施設の維持管理は、設置場所の土地利用、施設の構造等に応じて適切に行うものとする。

X II・3・6 浸透型施設

X II・3・6・1 浸透型施設の選定

開発事業等において用いる浸透型施設には、井戸法による施設及び拡水法による施設がある。

開発事業等において浸透型施設を設置する場合は、設計浸透量が確実に浸透するよう、施設の種類及び構造を

選定することが必要である。

また、造成宅地及び農地等としての安全性の観点から斜面等の地形について調査し、浸透型施設の設置可能な範囲を設定する。

さらに、浸透型施設は地下水の涵養、低水流量の保全等の水循環を保全する機能を有するため、このような効果にも配慮して計画することが大切である。

ただし、浸透型施設の設置に当たっては、土壤内の水分量の増加が盛土又は斜面の崩壊を引き起こすおそれがあることを踏まえ、盛土又は斜面全体の安定性について事前に十分な検討を行い、災害の防止上支障がないことを確認する必要がある。

なお、浸透型施設のうち拡水法及び井戸法による施設の調査、計画、設計、施工及び維持管理については、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」によることを原則とする。

X II・3・6・2 地盤の浸透能力の評価

地盤調査、現地浸透試験等の結果をもとに、浸透可能範囲における地形区分面ごとの浸透能力の評価を行うとともに、浸透能力マップ等にとりまとめる。

現地浸透試験の方法、浸透能力の評価手法及び浸透能力マップの作成法は、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」によることを原則とする。

X II・3・6・3 浸透型施設の構造、施工及び維持管理

浸透型施設は、地質構成、集水区域、設置場所の土地利用等を配慮して、浸透機能が効果的に発揮できる構造形式を選定し、確実な施工を行うとともに、浸透機能を継続的に保持するために必要な維持管理を適切に行わなければならない。

X II・4 治水・排水対策における環境対策の基本的な考え方

開発事業等における治水・排水対策の検討に当たっては、土地利用計画等を勘案した上で、水循環、水辺の景観、生態系等の水に係る環境を保全するよう努めることが望ましい。

X III 工事施工中の防災措置

X III・1 工事施工中の防災措置の基本的な考え方

開発事業等においては、一般に、広範囲にわたって地形、植生状況等を改変するので、工事施工中の崖崩れ、土砂の流出等による灾害を防止することが重要である。したがって、気象、地質、土質、周辺環境等を考慮して、適切な防災工法の選択、施工時期の選定、工程に関する配慮等、必要な防災措置を工事に先行して講ずるとともに、防災体制の確立等の総合的な対策により、工事施工中の災害の発生を未然に防止することが大切である。

X III・2 工事施工中の仮の防災調整池等

工事施工中においては、急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないよう、周辺の土地利用状況、造成規模、施工時期等を勘案し、必要な箇所については、濁水等を一時的に滞留させ、あわせて土砂を沈殿させる機能等を有する施設を設置することが大切である。

X III・3 簡易な土砂流出防止工（流土止め工）

周辺状況、工事現場状況等により、開発事業等実施地区外へ土砂を流出させないようにするため、仮の防災調整池等によらず、ふとんかご等の簡易な土砂流出防止工（流土止め工）を用いる場合には、地形、地質状況等を十分に検討した上で、その配置及び形状を決定することが大切である。

X III・4 仮排水工

工事施工中の排水については、開発事業等実施地区外への無秩序な流出ができるだけ防ぐとともに、当該地区内への流入及び直接降雨については、のり面の流下を避け、かつ、地下浸透が少ないように、速やかに仮の防災調整池等へ導くことが大切である。

XIII・5 のり面からの土砂流出等の防止対策

人家、鉄道、道路等に隣接する重要な箇所には、工事施工中、のり面からの土砂の流出等による災害を防止するために柵工等の対策施設を設けることが大切である。

XIII・6 表土等を仮置きする場合の措置

工事施工中に、表土等の掘削土を開発事業等実施地区内に仮置きするような場合には、降雨によりこれらの仮置き土が流出したり、濁水の原因となったりしないよう適切な措置を講ずることが大切である。

XIII・7 工事に伴う騒音・振動等の対策

工事現場周辺の生活環境に影響を及ぼし、住民への身体的・精神的影響が大きいと考えられる次の各事項については、適用法令を遵守するとともに、十分にその対策を講ずる必要がある。

- 1) 騒音
- 2) 振動
- 3) 水質汚濁、塵埃及び交通問題

XIV その他の留意事項

XIV・1 注意すべきその他の地盤

開発事業等実施地区内に、その工学的特徴について十分に配慮しなければならないような地盤が存在する場合には、その安全性等について十分な調査・検討を行うことが必要である。

XIV・2 建設副産物に対する基本的な考え方

開発事業等に伴う建設副産物は、その発生を抑制することが原則であるが、やむを得ない場合は、積極的に再利用又は再資源化を推進することにより資源の有効な利用確保を図るとともに、適正処理の徹底を行うことが重要である。また、他の建設工事で発生した建設発生土を有効利用することは、建設発生土の需要を拡大し、不法な盛土等の発生の防止を図る上でも重要である。

XIV・3 建設発生土の搬出先の明確化

建設発生土の取扱いについては、不法な盛土等の発生及び建設発生土の不適正な利用等を防止する観点から、搬出先の適正確保と資源としての有効活用を一体的に図っていくことが建設発生土の不適正処理の防止に効果的である。

公共工事においては、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等の指定利用等の徹底を図ることが重要である。その他、継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者においては、公共工事の発注者と同様に、指定利用等の取組の実施や、それが困難な場合でも元請業者により建設発生土の適正処理が行われることを確認することが重要である。

また、公共及び民間工事において、元請業者は資源の有効な利用の促進に関する法律等に基づく再生資源利用促進計画制度により、建設発生土を一定規模以上搬出する建設工事について搬出先の明確化を図るものとする。

XIV・4 環境に対する配慮

開発事業等における防災措置の実施に当たっては、周辺景観との調和に配慮するとともに、開発事業等実施地区及び周辺の自然環境の保全に努めるものとする。

XV 施工管理と検査

XV・1 施工管理

XV・1・1 施工管理の基本的な考え方

工事の実施に当たっては、所定の工期内に安全かつ効率的に工事を進め、所要の品質を確保し、許可の内容に適合するよう完成させるため、適切な施工管理を行うことが大切である。

特に、工事中を含め、災害の防止のための施工管理が重要である。

X V・1・2 施工管理上の留意事項

開発事業等実施地区における災害を防止するために必要な施工管理は、気象、地形、地質等の自然条件、開発事業等実施地区の規模、資金計画等を考慮した上で、施工時期及び工程の調整、防災体制の確立等をあわせた総合的な対策を立て適切に行うことが大切である。

施工管理における主な留意事項は次のとおりである。

- 1) 常に工事の進捗状況を把握し、計画と対比しながら必要な対策をとること
- 2) 各工種間の相互調整を図り、不良箇所が発生したり、手戻りとなったりしないよう注意すること
- 3) 定期的及び必要に応じて測定、試験等を行い、災害防止のため必要な措置を確実かつ効率的に行うこと
- 4) 降雨予測等の気象情報に注意するとともに、自然現象の変化に適切に対応して、可能な限り事前に災害防止対策を施すよう努めること
- 5) 工事の経過、計画変更、対策の内容等について図面・写真等の関係図書を整備し、工事の内容を明らかにしておくこと
- 6) 工事の進捗に応じ、適切に検査及び定期報告を実施する必要があるため、検査時期及び工程の調整を綿密に行うこと
- 7) その他、開発事業等実施地区周辺への配慮も行うこと

X V・2 検査・定期報告

X V・2・1 検査・定期報告の基本的な考え方

検査は、開発事業等が盛土規制法又は都市計画法の許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認するため、盛土及び切土工事の各段階で行う中間検査と工事完了時に行う完了検査を行うものとする。また、工事完了時までの3か月ごとに定期報告を行うものとする。

X V・2・2 検査・定期報告の方法

検査は、一般に、設計・施工についての図面・写真等の関係図書による審査、目的物の目視及び検測により行われる。また、必要に応じて破壊検査が考慮される場合がある。

X V・2・2・1 中間検査

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となる。また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進む必要がある。

中間検査の対象となる特定工程は、盛土及び切土における暗渠排水等の排水施設を設置する工事の工程であり、その他各自治体が条例で定める特定工程についても対象とする。

X V・2・2・2 完了検査

完了検査は当該工事が開発事業等の許可の内容に適合していることを判定するものであり、本検査においては盛土及び切土の安定及び機能に影響を及ぼすことのないことを確認する必要がある。

X V・2・2・3 定期報告

定期報告は、工事完了時までの3か月ごとに、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行う。また、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、対策に応じる必要がある。

定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等に関する工事の進捗状況であり、その他各自治体が条例で定める報告事項についても対象とする。

X V・2・3 検査・定期報告に当たっての留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 開発事業者等（工事の施工者）に、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備させること
- 2) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者に立会いを求めるこ
- 3) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと

- 4) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度、検査・確認を行うこと

XVI 土石の堆積

XVI·1 土石の堆積の定義

土石の堆積とは、盛土規制法で指定される規制区域において行われる、一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為である。
なお、土石の堆積の許可期間は最大5年とする。

XVI·2 土石の堆積の基本的な考え方

土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土の崩壊防止に資する技術的基準を適用することは適當ではないことを踏まえ、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないよう空地や措置を設けることを基本とする。

堆積箇所の選定に当たっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、周辺への安全性を確保できるよう検討する必要がある。

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は10分の1以下とする。ただし、堆積した土石の崩壊が生じないよう設計する場合はこの限りではない。また、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置が必要である。

土石の堆積形状は、周辺の安全確保を目的とし、次のいずれかによる周辺の安全確保及び柵等の設置が必要である。

- 1) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置
- 2) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

なお、これらの措置については、鋼矢板等その他必要な措置に代えることができる。

また、雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、適切な排水措置等が必要である。

XVI·3 土石の堆積の設計・施工上の留意事項

土石の堆積の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1) 原地盤の処理

堆積の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々であるので、現地踏査、土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うこと。

2) 計画

周辺の安全確保が可能な堆積形状や空地、土石の崩壊に伴う流出を防止する措置を計画すること。

雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、適切な排水措置等を行い、堆積した土石の安定を図ること。

堆積する土石の安全な運搬経路を確保すること。

3) 土石の受け入れ

堆積する土石を受け入れる際には、土石が計画の材質であることを確認すること。

XVI·4 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

XVI·4·1 定義

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置とは、空地を設けない場合や土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が10分の1を超える場合において、堆積した土石の流出等を防止することを目的とした措置である。

XVI·4·2 種類と選定

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する代表的な措置として、次のものが挙げられる。

1) 地盤の勾配が10分の1を超える場合の措置

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の崩壊を防止すること。

措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定しなければならない。

2) 空地を設けない場合の措置

- ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置すること。
- ② 堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が侵入することを防ぐこと。

XVI・4・3 設計・施工方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設計・施工に当たっては、土石の最大堆積時に発生する土圧等に対して、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置に求められる性能に応じた安全性の検討が必要である。

XVI・4・4 検査方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の施工完了時には、適切な施工がされているか検査を実施する。検査方法は各基準に準拠したものとする。

XVI・5 土石の堆積の検査・定期報告

土石の堆積が許可時の最大形状内に収まっていること、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置等が適正に施工されていること、堆積行為が計画どおりに運用されていることを確認するため、工事完了時まで3か月ごとに定期的に報告を行わせる必要がある。また、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設置完了時には検査を行う必要がある。

定期報告は、一般に、設計・施工についての図面・写真等の関係図書の提出により行われる。

検査・定期報告は、工事の施工全般とその後の運用に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 堆積事業者（工事の施工者）に、工事内容、堆積形状について裏付けとなる関係図書を整備させること
- 2) 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者に立会いを求めるこ
- 3) 堆積した土石の運用状況を正確に報告させ、計画から逸脱していないかを確認すること
- 4) 土石の除却完了時には、完了確認を実施すること
- 5) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じさせ、再度、検査・確認を求めるこ

資2－3 宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針

令和5年5月26日付け国官参宅第12号他
国土交通省都市局長通知（技術的助言）別添8

『宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針』

第一章 総説

1・1 目的

本指針は、宅地開発に伴い開発事業者によって設置される流出抑制施設のうち、浸透施設を主体に、調査、計画、設計、施工及び維持管理に関する一般原則を示すことによって、土地の有効利用を図るとともに、地下水の涵養、河川低水流量の保全等、水循環の向上に資することを目的とする。

1・2 適用範囲

本指針は、宅地開発に伴い開発事業者によって設置される流出抑制施設のうち、浸透施設を主体に、他の貯留型施設との組み合わせを含めた調査、計画、設計、施工及び維持管理を行う場合に適用する。

なお、地方公共団体において、地域の実状に応じた浸透施設に関する技術指針等が整備されている場合は、それによることもできるものとする。

1・3 浸透施設による水循環の保全

浸透施設は流出抑制効果に加え、地下水涵養、河川低水流量の保全等、水循環の保全・再生効果があり、この結果、生態系及び水質の保全、利水の確保等の二次的効果が期待されるので、このような効果にも十分配慮して浸透施設の検討を行うことが必要である。

1・4 流出抑制方式の検討

流出抑制対策は、開発事業区域の規模、地形及び土地利用計画、放流先河川等の状況等を考慮して、確実に流出抑制効果が期待できるものを設置するものとする。

さらに、前記の条件に加えて、環境に対する影響、施工性、維持管理等を総合的に勘案の上、貯留型施設及び浸透型施設を単独又は組み合わせて最も効果的なものを選定する。

1・5 用語の定義

本指針で用いる用語を、それぞれ次のように定義する。

(1) 流出抑制施設

従来の流域が有していた保水遊水機能を適正に保つことによって、宅地開発に伴い増加する流出量を抑制し、下流河川等に対する洪水負担の軽減を目的として設置する施設をいい、浸透型施設と貯留型施設に分類される。

浸透型施設には、浸透施設と浸透井戸があり、貯留型施設には、オンサイト貯留施設とオフサイト貯留施設がある。

(2) 浸透施設

雨水を地表又は地表浅所より不飽和の地層を通して分散・浸透させる方法（拡水法）によりピーク流出量の低減と総流出量の抑制を図るための施設をいう。

浸透施設には、浸透ます、浸透トレンチ、トラフ＆トレンチ、浸透側溝、透水性舗装等がある。

(3) 浸透井戸

地中の浸透層に達する井戸により、雨水を直接的に注入する施設をいう。

(4) オンサイト貯留施設

雨水の移動を最小限に抑え、雨が降った場所（現地）で貯留するもので、柱棟間、駐車場、公園、運動場等における空間地に、施設本来の機能を損なうことがないよう低水深で雨水の一時的滞留を図り、雨水の流出を抑制する施設をいう。

(5) オフサイト貯留施設

雨水流出の調節を第一義として設置するもので、オンサイト貯留施設が土地利用計画との対応により開

発事業区域内に分散配置されるのに対し、オフサイト貯留施設は比較的大きな用地を集約的に確保し、これに貯留することによって雨水流出を抑制するもので、河川管理施設、下水道施設等として恒久的に管理される施設である調節池と、下流河川改修に代わる暫定的施設である調整池がある。

（6）貯留浸透施設

浸透池や碎石空隙貯留施設のように、雨水貯留機能に加えて設置場所の地盤の浸透機能を有する施設をいう。

第二章 基礎調査

2・1 一般事項

基礎調査は、流出抑制施設の設置計画及び構造設計に必要な資料調査、流出抑制の目標の設定及び現地浸透試験等の浸透能力調査について行うものとする。

2・2 資料調査

流出抑制施設の計画・設計に当たっては、当該開発事業区域の土地利用計画、造成計画及び下水道計画に加え、必要に応じて地形、地質、地下水位、放流先河川等の現況及び改修計画並びに降雨等の基礎資料を調査するものとする。

2・3 流出抑制の目標

流出抑制施設の計画上目標とする水理・水文条件は原則として次のとおりとする。

- ① 流出抑制対策の目標とする計画規模
- ② 開発事業区域からの許容放流量

これらについては、資料調査、現地調査等により開発事業ごとに設定するが、地方公共団体に技術指針等の規定がある場合は、それによることができるものとする。

なお、小規模開発における流出抑制の目標値としては、許容放流量以外の適切な値を設定してもよい。

2・4 浸透能力調査

流出抑制を目的として浸透施設を導入する場合は、表層地盤の浸透能力の把握が必要である。

浸透能力の把握は、地質、地下水位等の資料調査及び現地浸透試験を主体とする現地調査によって以下のように行う。

- (1) 浸透施設の設置可能範囲の検討は、開発事業区域の表層地盤の地質、地下水位等の資料調査等により行い、対象浸透層を把握する。
 - (2) 対象浸透層の浸透能力は、原則として現地浸透試験によって把握する。
 - (3) 現地浸透試験及び地盤調査結果をもとに浸透能力マップを作成する。
 - (4) 浸透施設の構造形式別に、目詰まり及び地下水位による影響等に配慮して単位設計浸透量を設定する。
- なお、浸透不適地及び浸透可能区域を示す簡易な浸透能力マップについては、流域の状況、開発計画の動向等に応じて、あらかじめ各地方公共団体ごとに作成しておくことが望ましい。

2・4・1 浸透施設の設置可能範囲

開発事業区域の地形、地質、地下水位等から地盤の浸透可能範囲を検討するとともに、宅地としての安全性の観点から斜面等の地形について調査し、浸透施設の設置可能範囲を設定する。

2・4・2 地盤調査

既存の調査資料の不足を補い、現地浸透試験地点の土質・地質の詳細、地下水位の所在、土壤物性等の地盤特性の把握を目的として、ボーリング調査、土質試験等の地盤調査を実施する

2・4・3 現地浸透試験

浸透施設の計画に当たって、対象浸透層の浸透能力の定量的評価を行うために、原則として現地浸透試験を行うものとする。

2・4・4 浸透能力の評価

地盤調査及び現地浸透試験の結果をもとに、浸透可能範囲における地形区分面ごとの浸透能力の評価を行うとともに、浸透能力マップ等に取りまとめる。

浸透能力の評価手法は、次のいずれかによるものとする。

- ① 飽和透水係数による方法
- ② 終期浸透量と静水圧との相関関係による方法（静水圧法）

2・4・5 単位設計浸透量の設定

浸透施設の単位設計浸透量は、現地浸透試験による浸透能力の評価をもとに、設置する浸透施設の構造及び設計水頭における基準浸透量を求め、これに各種の侵透に対する影響係数を乗じて次式により算定する。

$$Q = C \times Q_f$$

ここに、

Q : 浸透施設の単位設計浸透量 (m^3/hr)

C : 各種影響係数

Q_f : 浸透施設の基準浸透量 (m^3/hr)

第三章 浸透施設等の設置

3・1 一般事項

流出抑制施設の設置計画に当たっては、開発事業区域の面積、地形、地質、地下水位、土地利用、造成計画等の諸条件について、総合的に検討することが必要である。

3・2 土地利用別浸透施設の設置

浸透施設の設置に当たっては、設置場所の土地利用計画と調整を図り、居住者及び利用者の安全、浸透機能の維持及び管理が確実に担保される施設の構造形式及び配置を検討するものとする。

3・2・1 集合住宅地用地

集合住宅地内の土地利用計画に応じて、各種の浸透施設及び貯留型施設を単独又は有機的に組み合わせて、効果的に流出抑制が行えるよう配置計画を立案することが望ましい。

3・2・2 戸建て住宅地用地

一般の戸建て住宅地内では、各戸ごとに敷地内に降った雨を浸透施設に導入し、特段の維持管理行為を要しない構造形式を採用することが望ましい。

3・2・3 公共公益施設用地

校庭、公園、広場等の面的に広い公共公益施設用地に浸透施設を導入する場合は、貯留型の施設と併用することが望ましい。

3・2・4 道路用地

開発事業区域内の道路においては、必要に応じて浸透施設を設置して、流出抑制を図ることが望ましい。

3・2・5 設計浸透量の算定

設計浸透量は、浸透処理区域ごとに設置した各浸透施設の単位設計浸透量にその設置数量を乗じて、これらを合計することにより算定するものとする。

また、設計浸透強度は、設計浸透量を集水面積で割ることにより算定する。

3・3 オンサイト貯留施設の設置

オンサイト貯留施設は、本来の利用目的を有する開発事業区域内の土地に、小堤式・小堀込式等の貯留施設を

面的に分散して設置するため、土地利用計画に配慮し貯留時においても居住者及び利用者の安全が確保でき、機能の継続性と良好な維持管理が確保できる場所であるとともに、降雨の集水、貯留及び排水が効果的に行えるよう、適切な貯留可能容量を設定しなければならない。

3・4 オフサイト貯留施設の設置

オフサイト貯留施設は、一般に、丘陵地においてはダム式となり、平坦地においては掘込式となる。

ダム式調整池は自然の谷部を利用して設けられるが、湛水深が深く、貯留されるエネルギーも高くなることから、高い治水安全度が要求される。

掘込式調整池は、放流先河川等の高さから制約を受ける場合が多く、地下水位の高い地域では、さらに制約を受けることになるので、貯留容量の設定に当たっては十分注意しなければならない。

3・5 浸透施設等の設置における雨水利用の併用

浸透施設の設置に当たっては、浸透施設の維持管理の省力化を図ることを目的として施設の機能を維持するための前処理装置として貯留型施設を併用することが望ましいが、この場合、貯留型施設に貯留した雨水は、防災用水、平常時の環境用水、雑用水等として利用することが可能である。

第四章 水文設計

4・1 一般事項

流出抑制施設の水文設計は、流域の状況及び浸透施設等の設置計画の状況に応じた適切な流出モデルを設定し、計画降雨に対して目標とする流出抑制効果について、浸透機能の確保に十分留意しつつ評価するとともに、流出抑制施設の構造設計に係わる条件を設定するものとする。

4・2 計画降雨

流出抑制施設の計画規模及び流出抑制効果の検討に用いる計画降雨は、確率降雨強度曲線（降雨強度～降雨継続時間曲線）によって求めることを原則とする。

また、計画降雨波形は、原則として中央集中型又は後方集中型降雨波形を用いるものとし、降雨継続時間は二四時間を標準とする。

4・3 洪水流量の算定

4・3・1 ピーク流量の算定方法

洪水のピーク流量は、合理式により算定することを原則とする。

4・3・2 洪水到達時間

合理式に用いる洪水到達時間は、等流流速法を主体に、土研式又は角屋の式により算出し、最も妥当なものを利用するものとする。

また、オンサイト貯留施設や浸透施設は一般に集水面積が小さいので、この場合の洪水到達時間の最小値は、一〇分を標準とする。

4・3・3 流出係数

流出係数は、開発前後の流域、植生、土地利用、地形等を勘案して適切な値を設定する。

4・3・4 流出ハイドログラフ

流出抑制施設の水文設計に用いる流出ハイドログラフ（時間～流入量曲線）は、ハイエトグラフ（時間～降雨量曲線）に合理式連続モデルを導入して算定することを原則とする。

4・4 浸透施設の水文設計

4・4・1 大規模開発における浸透施設の水文設計

大規模開発における浸透施設による水文設計は、次の手順によるものとする。

- ① 計画降雨強度曲線の設定と流出ハイドログラフの算定
- ② 許容放流量（Q_c）の設定（2・3節参照）
- ③ 浸透処理区域における浸透施設の流出モデルの設定
- ④ 流出抑制効果の算定（開発事業区域流末での流出量とQ_cとの比較）

4・4・2 小規模開発における浸透施設の水文設計

小規模開発における浸透施設による水文設計は、次の手順によることを標準とするが、必要に応じて大規模開発の手順に準じることもできる。

- ① 流出抑制の目標値の設定（2・3節参照）
- ② 浸透施設設置量、設計浸透量又は設計浸透強度（3・2・5節参照）の設定
- ③ 流出抑制効果の算定（目標値と設計浸透量等との比較）

4・5 オンサイト貯留施設の水文設計

4・5・1 オンサイト貯留施設の貯留容量算定手順

オンサイト貯留施設の計画諸元設定は、次の手順によるものとする。

- ① 貯留可能容量と集水面積の設定
- ② 計画降雨強度曲線の設定と流入ハイドログラフの算定
- ③ 簡易式による放流量の概算（貯留可能容量に対する放流量を求める。）
- ④ 貯留部の水位容量曲線の作成と放流孔の仮定
- ⑤ 厳密計算法による貯留追跡計算（貯留限界水深と降雨終了後の排水時間（二時間程度を標準とする）を満足する放流孔の設定）

4・5・2 オンサイト貯留施設と浸透施設との併用

オンサイト貯留施設と浸透施設を併用して流出抑制を行う場合の計画降雨に対する貯留可能容量と放流量の関係の算定は、簡易式によるものとし、貯留施設設計諸元の設定は、厳密計算法によることを原則とする。

4・5・3 設計堆積土砂量

オンサイト貯留施設での堆積土砂量は、設計上、特に考慮しなくてもよい。

4・6 オフサイト貯留施設の水文設計

4・6・1 オフサイト貯留施設の調節容量算定手順

調整池等のオフサイト貯留施設の洪水調節容量は、宅地開発後における洪水流量を計画降雨規模相当の降雨から求めた開発前のピーク流量の値又は開発事業区域下流河川等の許容放流量の値まで調節するために必要な容量であり、その算定は次の手順によるものとする。

- ① 計画降雨強度曲線の設定
- ② 許容放流量の設定（2・3節参照）
- ③ 集水面積、洪水到達時間、流出係数の設定とハイドログラフの算定
- ④ 簡易式による必要調節容量の概算
- ⑤ 貯留施設の水位容量曲線の作成と放流孔の仮定
- ⑥ 厳密計算法による貯留追跡計算

4・6・2 簡易式による必要調節容量の概算

オフサイト貯留施設の概略の洪水調節容量は、計画降雨強度曲線を用いて求める次式のV_iの値を最大とする容量をもって、その必要調節容量とすることができます。

$$V_i = (r_i - 1 / 2 r_o) \cdot 60 \cdot t_i \cdot f A \cdot 1 / 360$$

ここに、

V_i : 必要調節容量 (m³)

r_i : 任意の降雨継続時間に対する計画降雨強度曲線上の降雨強度 (mm/hr)

計画降雨強度曲線： $r_i = a/t_i^n + b$

r_i ：許容放流量に相当する降雨強度 (mm/hr) ($r_i = 360 \cdot Q_c / f A$)
 t_i ：降雨継続時間 (分)
 f ：流出係数
 A ：集水面積 (ha)
 n 、 a 、 b ：計画降雨強度曲線の定数

4・6・3 厳密計算法による貯留追跡計算

貯留施設における厳密計算法による貯留追跡計算は、流入量と放流量の差を貯留するとした連続の式によって行うものとする。

4・6・4 オフサイト貯留施設と浸透施設の併用

オフサイト貯留施設と浸透施設を併用して流出抑制を行う場合のオフサイト貯留施設の調節容量の設定は、次のように行うものとする。

- (1) 開発事業区域を浸透処理区域と直接流出域に区分し、計画降雨による流入ハイドログラフを算定する。
- (2) 浸透処理区域からの流出量は、浸透施設による浸透量を差し引いた流量を算定する。
- (3) 浸透処理区域と直接流出域からの流出量を合成し、これをオフサイト貯留施設への流入量とする。
- (4) 簡易式による必要調節容量の概算
- (5) オフサイト貯留施設の水位容量曲線とオリフィスを設定し、厳密計算法による貯留追跡計算を行い必要調節容量を算定する。

4・6・5 設計堆積土砂量

オフサイト貯留施設の設計堆積土砂量は、次の各項により決定する。

- (1) 土地造成中の土砂流出量は、その流域面積、流況、地形及び地質の状況、土地造成の施工計画等により一様ではないが、流入造成面積一ヘクタール当たり一五〇m³/年を標準とし、他の類似地区における実績を勘案して決定する。
- (2) 土地造成完了後の土砂流出量は、流入造成面積一ヘクタール当たり一・五m³/年を標準とする。
- (3) 堆積土砂量算定における設計堆積年数は、土地造成の施工年数、施設の設置期間及び維持管理の方法により決定するが、一年を下回らないものとする。

4・7 開発事業区域全体の流出抑制効果の評価

浸透施設並びにオンサイト及びオフサイト貯留施設の各種タイプの流出抑制施設が設置されることによる流出抑制効果の評価は、前節までの各施設の簡易計算法及び厳密計算法により行うが、開発事業区域全体の流出抑制効果の評価は、次の各号に示す手順により行うものとする。

ここに示す検討は、主に大規模開発において適用することを想定したものであるが、小規模開発においても準用することが望ましい。

(1) 流域の区分

開発事業区域を浸透施設及びオンサイト貯留施設により集水される貯留・浸透処理区域と直接流出区域に区分する。

(2) 貯留・浸透処理区域の流出ハイドログラフの計算

貯留・浸透処理区域の計画降雨によるハイドログラフを算定し、浸透施設及びオンサイト貯留施設による流出抑制効果の計算を行い、オフサイト貯留施設又は下流河川等への流出ハイドログラフを算出する。

(3) 直接流出域からの流出ハイドログラフの計算

直接流出域からの計画降雨による流出ハイドログラフを計算する。

(4) 流出抑制効果の評価

(2) による貯留・浸透処理区域及び(3) による直接流出域からの流出ハイドログラフを合成し、その最大流量Q_oが、許容放流量Q_cの値以下であれば、オフサイト貯留施設なしで流出抑制施設の整備を行うこととする。Q_oがQ_cを超える場合は、オフサイト貯留施設を地区の流末に設置することを検討する。

（5）オフサイト貯留施設の検討

（4）による合成ハイドログラフをオフサイト貯留施設への流入ハイドログラフとして厳密計算法による洪水調節計算を行い、許容放流量以下に調節し得るオフサイト貯留施設の調節容量及び放流施設の規模を設定する。

第五章 構造設計

5・1 一般事項

流出抑制施設の構造設計に当たっては、設置場所の地形、地質、土地利用、安全性、維持管理等を総合的に検討することが必要である。

5・2 浸透施設の構造設計

浸透施設の構造は、浸透機能が効果的に発揮できるものとする。また、その機能を長期にわたり維持するため、土砂等の流入による目詰まり及び堆積に対し十分に配慮するものとする。

5・2・1 浸透ます

浸透ますは、設置場所の土地利用、他の浸透施設との組み合わせ等に応じて、点検と維持管理の容易な構造形式を選定するものとする。

5・2・2 浸透トレンチ

浸透トレンチは、浸透施設のうち浸透ますと並んで最も代表的な施設であり、主として建物周り、公園緑地、学校、広場、道路等において、浸透ますと組み合わせて設置するものとする。

5・2・3 トラフ＆トレンチ

トラフ＆トレンチは、窪地の下に浸透トレンチを組み合わせた構造とし、トレンチの上部は透水性の高い土で埋戻し、窪地の表面には芝張り等の植栽により埋戻し土の団粒化を図り浸透機能の継続性を確保するものとする。

5・2・4 浸透側溝

浸透側溝は、側溝の側面及び底面に透水性又は有孔コンクリート材料を用いて集水した水を地中に浸透させるもので、設置に当たっては浸透機能の継続性に配慮し、土砂等の目詰まり物質の流入がない場所に限るものとする。

5・2・5 透水性舗装

透水性舗装の構造設計は、原則として次の各項によるものとする。

（1）透水性舗装は、歩道、交通量の少ないアプローチ道路、駐車場等に用いる。

（2）舗装材料及び構造は、「透水性舗装ハンドブック」（日本道路建設業協会編）によるものとする。

5・2・6 透水性ブロック舗装

透水性ブロック舗装は、公園、グラウンドの歩道、駐車場等に用いるものとし、透水性の空隙を有するブロック若しくは目地を通して雨水を浸透させる構造又はコンクリートブロックの枠に透水性のよい土を充填しここから雨水を浸透させる構造とする。

5・3 碎石空隙貯留施設の構造設計

5・3・1 施設の構造

碎石空隙貯留施設の構造設計に当たっては、地形、地質、土地利用、安全性、貯留水の有効利用、維持管理等を総合的に勘案し、貯留機能や浸透機能が有効に発揮できる構造とする。

なお、貯留水の有効利用を図る場合においても、流出抑制機能を損なわない構造とする。

5・3・2 材料

碎石空隙貯留施設に用いる材料は、原則として次の各項によるものとする。

- (1) 充填材は、十分な強度を有し、効果的な貯留ができるものとし、条件を満足すれば現地発生材も使用できる。
- (2) 透水シートは、覆土の流入を防止できるものとする。

5・4 オンサイト貯留施設の構造設計

5・4・1 構造設計

オンサイト貯留施設の構造設計に当たっては、地形、地質、土地利用、安全性、維持管理等を総合的に勘案し、流出抑制機能が効果的に発揮できる構造とする。

5・4・2 構造の安定

オンサイト貯留施設の構造形式は、設置場所の状況により種々の形式となるので、その採用する構造に応じて予想される荷重に対し必要な強度を有するとともに、十分な安全性を確保しなければならない。

5・4・3 周囲小堤

オンサイト貯留施設の貯留部の構造は、小堤式又は浅い掘込式とする。

5・4・4 放流施設等

オンサイト貯留施設の放流施設等は、計画放流量を安全に処理できるものとし、次の各号の条件を満たす構造とする。

- (1) 流入部は、土砂、塵埃等が直接流出しない配置・構造とし、放流孔が閉塞しないように配慮しなければならない。
- (2) 放流施設には、出水時において人為操作を伴うゲート、バルブ等を設けてはならない。
- (3) 放流管は、計画放流量に対して、放流孔を除き自由水面を有する流水となる構造とする。
- (4) オンサイト貯留施設には、底面芝地への冠水頻度を減らし、排水を速やかにするために、側溝等の排水設備を設けるものとする。

5・4・5 余水吐と天端高

オンサイト貯留施設の周囲小堤が盛土等による貯留構造となる場合は、設計降雨時の安全性を配慮して余水吐を設けるものとする。

余水吐は、自由越流式とし、土地利用及び周辺の地形を考慮し、安全な構造となるよう設定する。

天端高は、原則として、計画貯留水深に余水吐の越流水深を加えた高さ以上とする。

5・4・6 底面処理

オンサイト貯留施設の底面は、降雨終了後の排水を速やかに行うために、その土地利用機能に応じて適切な底面処理を施すものとする。

5・4・7 管理上設計段階で考慮すべき設備等

オンサイト貯留施設の設計に当たっては、特に、生活空間と密着した位置に設置される場合、施設の構造形式に応じ、安全管理及び環境保全上必要な設備を設計段階から考慮しておくものとする。

5・5 オフサイト貯留施設の構造設計

オフサイト貯留施設の構造形式は、ダム式、掘込式、越流堤式及び地下式に大別される。

これらの構造設計に当たっては、地形、地質、堤体材料、土地利用、安全性、維持管理等を総合的に勘案し、施設の特性に応じた適切な構造とする。

オフサイト貯留施設は、その採用する構造に応じて想定される荷重に対し、必要な強度と水密性を有するとともに、十分な安全性を確保しなければならない。

第六章 施工管理

6・1 一般事項

施工管理は、設計どおりの出来型、品質等を確保し、定められた工期内に安全かつ円滑に施工が行われるよう実施するものとする。

6・2 浸透施設の施工管理

6・2・1 浸透ます、浸透トレント等

浸透ます、浸透トレント等の施工に当たっては、次の各項によるものとする。

- (1) 施工時に地盤の浸透機能を低下させないことが重要であるため、浸透面を締固めないものとし、掘削後は床付けを行わず、直ちに敷砂を行い充填材を投入する。
- (2) 充填材の投入に当たっては、施設内に土砂が混入しないように注意する。また、浸透面に透水シートを被覆する等の土砂流入防止策をとる。
- (3) 工事中の排水については、原則として、浸透施設を使用しない。
- (4) 工事完了後、開発事業区域の規模及び浸透施設の種類・設置数に応じ、必要な箇所において、浸透能力確認のための浸透試験を行う（試験方法は、現地浸透試験の実物試験と同様とする。）。

6・2・2 透水性舗装

透水性舗装の施工に当たっては、路床、フィルター層、路盤及び表層の各層における透水性を妨げないように作業を進めることが必要である。

6・3 碎石空隙貯留施設の施工管理

碎石空隙貯留施設の施工に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 施工においては、浸透面を締固めないものとする。また、掘削後は床付けを行わず、直ちに敷砂を行い充填材を投入する。
- (2) 充填材の投入に当たっては、施設内に土砂が混入しないように注意する。
- (3) 工事中の排水については、原則として、当該施設を使用しない。
- (4) 充填材の締固めは、その上部の土地利用に悪影響を及ぼさないよう入念に行う。

6・4 オンサイト貯留施設の施工管理

オンサイト貯留施設の施工に当たっては、施設の構造形式に応じ、適切な施工管理のもとに、所定の品質で出来型が得られ、工事が安全に施工でき、所定の工期内に実施されるようにしなければならない。

6・5 オフサイト貯留施設の施工管理

オフサイト貯留施設の施工に当たっては、施設の構造形式に応じ、適切な施工管理のもとに、所定の品質で出来型が得られ、工事が安全に施工でき、所定の工期内に実施されるようにしなければならない。

第七章 維持管理

7・1 一般事項

流出抑制施設の維持管理は、施設の機能を維持し、安全、衛生、環境等を保全するため、設置場所の土地利用、地形、地被、施設の構造形式等に応じて、適切に行うものとする。

7・2 維持管理の内容

流出抑制施設の維持管理は、点検作業及び清掃、修繕工事等からなる。

点検作業は、定期的に行う定期点検、洪水時・地震時に行う緊急点検及び浸透施設の機能点検に分けられる。点検作業の結果、機能低下、土砂の堆積等が認められる場合は、必要に応じて清掃、修繕工事等を行うものとする。

7・3 流出抑制施設の台帳

流出抑制施設を適正に維持管理するために、開発事業者は、施設の配置、構造、機能等を記載した施設に関する資料を台帳として整備し、適正な管理に備えることが必要である。

7・4 浸透施設の維持管理

7・4・1 維持管理の内容

浸透施設の維持管理においては、土砂、ゴミ等の流入による目詰まりを生じないよう点検を行い、適切な時期に堆積物の清掃及び土砂搬出を行うことが必要である。

また、代表的な施設を対象として、一定の周期で簡易な浸透試験を行い、浸透機能を点検するとともに、必要に応じて機能回復作業を行う。

7・4・2 浸透施設の点検の方法

定期点検及び緊急点検における点検の方法は、臨場による目視、計測等のほか、これらを代替するデジタル技術を活用した手法によるものとする。

また、機能点検の方法は、簡易な浸透試験によるものとする。

7・4・3 浸透施設の目詰まり防止上の留意点

浸透施設の維持管理に当たっては、施設の構造形式の特性に配慮し、機能低下の原因となる要素を除去するよう管理作業に努めるものとする。

7・4・4 清掃、土砂搬出等の機能保全のための作業

点検作業の結果、ゴミ、土砂等の堆積等により浸透機能への影響が予想される場合には、必要に応じて清掃、土砂搬出等の機能保全のための措置を講ずる。

7・5 オンサイト貯留施設の維持管理

オンサイト貯留施設の維持管理は、「流域貯留施設等技術指針（案）」によるものとする。

7・6 オフサイト貯留施設の維持管理

オフサイト貯留施設の維持管理は、調整池においては「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」により、調節池においては「防災調節池技術基準（案）」によるものとする。

7・7 維持管理記録の保管

維持管理記録については、資料を整理の上取りまとめて保管し、以後の維持管理の基礎とする。

7・8 維持管理体制

流出抑制施設の機能を継続的に確保するため、良好な維持管理が担保されるよう、関係者間の管理協定の締結等必要な措置を講ずるとともに、維持管理体制を整備することが必要である。

資3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式

施行規則様式一覧

- 様式第一 裁決申請書
- 様式第二 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書
- 様式第三 資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）
- 様式第四 土石の堆積に関する工事の許可申請書
- 様式第五 資金計画書（土石の堆積に関する工事）
- 様式第六 許可証
- 様式第七 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書
- 様式第八 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書
- 様式第九 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書
- 様式第十 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証
- 様式第十一 土石の堆積に関する工事の確認申請書
- 様式第十二 土石の堆積に関する工事の確認済証
- 様式第十三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書
- 様式第十四 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証
- 様式第十五 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書
- 様式第十六 土石の堆積に関する工事の届出書
- 様式第十七 擾壁等に関する工事の届出書
- 様式第十八 公共施設用地の転用の届出書
- 様式第十九 特定盛土等に関する工事の届出書
- 様式第二十 土石の堆積に関する工事の届出書
- 様式第二十一 特定盛土等に関する工事の変更届出書
- 様式第二十二 土石の堆積に関する工事の変更届出書
- 様式第二十三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識
- 様式第二十四 土石の堆積に関する工事の標識

様式第一

<p style="text-align: center;">裁　決　申　請　書</p> <p style="text-align: right;">裁決申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">相　手　方 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">宅地造成及び特定盛土等規制法第8条第1項の規定による損失の補償について協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p style="text-align: center;">1 損失の事実 2 損失の補償の見積り及びその内訳 3 協議の経過</p> <p style="text-align: center;">年　　月　　日</p> <p style="text-align: right;">裁決申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">様</p>
<p style="text-align: center;">〔注意〕</p> <p style="text-align: center;">1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。 4 裁決申請者又は相手方が法人であるときは、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p>

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第1項〕〔第30条第1項〕の規定により、許可を申請します。		※手数料欄			
年　月　日 様 申請者　氏名					
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()				
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
			センチ	メートル
			メートル	
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年　月　日			
ヲ 工事完了予定年月日	年　月　日			
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄	
年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	
第　号				第　号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕				
1 ※印のある欄は記入しないでください。				
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。				
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。				
4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。				
5 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。				
6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。				
7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。				
8 9欄は、渓流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。				
9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

科目		金額 (単位 千円)
収入	自己資金	
	借入金	
	○○○	
	処分収入	
	○○○	
	補助負担金	
	○○○	
	○○○	
	計	
	用地費	
支出	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	○○○	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	○○○	
計		

2 年度別資金計画書

年度 科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 借入償還金 ○○○ 計					
収 入	自己資金 借入金 ○○○ 処分収入 ○○○ 補助負担金 ○○○ ○○○ 計					
	借入金の借入先					

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第12条第1項〕 〔第30条第1項〕の規定により、許可を 申請します。		※手数料欄
年　月　日 様 申請者　氏名		
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2 設計者住所氏名		
3 工事施工者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
工事の概要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号
チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		

リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置			
ヌ 工事中の危害防 止 の た め の 措 置			
ル そ の 他 の 措 置			
ヲ 工事着手予定年月日	年　月　日		
ワ 工事完了予定年月日	年　月　日		
カ 工程の概要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年　月　日			年　月　日
第　号			第　号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕			
1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施工者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

科目		金額 (単位 千円)
収入	自己資金	
	借入金	
	○○○	
	処分収入	
	○○○	
	補助負担金	
支出	○○○	
	○○○	
	計	
支出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	○○○	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	○○○	
計		

2 年度別資金計画書

年度 科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	○○○					
	借入償還金					
	○○○					
	計					
収入	自己資金					
	借入金					
	○○○					
	処分収入					
	○○○					
	補助負担金					
	○○○					
	○○○					
	計					
借入金の借入先						

様式第六

許可証	第 号
	年 月 日
都道府県知事	
指定都市の長	
中核市の長	
宅地造成及び特定盛土等規制法 含む。) の規定により、下記の条件を付して許可する。	
1 工事をする土地の所在地及び 地番	
2 工事主住所 氏名	
3 許可番号 第号	
4 許可対象行為 宅地造成・特定盛土等・土石の堆積	
5 許可期間 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日	
6 条件	

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第1項 第35条第1項の規定により、変更の 許可を申請します。		※手数料欄
年 月 日 様		申請者 氏名
1 工事主住所 氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2 設計者住所 氏名		
3 工事施行者住所 氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事着手前の土地利用状況		
7 工事完了後の土地利用		
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無	
10 事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル
工事の概要	ハ 盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル
	ニ 摳 壁	番号 構造 高さ 延長 メートル メートル
ホ 崖面崩壊防止施設		
		番号 種類 高さ 延長 メートル メートル

様式第八

ハ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
			センチ	メートル
			メートル	
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
12 変 更 の 理 由				
13 許 可 番 号	第 号			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄	
年 月 日			年 月 日	メートル
第 号			第 号	
係員氏名	係員氏名			

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第16条第1項〕〔第35条第1項〕の規定により、変更の許可を申請します。		※手数料欄 申請者 氏名
年 月 日 様		
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2 設計者住所氏名		
3 工事施行者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土 地 の 面 積	平方メートル	
6 工 事 の 目 的		
イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
7 工事の概要		
ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
ト 空地の設置	番 号	空地の幅 メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		

リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
カ 工程の概要			
8 その他必要な事項			
9 変更の理由			
10 許可番号	第 号		
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第九

※受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 1 項 } { 第 36 条第 1 項 } の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証	
第 号	
年 月 日	
都道府県知事 指定都市の長 中核市の長	
下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法 〔 第 31 条第 1 項 〕 の規定に適合していることを証明する。	
1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	熊本市丸々番地 第2工区：●●m ² 第3工区：△m ² /全5工区中
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 查 年 月 日	年 月 日
6 檢 查 員 職 氏 名	

様式第十一

※受付欄
年月日
第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書
年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第17条第4項〕の規定による確認を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二

土石の堆積に関する工事の確認済証			第 号
年	月	日	
都道府県知事 指定都市の長 中核市の長			
下記の土石の堆積に関する工事について、 第17条第4項 第36条第4項の規定による確認の結果、堆 積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。			
1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事をした土地の所在地及び地番			
4 工事主住所氏名			
5 工事完了検査年月日	年 月 日		
6 確認員職氏名			

様式第十三

※受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名宅地造成及び特定盛土等規制法 第18条第1項
第37条第1項の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定期	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証		第 号
年 月 日		
都道府県知事 指定都市の長 中核市の長		
下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法 ^{〔第13条第1項〕} _{〔第31条第1項〕} の規定に適合していることを証明する。		
1 許可番号	第 号	
2 許可年月日	年 月 日	
3 工事をしている土地の所在地及び地番		
4 工事主住所氏名		
5 中間検査年月日	年 月 日	
6 中間検査の対象	検査実施回	第 回
	特定工程	
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日
7 検査員職氏名		

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法^{〔第21条第1項〕}_{〔第40条第1項〕}の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事実行者住所氏名		
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
3 工事をしている土地の面積	平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	メートル	
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
	切土	立方メートル
8 工事着手年月日	年 月 日	
9 工事完了予定期限年月日	年 月 日	
10 工事の進捗状況		

〔注意〕

- 工事主又は1欄の工事実行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年　　月　　日

様

工事主 住所
氏名

〔第21条第1項〕
〔第40条第1項〕
宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名			
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)		
3 工事をしている土地の面積	平方メートル		
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
7 工事着手年月日	年	月	日
8 工事完了予定年月日	年	月	日
9 工事の進捗状況			

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年　　月　　日

様

届出者 住所
氏名

〔第21条第3項〕
〔第40条第3項〕
宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在地及び地番			
2 行おうとする工事の種類及び内容			
3 工事着手予定年月日	年	月	日
4 工事完了予定年月日	年	月	日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年　　月　　日

様

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第21条第4項〕
〔第40条第4項〕の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年　　月　　日

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年　　月　　日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2 設計者住所氏名		
3 工事施工者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事着手前の土地利用状況		
7 工事完了後の土地利用		
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無	
10 イ 盛土又は切土の高さ	メートル	
工 口 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
事 ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
の 切 土		立方メートル
概 番 号	構 造	高 さ メートル
要 壁		延 長 メートル
ニ 擁		

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

木 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ メートル	延 長 メートル
へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法 センチメートル	延 長 メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工事着手予定年月日	年	月	日	
ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項				

〔注意〕

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください。（複数選択可）。
- 6 9欄は、渓流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)	()												
2 設 計 者 住 所 氏 名													
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名													
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)												
5 土 地 の 面 積	平方メートル												
6 工 事 の 目 的													
7 工 事 の 概 要	<table border="1"> <tr> <td>イ 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 高 さ</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td>ロ 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面 積</td> <td>平方メートル</td> </tr> <tr> <td>ハ 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量</td> <td>立方メートル</td> </tr> <tr> <td>ニ 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 最 大 勾 配</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ 勾 配 が 十 分 の 一 を 超 え る 土 地 に お け る 堆 積 し た 土 石 の 崩 壊 を 防 止 す る た め の 措 置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘ 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 に お け る 地 盤 の 改 良 そ の 他 の 必 要 な 措 置</td> <td></td> </tr> </table>	イ 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 高 さ	メートル	ロ 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル	ハ 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量	立方メートル	ニ 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 最 大 勾 配		ホ 勾 配 が 十 分 の 一 を 超 え る 土 地 に お け る 堆 積 し た 土 石 の 崩 壊 を 防 止 す る た め の 措 置		ヘ 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 に お け る 地 盤 の 改 良 そ の 他 の 必 要 な 措 置	
イ 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 高 さ	メートル												
ロ 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル												
ハ 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量	立方メートル												
ニ 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 最 大 勾 配													
ホ 勾 配 が 十 分 の 一 を 超 え る 土 地 に お け る 堆 積 し た 土 石 の 崩 壊 を 防 止 す る た め の 措 置													
ヘ 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 に お け る 地 盤 の 改 良 そ の 他 の 必 要 な 措 置													

ト 空 地 の 設 置	番 号	空地の幅 メートル	
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル そ の 他 の 措 置			
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日
ワ 工事完了予定年月日	年	月	日
カ 工 程 の 概 要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項			

〔注意〕

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1 工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)	()		
2 設 計 者 住 所 氏 名			
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 、 経度： 度 分 秒)		
5 土 地 の 面 積	平方メートル		
6 工事着手前の土地利用状況			
7 工事完了後の土地利用			
8 盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
9 土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無		
10 イ 盛土又は切土の高さ	メートル		
工 口 盛土又は切土をする 事 土 地 の 面 積	平方メートル		
の ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立 方 メ ト 尔	
概 切 土		立 方 メ ト 尔	
要 ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ メ ト 尔
			延 長 メ ト 尔

様式第二十二

木 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さメートル	延長メートル
へ 排 水 施 設	番号	種類	内法寸法 センチメートル	延長メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日		年 月 日		
ヲ 工事完了予定年月日		年 月 日		
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				
12 変更の理由				

〔注意〕

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 6 9欄は、渓流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2 設計者住所氏名	
3 工事施行者住所氏名	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5 土地の面積	平方メートル
6 工事の目的	
イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
7 工事の概要	
ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	

ト 空 地 の 設 置	番 号	空地の幅 メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ 工事中の危害防止のための措置		
ル そ の 他 の 措 置		
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日	
カ 工 程 の 概 要		
8 そ の 他 必 要 な 事 項		
9 変 更 の 理 由		

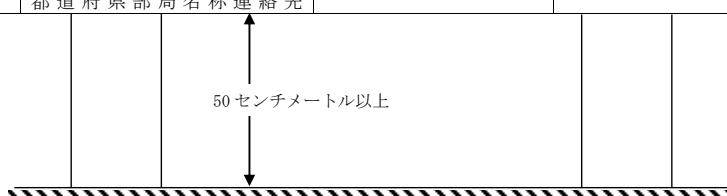
〔注意〕

- 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 1欄から7欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上		
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} 特定盛土等に関する工事の届出 濟標識		
1 工 事 主 の 住 所 氏 名		見 取 図 70センチメートル以上
2 許 可 番 号	第 号	
3 許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日	
4 工 事 施 行 者 の 氏 名		
5 現 場 管 理 者 の 氏 名		
6 盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル	
7 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8 盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル	
9 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
10 工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	
11 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12 許 可 又 は 届 出 担 当 の 都 道 府 県 部 局 名 称 連絡先		



〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			見取図
1	工事主の住所氏名		
2	許可番号	第号	
3	許可又は届出年月日	年月日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定期限年月日	年月日	
10	工事完了予定期限年月日	年月日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

50センチメートル以上

〔注意〕

- 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

資4 熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則及び様式

令和7年熊本県規則第21号

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和42年熊本県規則第16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(身分証明書等の様式)

第3条 法第7条第1項(法第24条第2項又は法第43条第2項の規定において準用する場合を含む。)及び法第7条第2項に規定する身分を示す証明書並びに同項に規定する試掘等の許可証の様式は、それぞれ別記第1号様式及び別記第2号様式とする。

(許可申請書の添付書類)

第4条 省令第7条第1項第10号及び同条第2項第8号の同意を得たことを証する書類は、宅地造成等区域内権利者一覧(別記第3号様式)、宅地造成等同意書(別記第4号様式)及び同意者の印鑑に関する証明書(市町村長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長)が作成するものをいう。)とする。

2 省令第7条第1項第11号及び同条第2項第9号の措置を講じたことを証する書類は、住民への周知報告書(別記第5号様式)とする。

3 省令第7条第1項第12号及び省令第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事(第2号、第3号及び第9号において「工事」という。)をしようとする土地の登記事項証明書
- (2) 工事をしようとする土地の地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。第22条第2項第3号において同じ。)の写し
- (3) 工事をしようとする土地及び盛土又は切土をする土地の求積図
- (4) 盛土又は切土をする土量計算書
- (5) 排水施設を設置するときは、排水施設の構造図及び流量計算書
- (6) 工事主の資力及び信用に関する申告書(別記第6号様式)
- (7) 工事実行者の能力に関する申告書(別記第7号様式)
- (8) 政令第21条各号に掲げる措置を行うときは、設計者の資格に関する申告書(別記第8号様式)
- (9) 工事の工程計画表
- (10) 政令第17条の擁壁を設置するときは、国土交通大臣による認定書の写し
- (11) その他知事が必要と認める書類

4 省令第7条第2項第10号及び省令第63条第2項第2号の規則で定める書類は、前項各号(第5号(流量計算書に限る。)及び第8号を除く。)に掲げる書類とする。この場合において、同項第1号中「宅地造成又は特定盛土等」とあり、並びに同項第3号及び第4号中「盛土又は切土」とあるのは、「土石の堆積」と読み替えるものとする。

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第5条 省令第8条第1項第9号及び同項第10号に規定する別に定める値は、1メートルとする。

(技術的基準の特例)

第6条 政令第20条第1項(政令第30条第1項の規定において準用する場合を含む。)に規定する擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置に代えてとることのできる他の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 石積み
- (2) 積み苗
- (3) その他知事が適当と認めたもの

(不許可の通知)

第7条 法第14条第2項(法第16条第3項の規定において準用する場合を含む。)又は法第33条第2項(法第35条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定による通知は、不許可通知書(別記第9号様式)によるものとする。

(協議の様式等)

第8条 法第15条第1項又は法第34条第1項の規定による協議は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあっては宅地造成又は特定盛土等に関する工事協議書(別記第10号様式)により、土石の堆積に関する工事にあっては土石の堆積に関する工事協議書(別記第11号様式)によるものとする。

2 前項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事協議書には、省令第7条第1項各号(第7号から第11号までを除く。)及び第4条第3項各号(第6号を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第1項の土石の堆積に関する工事協議書には、省令第7条第2項各号(第5号から第9号までを除く。)並びに第4条第3項各号(第5号(流量計算書に限る。)、第6号及び第8号を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。

(協議の成立)

第9条 法第15条第1項又は法第34条第1項の規定による協議の成立は、協議結果通知書(別記第12号様式)によるものとする。

(変更協議の様式等)

第10条 法第16条第3項の規定において準用する法第15条第1項の規定又は法第35条第3項の規定において準用する法第34条第1項の規定による変更の協議は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあっては宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更協議書(別記第13号様式)により、土石の堆積に関する工事にあっては土石の堆積に関する工事変更協議書(別記第14号様式)によるものとする。

2 前項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更協議書及び土石の堆積に関する工事変更協議書には、変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

3 前条の規定は、第1項の変更の協議の成立について準用する。

(軽微な変更の届出)

第11条 法第16条第2項又は法第35条第2項の規定による軽微な変更の届出は、軽微な変更届(別記第15号様式)によるものとする。

2 前項の規定は、法第15条第1項(法第16条第3項の規定において準用する場合を含む。)又は法第34条第1項(法第35条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定により成立した協議に係る工事の計画について省令第38条に規定する軽微な変更をしたときについて準用する。

(完了検査申請書等に添付する書類)

第12条 省令第40条又は省令第70条の完了検査申請書には、次の各号に掲げる写真又は書類を添付しなければならない。

- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了したことを明らかにする写真
- (2) 法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告を要しない工事のときは、第14条第2項各号に掲げる写真又は書類

2 省令第43条又は省令第73条の確認申請書には、次の各号に掲げる写真又は書類を添付しなければならない。

- (1) 堆積されていた全ての土石の除却が完了したことを明らかにする写真
- (2) 法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告を要しない工事のときは、第14条第3項各号に掲げる写真又は書類

(中間検査申請書に添付する書類)

第13条 省令第46条又は省令第76条の中間検査申請書には、政令第24条第1項又は政令第32条第2項に規定する工程を終えたことを明らかにする写真又は書類を添付しなければならない。

(定期の報告)

第14条 法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告は、定期報告書(別記第16号様式)によるものとする。

2 前項の定期報告書には、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあっては、省令第48条第1項又は省令第78条第1項の写真のほか、次の各号に掲げる写真又は書類を添付しなければならない。

(1) 地盤、崖面若しくは土地の地表面(崖面であるもの及び政令第15条第2項各号に掲げる地表面であるものを除く。)について講じた措置又は擁壁、崖面崩壊防止施設若しくは排水施設の設置に関する工事の状況を明らかにするもの

(2) 法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可があったものとみなさるもの又は法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可があったものとみなされるものであって、工事の計画を変更したときは、当該変更の内容を明らかにするもの

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の定期報告書には、土石の堆積に関する工事にあっては、省令第48条第2項又は省令第78条第2項の写真のほか、次の各号に掲げる写真又は書類を添付しなければならない。

(1) 土石の堆積の状況を明らかにするもの

(2) その他知事が必要と認める書類

(工事の部分検査等)

第15条 法第12条第1項の規定による許可(法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされるものを含む。)又は法第30条第1項の規定による許可(法第34条第1項の規定により許可があったものとみなされるものを含む。)を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の一部について法第17条第1項又は法第36条第1項に規定する検査を申請することができる。

(1) 宅地造成又は特定盛土等を行う土地について、分割しても災害防止上支障がなく使用に供することができるとして認められるとき

(2) その他知事が適当と認めるとき

2 法第12条第1項の規定による許可(法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされるものを含む。)又は法第30条第1項の規定による許可(法第34条第1項の規定により許可があったものとみなされるものを含む。)を受けた者は、当該許可に係る土石の堆積に関する工事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の一部について法第17条第4項又は法第36条第4項に規定する確認を申請することができる。

(1) 土石の堆積を行う土地について、分割しても災害防止上支障がなく使用に供することができるとして認められるとき

(2) その他知事が適当と認めるとき

(届出書に添付する書類)

第16条 省令第52条第1項及び省令第82条第1項の届出書には、省令第52条第2項の表に掲げる図面及び同項の写真のほか、省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面(土地の断面図、崖の断面図、擁壁の断面図及び崖面崩壊防止施設の断面図に限る。)並びに第4条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 省令第52条第3項及び省令第82条第3項の届出書には、省令第52条第4項の表に掲げる図面及び同項の写真のほか、省令第7条第2項第1号の表に掲げる図面(土地の断面図に限る。)並びに第4条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。この場合において、同条第4項後段の規定を準用する。

3 省令第55条又は省令第85条の届出書には、位置図、土地の平面図、工事をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真並びに第4条第3項第9号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

4 省令第56条又は省令第86条の届出書には、位置図、地形図、土地の平面図、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した土地及びその付近の状況を明らかにする写真並びに第4条第3項第3号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

5 省令第58条第1項第2号及び同条第2項第2号の規則で定める書類は、第4条第3項第1号から第3号まで及び第9号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類とする。この場合において、土石の堆積に関する工事にあっては、同条第4項後段の規定を準用する。

(変更の届出)

第17条 法第21条第1項又は法第40条第1項の規定による届出後に、当該届出に係る工事の計画を変更しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあっては宅地造成又は特定盛土等に関する工事内容の変更届(別記第17号様式)に、土石の堆積に関する工事にあっては土石の堆積に関する工事内容の変更届(別記第18号様式)に、当該変更の内容を明らかにする書類を添付して、知事に届け出なければならない。ただし、当該変更について、法第12条第1項若しくは法第40条第1項の規定による許可を申請する場合又は法第27条第1項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

2 法第21条第3項又は法第40条第3項の規定による届出後に、当該届出に係る工事の計画を変更しようとする者は、擁壁等に関する工事内容の変更届(別記第19号様式)に、当該変更の内容を明らかにする書類を添付して、知事に届け出なければならない。ただし、当該変更について、法第12条第1項若しくは法第40条第1項の規定による許可を申請する場合又は法第27条第1項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

(工事着手の届出)

第18条 次の各号に掲げる許可を受けた者又は届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事に着手したときは、速やかに、工事着手届(別記第20号様式)に、工事着手の状況及び法第49条の標識を掲示していることを明らかにする写真を添付して、知事に届け出なければならない。

- (1) 法第12条第1項の規定による許可(法第15条各項の規定により許可があったものとみなされるものを含む。)
- (2) 法第30条第1項の規定による許可(法第34条各項の規定により許可があったものとみなされるものを含む。)
- (3) 法第27条第1項による届出(法第27条第5項の規定により届出をしたものとみなされるものを含む。)

(工事休止等の届出)

第19条 前条、法第21条第1項若しくは第3項又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出後に、工事を休止し、廃止し、又は再開したときは、速やかに、休止等届(別記第21号様式)に、当該工事に係る土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第20条 次の各号に掲げる許可を受けた者又は届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事が完了したときは、当該工事を完了した日から4日以内に、工事完了届(別記第22号様式)に、当該工事に係る土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に届け出なければならない。

- (1) 法第12条第1項の規定による許可(法第15条第2項の規定により許可があったものとみなされるものに限る。)
- (2) 法第30条第1項の規定による許可(法第34条第2項の規定により許可があったものとみなされるものに限る。)
- (3) 法第21条第1項又は第3項の規定による届出

- (4) 法第27条第1項の規定による届出(法第27条第5項の規定により届出をしたものとみなされるものを含む。)
- (5) 法第40条第1項又は第3項の規定による届出

(申請の取下げ)

第21条 次の各号に掲げる許可を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第23号様式)を知事に提出しなければならない。

- (1) 法第12条第1項の規定による許可(法第16条第1項の規定による変更の許可を含む。)
- (2) 法第30条第1項による許可(法第35条第1項の規定による変更の許可を含む。)

(法第12条第1項、法第16条第1項、法第30条第1項又は法第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第22条 省令第88条の規定による書面の交付の求めは、適合証明書交付申請書(別記第24号様式)によるものとする。

2 前項の適合証明書交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 土地の平面図
- (3) 地図の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(調書の調製)

第23条 知事は、宅地造成等に関する工事の状況を明らかにするため、盛土等調書(別記第25号様式)(次項において「調書」という。)を調製し、これを保管するものとする。

2 知事は、別に定めるところにより、調書を常に一般の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があつたときは、その写しを交付するものとする。

(書類の経由)

第24条 法(第21条第1項及び法第40条第1項を除く。)及び省令(第88条を除く。)の規定により知事に提出する書類は、正本1通副本2通とし、宅地造成等に関する工事を行う土地の所在地を管轄する市町村長を経由して提出しなければならない。

2 法(第21条第1項及び第40条第1項に限る。)、省令(第88条に限る。)及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副各1通とし、知事に対して直接提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

細則様式一覧

- 別記第1号様式 身分を示す証明書
 別記第2号様式 試掘等の許可証
 別記第3号様式 宅地造成等区域内権利者一覧
 別記第4号様式 宅地造成等同意書
 別記第5号様式 住民への周知報告書
 別記第6号様式 工事主の資力及び信用に関する申告書
 別記第7号様式 工事施行者の能力に関する申告書
 別記第8号様式 設計者の資格に関する申告書
 別記第9号様式 不許可通知書
 別記第10号様式 宅地造成又は特定盛土等に関する工事協議書
 別記第11号様式 土石の堆積に関する工事協議書
 別記第12号様式 協議結果通知書
 別記第13号様式 宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更協議書
 別記第14号様式 土石の堆積に関する工事変更協議書
 別記第15号様式 軽微な変更届
 別記第16号様式 定期報告書
 別記第17号様式 宅地造成又は特定盛土等に関する工事内容の変更届
 別記第18号様式 土石の堆積に関する工事内容の変更届
 別記第19号様式 擁壁等に関する工事内容の変更届
 別記第20号様式 工事着手届
 別記第21号様式 休止等届
 別記第22号様式 工事完了届
 別記第23号様式 取下げ届
 別記第24号様式 適合証明書交付申請書
 別記第25号様式 盛土等調書

別記第1号様式（第3条関係）

(第1面)

第 号	身分を示す証明書
職 名	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
熊本県知事	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- 注 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 2 「法令の条項」の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 3 「該当の有無」の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

別記第2号様式（第3条関係）

熊本県指令 第 号	
試掘等の許可証	
住 所	
氏 名	
<p>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項前段の規定により、 次のとおり土地の試掘等を許可します。</p>	
1 行為目的	
2 行為場所	
3 行為期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
年 月 日	
熊本県知事 印	

別記第3号様式（第4条関係）

宅地造成等区域内権利者一覧				
所在地及び地番	面積 (平方メートル)	権利の種別	権利者の氏名	摘要

注 「権利の種別」の欄には、所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る。）、賃借権、使用貸借権、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断します。）等の別を記入してください。

別記第4号様式（第4条関係）

宅地造成等同意書

年 月 日

工事主 住 所

(所在地)

氏 名

様

(名称及び代表者氏名)

権利者 住 所

(所在地)

氏 名

印

(名称及び代表者氏名)

私が権利を有する次の物件について、宅地造成及び特定盛土等規制法
の規定による宅地造成等に関する工事
の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

第12条第1項
第30条第1項

を行うことに同意します。

所在地及び地番	面積 (平方メートル)	権利の種別	摘要

注 1 「権利の種別」の欄には、所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る。）、賃借権、使用貸借権、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断します。）等の別を記入してください。

2 この同意書には、同意者の印鑑に関する証明書を添付してください。

別記第5号様式（第4条関係）

住民への周知報告書

年 月 日

熊本県知事

様

工事主 住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

宅地造成等及び特定盛土等規制法 第11条
第29条 の規定に基づき、宅地造成等又は特定盛土等若

しくは土石の堆積に関する工事について、次のとおり周辺住民への周知のため必要な措置を講じましたので報告します。

1 土地の所在地及び地番	
2 住民への周知の方法	<input type="checkbox"/> 工事内容の説明会開催 <input type="checkbox"/> 工事内容の書面を周辺地域の住民に配布 <input type="checkbox"/> 工事内容の掲示及びインターネットでの閲覧
3 周知の範囲	
4 説明会概要	開催日時 : 年 月 日 時 分から 時 分まで 説明会場名称 : 説明会場住所 :
5 配布期間又は閲覧期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 掲示場所	

注 1 この報告書には、周知実施状況がわかる書類（写真、配布資料等）を添付してください。

2 2欄は、該当する項目全ての□にレ印を記入してください。

3 4欄から6欄は、該当する欄のみ記入してください。

別記第6号様式（第4条関係）

工事主の資力及び信用に関する申告書						
年　月　日						
熊本県知事　様 申請者　住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名)						
宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第12条第2項第2号} \\ \text{第30条第2項第2号} \end{array} \right\}$ に規定する必要な資力及び 信用について次のとおり申告します。						
設立年月日		年　月　日	資本金	千円		
法令による登録等						
従業員数		人				
前年度事業量		千円	資産総額	千円		
前年度納税額		法人税又は所得税 事業税	千円			
主たる取引金融機関						
役員略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
宅地造成等工事施工経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面積 (平方メートル)	許可の年月日 及び番号	着工及び完了の年月
					年　月　日 第	年　月着工 年　月完了
					年　月　日 第	年　月着工 年　月完了
					年　月　日 第	年　月着工 年　月完了
					年　月　日 第	年　月着工 年　月完了
注 1 「法令による登録等」の欄には、宅地建物取引業による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の許可等について記入してください。 2 「宅地造成等工事施工経歴」の「許可の年月日及び番号」の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可又は都市計画法に基づく開発許可に該当する場合に記入してください。						

別記第7号様式（第4条関係）

工事施工者の能力に関する申告書						
年　月　日						
熊本県知事　様 工事主　住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名)						
宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第12条第2項第3号} \\ \text{第30条第2項第3号} \end{array} \right\}$ に規定する必要な能力について次のとおり申告します。						
設立年月日		年　月　日	資本金	千円		
法令による登録等						
従業員数	事　務	技　術	労　務	計		
	人	人	人	人		
前年度納税額		法人税又は所得税 事業税	千円			
主たる取引金融機関		千円				
建設業法第26条による主任技術者の住所及び氏名						
技術者略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成等工事施工経歴	注文主の氏名	元請、下請の別	工事施行場所	面積 (平方メートル)	許可の年月日 及び番号	着工及び完了の年月
					年　月　日 第	年　月着工 年　月完了
					年　月　日 第	年　月着工 年　月完了
					年　月　日 第	年　月着工 年　月完了
					年　月　日 第	年　月着工 年　月完了
注 1 「法令による登録等」の欄には、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の許可等について記入してください。 2 「宅地造成等工事施工経歴」の「許可の年月日及び番号」の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可又は都市計画法に基づく開発許可に該当する場合に記入してください。						

別記第8号様式（第4条関係）

設計者の資格に関する申告書				
年　　月　　日				
熊本県知事　　様				
申告者　住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名)				
宅地造成及び特定盛土等規制法 第13条第2項 第31条第2項 に規定する設計者の資格について 次のとおり申告します。				
法 宅 施 地 行 造 令 及 第 2 び 2 特 定 の 盛 土 該 資 格 制	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第35条第1号 <input type="checkbox"/> 昭和37年3月29日付建設省告示1005号第1号 <input type="checkbox"/> 第5号　　□　同　　第2号 <input type="checkbox"/> □　同　　第3号 <input type="checkbox"/> □　同　　第4号			
	資格内容		取得年月日	登録又は合格の番号
建 築 士 の 資 格 等	<input type="checkbox"/> 技術士(○○部門)	年　月　日		
	<input type="checkbox"/> 一級建築士			
学 歴	学校の名称	学部及び学科	所在地	修行年限
実 務 経 歴	勤務先	所在地	職名	在職期間（合計　年　月）
				年　月から　年　月まで
				年　月から　年　月まで
				年　月から　年　月まで
				年　月から　年　月まで
設 計 経 歴	事業主体	工事施行者	施工場所	面積 (平方メートル)
				年　月　日 第
				年　月　日 第
				年　月　日 第
				年　月　日 第

- 注
- 該当する□にレ印を記入してください。
 - 「建築士等の資格」の欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条の該当資格として昭和37年3月29日付建設省告示1005号第2号又は同第3号に該当する場合に記入してください。
 - 「学歴」の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入してください。
 - 「実務経歴」及び「設計経歴」の欄には、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する経験のみを記入してください。
 - この申告書には、卒業証明書等、資格を有する者であることを証する書類を添付してください。

別記第9号様式（第7条関係）

熊本県指令 第 号							
不許可通知書							
住 所							
氏 名							
年 月 日 付けで申請がありました に関する工事については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号） 第14条第2項（第16条第3項において準用する場合を含む。） 第33条第2項（第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可しません。							
年 月 日							
熊本県知事							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 土地の所在地及び地番</td><td></td></tr> <tr><td>2 工事主住所氏名</td><td></td></tr> <tr><td>3 不許可の理由</td><td></td></tr> </table>		1 土地の所在地及び地番		2 工事主住所氏名		3 不許可の理由	
1 土地の所在地及び地番							
2 工事主住所氏名							
3 不許可の理由							
教示							
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求することができます。 ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。							
2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。 ただし、この処分があつたことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。							

別記第10号様式（第8条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事協議書																			
年 月 日																			
熊本県知事 様																			
協議者 名称及び代表者氏名																			
宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第1項 第34条第1項 の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について協議します。																			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 工事主住所氏名</td><td></td></tr> <tr><td>2 設計者住所氏名</td><td></td></tr> <tr><td>3 工事施行者住所氏名</td><td></td></tr> <tr><td>4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)</td><td>(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)</td></tr> <tr><td>5 土地の面積</td><td>平方メートル</td></tr> <tr><td>6 工事着手前の土地利用状況</td><td></td></tr> <tr><td>7 工事完了後の土地利用</td><td></td></tr> <tr><td>8 盛土のタイプ</td><td>平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土</td></tr> <tr><td>9 土地の地形</td><td>溪流等への該当 有・無</td></tr> </table>		1 工事主住所氏名		2 設計者住所氏名		3 工事施行者住所氏名		4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	5 土地の面積	平方メートル	6 工事着手前の土地利用状況		7 工事完了後の土地利用		8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	9 土地の地形	溪流等への該当 有・無
1 工事主住所氏名																			
2 設計者住所氏名																			
3 工事施行者住所氏名																			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)																		
5 土地の面積	平方メートル																		
6 工事着手前の土地利用状況																			
7 工事完了後の土地利用																			
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土																		
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無																		
工事の概要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル																	
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル																	
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル																
		切 土	立方メートル																
	エ 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長														
				メートル	メートル														
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長														
				メートル	メートル														
カ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長															
			センチ	メートル															
キ 崖面の保護の方法																			
ク 崖面以外の地表面の保護の方法																			

ケ 工事中の危害防止のための措置			
コ その他の措置			
サ 工事着手予定年月日	年 月 日		
シ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ス 工程の概要			
11 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たつて付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名	係員氏名		
注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならぬ工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください。（複数選択可）。 6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

別記第11号様式（第8条関係）

土石の堆積に関する工事協議書		
年 月 日		
熊本県知事	様	
協議者 名称及び代表者氏名		
宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第1項 第34条第1項 の規定により、土石の堆積に関する工事について協議します。		
1 工事主住所氏名		
2 設計者住所氏名		
3 工事施行者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
7 工事の概要		
オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
キ 空地の設置	番号	空地の幅
		メートル
ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
コ 工事中の危害防止のための措置		
サ その他の措置		

シ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ス 工事完了予定年月日	年 月 日		
セ 工 程 の 概 要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議に当たつて付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名	係員氏名		
注1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 4 7欄ヶは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

別記第12号様式（第9条関係）

協議結果通知書	
第 号	年 月 日
名称及び代表者氏名	
熊本県知事	
年 月 日付けで（変更）協議がありました に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号） 第15条第1項（第16条第3項の規定において準用する場合を含む。） 第34条第1項（第35条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、 次のとおり成立することとしますので通知します。	
1 工事をする土地の所在地 及 び 地 番	
2 工事主住所 氏名	
3 協議対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
4 工事期間 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日	
5 条件	

別記第13様式（第10条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更協議書					
年 月 日 熊本県知事 様					
協議者 名所及び代表者氏名					
宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第3項の規定において準用する第15条第1項 の 第35条第3項の規定において準用する第34条第1項 の 規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更について協議します。					
1 工事主住所氏名					
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無				
工事の概要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	工擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	オ崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
力排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	
キ 崖面の保護の方法					
ク 崖面以外の地表面の保護の方法					

ケ 工事中の危害防止のための措置			
コ その他の措置			
サ 工事着手予定年月日	年 月 日		
シ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ス 工程の概要			
11 その他必要な事項			
12 変更の理由			
13 協議結果通知書の日付 及び番号	年 月 日 第 号		
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たつて付した条件	※協議番号欄
年 月 日 第 号			年 月 日 第 号
係員氏名	係員氏名		
注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいづれかに○印を付してください。 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 8 この協議書には、変更の内容を明らかにする書類を添付してください。			

(表)

別記第14号様式（第10条関係）

土石の堆積に関する工事変更協議書			年	月	日
熊本県知事 様					
協議者 名称及び代表者氏名					
宅地造成及び特定盛土等規制法〔第16条第3項の規定において準用する第15条第1項 第35条第3項の規定において準用する第34条第1項〕の規定により、土石の堆積に関する工事の計画の変更について協議します。					
1 工事主住所氏名					
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事の目的					
7 工事の概要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル			
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル			
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル			
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配				
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置				
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良				
	その他の必要な措置				
キ 空地の設置	番号	空地の幅			
		メートル			
ク 雨水その他の地表水を有效地に排除する措置					
ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置					
コ 工事中の危害防止のための措置					
サ その他の措置					
シ 工事着手予定年月日	年 月 日				

ス工事完了予定期日	年 月 日		
セ工程の概要			
8 その他必要な事項			
9 変更の理由			
10 協議結果通知書の日付 及び番号	年 月 日	第 号	※協議に当たって付した条件
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議済番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
 4 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
 6 この協議書には、変更の内容を明らかにする書類を添付してください。

別記第15号様式（第11条関係）

軽微な変更届	
年　月　日	
熊本県知事	様
工事主　住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名)	
<p style="margin-left: 40px;">{ 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項 宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第2項 熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第11条第3項 }</p> <p style="margin-left: 40px;">の規定により、軽微な変更について届け出ます。</p>	
1 許可等の年月日及び番号	年　月　日　第　　号
2 工事をしている土地の所在地 及び地番	
3 軽微な変更の内容	
4 変更の理由	
<p>注 1欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項（第16条第3項の規定において準用する場合を含む。）又は第34条第1項（第35条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により成立した協議に係る工事について届け出る場合は、当該協議に係る協議結果通知書の日付及び番号を記載してください。</p>	

別記第16号様式（第14条関係）

定期報告書		
年　月　日		
熊本県知事	様	
工事主　住　所 (所在地) 氏　名 (名称及び代表者氏名)		
<p>宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第19条第1項 第38条第1項 } の規定により、宅地造成若しくは特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施状況等について報告します。</p>		
共通事項	1 工事が施行される土地の所在地	年　月　日
	2 許可年月日及び許可番号	第
	3 前回の報告年月日 (2回目以降の報告を行う場合)	
	4 工事の実施の状況	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	1 報告の時点における盛土又は切土の高さ	
	2 報告の時点における盛土又は切土の面積	
	3 報告の時点における盛土又は切土の土量	
	4 報告の時点における擁壁等に関する工事の施工状況	
土石の堆積に関する工事	1 報告の時点における土石の堆積の高さ	
	2 報告の時点における土石の堆積の面積	
	3 報告の時点における堆積されている土石の土量	
	4 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

注 1 「工事の実施の状況」の欄には、工事をしている土地及びその付近の状況について簡潔に記載してください。

2 この報告書には、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

- ア 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近を明らかにする写真
- イ 地盤、崖面若しくは土地の地表面（崖面であるもの及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第15条第2項各号に掲げる地表面であるものを除く。）について講じた措置又は擁壁、崖面崩壊防止装置若しくは排水施設の設置の状況を明らかにするもの
- ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項の規定により同法第12条第1項の許可があったものとみなされるもの又は同法第34条第2項の規定により同法第30条第1項の許可があったものとみなされるものであって、工事の計画を変更したときは、当該変更の内容を明らかにする書類

(2) 土石の堆積に関する工事の場合

- ア 報告の時点における土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- イ 土石の堆積の状況を明らかにするもの

別記第17号様式（第17条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事内容の変更届

年　月　日

熊本県知事

様

工事主 住 所

（所在地）

氏 名

（名称及び代表者氏名）

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第17条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更について届け出ます。

1 初当届出の受付年月日及び番号	年	月	日	第	号
2 工事施行者 住 所 氏 名					
3 び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
4 工事をしている土地の面積	平方メートル				
5 盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
6 盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル				
7 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
8 盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛 土	立方メートル			
	切 土	立方メートル			
9 工事着手年月日	年	月	日		
10 工事完了予定期年月日	年	月	日		
11 工事の進捗状況					
12 変 更 の 理 由					

注 1 2欄は、工事施行者が法人であるときは、当該法人の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 3欄は、代表地点の緯度及び経度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入して下さい。

3 この届書には、変更の内容を明らかにする書類を添付してください。

別記第18号様式（第17条関係）

土石の堆積に関する工事内容の変更届	
年　月　日	
熊本県知事	様
工事主　住　所 (所在地)	
氏　名 (名称及び代表者氏名)	
熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第17条第1項の規定により工事の計画の変更について届け出ます。	
1 当初届出の受付年月日及び番号	年　月　日　第　　号
2 工事施行者住所氏名	
3 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度：　度　分　秒、 経度：　度　分　秒)
4 工事をしている土地の面積	平方メートル
5 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
6 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
7 土石の堆積の最大堆積量	立方メートル
8 工事着手年月日	年　月　日
9 工事完了予定年月日	年　月　日
10 工事の進捗状況	
11 変更の理由	
注 1 2欄は、工事施行者が法人であるときは、当該法人の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 3欄は、代表地点の緯度及び経度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入して下さい。 3 この届書には、変更の内容を明らかにする書類を添付してください。	

別記第19号様式（第17条関係）

擁壁等に関する工事内容の変更届	
年　月　日	
熊本県知事	様
工事主　住　所 (所在地)	
氏　名 (名称及び代表者氏名)	
熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第17条第2項の規定により、擁壁等に関する工事の計画の変更について届け出ます。	
1 当初届出の受付年月日及び番号	年　月　日　第　　号
2 工事をしている土地の所在地及び地番	
3 行おうとする工事の種類及び内容	
4 工事着手年月日	年　月　日
5 工事完了予定年月日	年　月　日
6 変更の理由	
注 この届書には、変更の内容を明らかにする書類を添付してください。	

別記第20号様式（第18条関係）

工事着手届		年 月 日
熊本県知事 様		
工事主 住 所		
(所在地)		
氏 名		
(名称及び代表者氏名)		
熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第18条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 許可等の年月日及び番号	年 月 日 号	
2 土地の所在地及び地番		
3 工事着手年月日	年 月 日	
4 工事実行者	住所及び氏名	
	連絡先	電話番号
5 主任監理技術者又は	住所及び氏名	
	連絡先	電話番号

注 1 1欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により成立した協議に係る工事について届け出る場合は当該協議に係る協議結果通知書の日付及び番号を、同法第27条第1項の規定による届出に係る工事について届け出る場合は当該届出の受付年月日及び番号を記載してください。
 2 4欄は、工事実行者が法人の場合は、当該法人の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
 3 5欄は、建設工事の工事現場においてこれらの技術者を設置している場合に記載してください。
 4 この届書には、工事着手の状況及び法第49条の標識を掲示していることがわかる写真を添付してください。

別記第21号様式（第19条関係）

休止等届	
熊本県知事 様	
工事主 住 所	
(所在地)	
氏 名	
(名称及び代表者氏名)	
盛土等に関する工事を 休止 廃止 再開 したので、熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第19条の規定により届け出ます。	
1 許可等の年月日及び番号	年 月 日 号
2 工事をしている土地の所在地及び地番	
3 休止、再開又は廃止の理由	

注 1 1欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により成立した協議に係る工事について届け出る場合は当該協議に係る協議結果通知書の日付及び番号を、同法第21条第1項若しくは第3項、同法第27条第1項又は同法第40条第1項若しくは第3項による届出に係る工事について届け出る場合は当該届出の受付年月日及び番号を記載してください。
 2 この届書には、当該工事に係る土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。

別記第22号様式（第20条関係）

工事完了届	
年　月　日	
熊本県知事　　様	
工事主　住　所 (所在地)	
氏　名	
(名称及び代表者氏名)	
熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第20条の規定により、工事の完了について届け出ます。	
1 工　事　完　了　年　月　日	年　月　日
2 受付等の年月日及び番号	年　月　日 第　　号
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工　事　施　行　者　住　所　氏　名	
5 備　考	

注 1 2欄は、宅地造成又は特定盛土等規制法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項、又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出について届け出る場合は、当該届出の受付年月日及び番号を記載してください。
 2 4欄は、工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
 3 この届書には、当該工事に係る土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。

別記第23号様式（第21条関係）

取下げ届	
年　月　日	
熊本県知事　　様	
工事主　住　所 (所在地)	
氏　名	
(名称及び代表者氏名)	
熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第21条の規定により届け出ます。	
1 申　請　年　月　日	年　月　日　号
2 土　地　の　所　在　地　及　び　地　番	
3 取　下　げ　理　由	

熊本県「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）許可申請の手引き（令和7年4月）」

別記第24号様式（第22条関係）

適合証明書交付申請書	
年　月　日	
熊本県知事　様	
申請者　住所 (所在地) 氏　名 (名称及び代表者氏名)	
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、以下の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることの証明を申請します。	
1 申　請　目　的	<input type="checkbox"/> 建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付
	<input type="checkbox"/> 建築基準法第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付
	<input type="checkbox"/> 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）の認定
2 工事をしている土地の所在地及び地番	
3 工　事　主　住　所　氏　名	
4 許　可　年　月　日 及　び　許　可　番　号	年　月　日　指令第　号
5 添　付　書　類 (建築計画の概要)	<input type="checkbox"/> 位置図
	<input type="checkbox"/> 土地の平面図
	<input type="checkbox"/> 地図の写し <input type="checkbox"/> その他（　　）

※	第　号 年　月　日	
	適合証明書	
上記の計画について、宅地造成及び特定盛土等規制法第　　条第　　項に適合していることを証明します。		
熊本県知事		印

注 1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 4欄は、当該土地に係る宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく全ての許可（当初許可及び変更許可）について記載してください。

別記第25号様式（第23条関係）

盛土等調書	種別			工事の種別	
	法12条許可 法30条許可	法21条1項 法40条1項	法27条	宅地造成 特定盛土等	土石の堆積
			年度	番号	
盛土許可年月日 許可番号 熊本県指令第	協議号	協議終了年月日 番号 第	届出年月日 号		
土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	緯度			経度	
	土地の面積等	土地の面積 平方メートル	工区数	工区ごとの土地の面積 平方メートル	工区ごとの盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル
		工区		平方メートル	平方メートル
盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積	メートル	盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積量	盛土 切土	立方メートル	
	平方米		立方メートル		
	平方メートル	土石の堆積	立方メートル		
工事完了後の土地利用					
工事着手予定年月日 ※3		工事完了	予定年月日		
			完了年月日		
変更許可番号 ※4	変更の内容				
工事完了検査	工区名	検査済証年月日 ※5	検査済証番号	摘要	
備考	位置図：別添のとおり 土地の平面図：別添のとおり 休止・再開・廃止履歴：				

※1 協議の場合は協議の内容を、開発許可に記載しない場合の場合は開発許可の内容を記載すること

※2 変更協議の場合は変更協議の内容を記載すること

※3 法第21条第1項又は法第40条第1項の届出の場合は、工事着手年月日を記載すること

※4 法第28条第1項の変更届出、17条各項の工事内容変更届出の場合は、その受理日を記載すること

※5 第20条の工事完了届出の場合は、その受理日を記載すること

資5 熊本県盛土等調書閲覧規定

令和7年熊本県告示第263号

（趣旨）

第1条 この規程は、熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年熊本県規則第21号）第23条に規定する盛土等調書及びその添付書類（以下、「調書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧場所）

第2条 閲覧場所は、土木部建築住宅局建築課に置く。

（閲覧日）

第3条 閲覧日は、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

（閲覧時間）

第4条 閲覧時間は、午前9時から午後4時45分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
2 知事は、調書等の整理その他必要があると認めるときは、閲覧の休日を臨時に設け、又は閲覧時間を短縮することができる。

（閲覧手数料）

第5条 閲覧手数料は、無料とする。

（閲覧の申請）

第6条 調書等を閲覧しようとする者は、閲覧簿（別記第1号様式）に所定の事項を記入し、知事に提出しなければならない。

（調書等の持出禁止）

第7条 調書等は、これを閲覧場所の外に持ち出してはならない。

（写しの交付の請求）

第8条 調書等の写しの交付を請求しようとする者は、盛土等調書の写しの交付請求書（別記第2号様式）を、知事に提出しなければならない。

（閲覧上の遵守事項）

第9条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調書等の閲覧は、所定の閲覧場所において行なうこと。
- (2) 調書等を汚損し、又はき損しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) その他係員の指示する事項

2 前項の規定に違反する者又はそのおそれのある者の閲覧は、これを停止し、又は禁止することがある。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）閲覧簿

別記第2号様式（第8条関係）盛土等調書の写しの交付請求書

別記第1号様式（第6条関係）

閲覧簿									
年　月　日									
熊本県知事	様								
閲覧申請者（閲覧に来られた方）　住所 （所在地） 氏名 （名称及び氏名） 連絡先									
下記の閲覧制度の目的を理解したうえで、盛土等調書の閲覧を申請いたします。									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">1 閲 覧 対 象 調 書</th> <th style="width: 70%;">第　　　　　号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; padding: 5px;"> 閲 覧 依 賴 者 ※閲覧申請者以外の方から閲覧を依頼された場合は記入してください。 2 </td> <td style="padding: 5px;">住所 (所在地)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名 (名称及び代表者氏名)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電話番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;"> 係員確認欄 </td> </tr> </tbody> </table>		1 閲 覧 対 象 調 書	第　　　　　号	閲 覧 依 賴 者 ※閲覧申請者以外の方から閲覧を依頼された場合は記入してください。 2	住所 (所在地)	氏名 (名称及び代表者氏名)	電話番号	係員確認欄	
1 閲 覧 対 象 調 書	第　　　　　号								
閲 覧 依 賴 者 ※閲覧申請者以外の方から閲覧を依頼された場合は記入してください。 2	住所 (所在地)								
	氏名 (名称及び代表者氏名)								
	電話番号								
係員確認欄									
<p>【閲覧制度の目的とお願い】</p> <p>盛土等調書の閲覧制度は、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事によって受けれる住環境の影響を知り得る機会を提供するとともに、違反盛土等の未然防止、無許可案件の売買防止などを目的として設けられた消費者保護の制度です。</p> <p>閲覧によって得られた情報の営利目的での利用については、御遠慮ください。</p> <p>なお、営利目的での利用が発覚した場合には、その後の閲覧を制限する場合がありますので、適正な利用について御理解と御協力をよろしくお願いします。</p>									

別記第2号様式（第8条関係）

盛土等調書の写しの交付請求書													
年　月　日													
熊本県知事	様												
請求者　住所 （所在地） 氏名 （名称及び代表者氏名）													
熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第23条第2項の規定により、次のとおり盛土等調書の写しの交付を受けたいので請求します。													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">1 許 可 番 号</th> <th style="width: 50%;">第　　　　　号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">2 許 可 年 月 日</td> <td style="padding: 5px;">年　月　日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 土地の所在地及び地番</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 工 事 主 住 所 氏 名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 写しを必要とする理由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6 写しの交付請求枚数</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> 調書　　枚　　図面　　枚 </td> </tr> </tbody> </table>		1 許 可 番 号	第　　　　　号	2 許 可 年 月 日	年　月　日	3 土地の所在地及び地番		4 工 事 主 住 所 氏 名		5 写しを必要とする理由		6 写しの交付請求枚数	調書　　枚　　図面　　枚
1 許 可 番 号	第　　　　　号												
2 許 可 年 月 日	年　月　日												
3 土地の所在地及び地番													
4 工 事 主 住 所 氏 名													
5 写しを必要とする理由													
6 写しの交付請求枚数	調書　　枚　　図面　　枚												

資6 参考様式

誓約書

誓 約 書	
熊本県知事	様
<p>私は、以下の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。</p> <p>破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>盛土規制法又は盛土規制法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（熊本県知事が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）</p> <p>盛土規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）</p> <p>熊本県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団員密接関係者</p> <p>その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>	
年　　月　　日	
住　所 (所在地)	
氏　名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	印

事前相談書

事前相談書の参考様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

熊本県 盛土 相談 検索

盛土関連相談カード	
※太黒線で囲まれた箇所を御記入ください。	
<input type="radio"/> 相談日	令和 年 月 日
<input type="radio"/> 相談者 法人名・氏名	
住所	
電話番号	
Mail	
<input type="radio"/> 事業者 法人名	
<input type="radio"/> 相談場所	
<input type="checkbox"/> 規制区域	□宅地造成等工事規制区域 □特定盛土等規制区域
<input type="radio"/> 相談概要	
<input type="radio"/> 工事概要	
<input type="radio"/> 相談内容	

[規制区域]県ホームページに掲載している地図にてご確認ください。
URL: <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/215458.html>

資7 ホームページ（HP）の紹介

国土交通省HP 「盛土規制法ポータル」

<https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-hourei.html>

国土交通省 盛土

熊本県建築課HP 「盛土規制法」の運用について【トップページ】

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/171936.html>

熊本県 盛土

熊本県建築課HP 「盛土規制法」関係様式

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/229280.html>

熊本県 盛土 様式

熊本県建築課HP 「盛土規制法」事前相談

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/230343.html>

熊本県 盛土 相談

熊本県建築課HP 「盛土規制法」規制区域

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/215458.html>

熊本県 盛土 規制区域

熊本県建築課HP 建築確認申請に添付する盛土規制法関係の自己申告シート

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/230149.html>

熊本県 盛土 自己申告シート

資8 改正履歴等

資8-1 宅地造成等規制法の改正【令和5年5月26日施行】【県内は令和7年4月1日適用】

①スキマのない規制

- ・宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」が改正され、土地の用途（宅地、農地、森林）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制
- ・規制区域（「宅造区域」及び「特盛区域」）内では、盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象

②盛土等の安全性の確保

- ・盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・許可が必要となる宅地造成等に対して、土地所有者等の全員の同意、周辺住民への事前周知、現場での標識掲出、中間検査、定期報告の実施

③責任の所在の明確化

- ・盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務
- ・土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

④実効性のある罰則の措置

- ・条例による罰則の上限より高い水準に強化等

⑤「土地の形質の変更」及び「土石の堆積」に関する技術的基準の改正

- ・宅造区域において、「盛土で高さ 2m 超」、「土石の堆積」を新たに対象に追加
- ・特盛区域において、「土地の形質の変更」、「土石の堆積」を新たに対象に追加
- ・擁壁、排水施設、その他の施設として、「崖面崩壊防止施設」に関する規定を追加
- ・地盤について講ずる措置として、「盛土内に浸透した地表水等を排除するための棟水槽の設置」、「渓流等において高さ 15m 超の盛土をする場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算により盛土後の地盤の安定が保たれることの確認」に関する規定を追加
- ・崖面崩壊防止施設の設置について、「高さ 1m 超の盛土による崖を生じる場合等で、擁壁の機能を損なう事象（地盤の変動等）の生じるおそれがあるときは、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設の設置」、「崖面崩壊防止施設の構造規定」に関する規定を追加
- ・「擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置を要しない崖面には石張り等の措置」、「崖面以外の地盤縫には植栽、芝張り等の措置」に関する規定を追加
- ・排水施設の設置について、「盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土内へ地下水が侵入するおそれがあるときについて、地下水を排除する排水施設の配置・構造」に関する規定を追加
- ・土石の堆積について、新たな技術的基準を規定

《改定履歴》

初版 令和7年3月 7日（暫定版）
第2版 令和7年3月31日（令和7年4月版）

熊本県土木部建築住宅局
建築課盛土対策・宅地指導班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
電話 096-333-2542
FAX 096-384-9820